目 次

#### 津市条例

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

津市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

津市公共下水道条例の一部を改正する条例

#### 津市規則

津市契約規則及び津市建設工事執行規則の一部を改正する規則

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

#### 津市告示

放置自転車の撤去及び保管

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定

議会の認定を得た決算の公表

市の区域に新たに土地を生じたことの確認

町の区域変更

議決を経た予算等の公表

財政公表

公示送達

公示送達

#### 津市公告

負傷動物の収容

開発行為に関する工事の完了

地域計画案の縦覧

条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

負傷動物の収容

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

#### 津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の事後審査型条件付一般競争人札の執行 津市消防本部告示 指定催しの指定 津市消防本部公告 消防用設備等の設置維持命令 津市教育委員会告示 津市選挙管理委員会告示 津市選挙管理委員会告示 津市議会の議員及び津市長の選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程及び津市議会の議員及び津市長の選挙に おける選挙運動用ビラ作成の光菜に関する規程の一部改正

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

住民監査請求監査の結果の公表

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月25日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市条例第29号

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の 公営に関する条例及び津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運 動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公 営に関する条例の一部改正)

第1条 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成 の公営に関する条例(平成18年津市条例第3号)の一部を次のように改正 する。

第4条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「27万655円と28円35銭」を「29万3,440円と30円73銭」に改める。

(津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に 関する条例の一部改正)

第2条 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公 営に関する条例(平成21年津市条例第3号)の一部を次のように改正する。 第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選

挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第2条の規定による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月25日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市条例第30号

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例 津市福祉医療費等の助成に関する条例(平成18年津市条例第104号)の 一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 子ども 18歳未満児をいう。

第2条第12号中「18歳未満児」を「子ども」に改める。

第7条の見出し中「提示」を「提示等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、受給資格者又は保護者等が受給資格証の提示に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法により、受給資格に係る情報(福祉医療費等の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、当該保険医療機関が当該情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

第9条の2第2項中「第7条の規定により受給資格証を提示した15歳」を「18歳」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定 は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第5号及び第12号並びに第9条の2第2項の規定は、こ の条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費について適用し、同日前

に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

津市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月25日

津市長 前 葉 泰 幸

# 津市条例第31号

津市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 津市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例(平成18年津市条例第203号) の一部を次のように改正する。

第1条中「急傾斜地崩壊対策事業」の次に「(既に設置された同法第2条第 2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設の改造その他急傾斜地の崩壊を防止する ための工事を除く。)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

津市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和7年9月25日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市条例第32号

津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

津市水道事業給水条例(平成18年津市条例第222号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

津市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和7年9月25日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市条例第33号

津市公共下水道条例の一部を改正する条例

津市公共下水道条例(平成18年津市条例第201号)の一部を次のように 改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、法第25条の10第1項の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を行おうとする場合は、この限りでない。第6条第1項中「特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第18条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 管理者が定める軽微な工事
- (2) 当該排水設備等の形状等を勘案し、指定工事店以外の者が行うことが適当なものとして管理者が定める工事
- (3) 法第25条の17又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第18条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事
- (4) 災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業 法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた公共下水道 事業の管理者を含む。以下この号において同じ。)の指定を受けた者に工 事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者 が行う工事

第7条第3項第1号中「及び身分証明書並びに経歴書」を「、市区町村長が発行する身分証明書(外国人にあっては、在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カードをいう。) 又は特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者 等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。)の写し)及び経歴書」に改め、同項第4号中「専属責任技術者名簿、専属する」を「選任責任技術者名簿、選任する」に改め、「書類」の次に「(当該選任する責任技術者が他の営業所の責任技術者を兼任している場合にあってはその兼務状況を示す書類を含む。)」を加える。

第9条第1項第1号中「が1人以上専属している」を「を選任している」に 改める。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、三重県内における他の営業所について兼任する場合は、この限りでない。

第14条第2項第5号中「専属する」を「選任する」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条第3項の規定は、この条例の施行の日以後の申請について 適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

津市契約規則及び津市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月26日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市規則第42号

津市契約規則及び津市建設工事執行規則の一部を改正する規則 (津市契約規則の一部改正)

第1条 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第27条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の 1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、契約の相手方は、同項の規定による保証証券 の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技 術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、同項の保証 委託契約を締結した金融機関等又は保証事業会社が定め、市長が認めた措 置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証 証券を提出したものとみなす。

第28条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、契約の相手方は、同項の規定による保険証券 の提出に代えて、電磁的方法であって、第1項第1号の履行保証保険契約 を締結した保険会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。こ の場合において、契約の相手方は、当該保険証券を提出したものとみなす。 第28条に次の1項を加える。
- 5 前項の規定にかかわらず、契約の相手方は、同項の規定による保証証券 の提出に代えて、電磁的方法であって、第1項第2号の工事履行保証契約 を締結した保険会社等が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。 この場合において、契約の相手方は、当該保証証券を提出したものとみな す。

(津市建設工事執行規則の一部改正)

第2条 津市建設工事執行規則(平成18年津市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第39条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の 1項を加える。

5 請負人は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、第1項又は前項の保証契約を締結した保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、請負人は、当該保証証書を市長に寄託したものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の津市契約規則の規定は、この規則の施行の日 以後に申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に申込みの誘引 が行われる契約については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の津市建設工事執行規則の規定は、この規則の 施行の日以後に申込みの誘引が行われる工事について適用し、同日前に申込 みの誘引が行われる工事については、なお従前の例による。

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月29日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市規則第43号

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成18年津市規則第2 2号)の一部を次のように改正する。

第22条の2第2項中「1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第22条の3第2項中、「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、 又は終業の時刻まで連続した2時間(」を削り、「規定による」の次に「同条 第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「日については、当該」を 「日の介護時間については、1日につき」に、「時間)」を「時間」に改める。 第28条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の期間) 第28条の2 条例第18条の2第2項の規則で定める期間は、対象職員の子 が1歳11箇月に達する日の翌々日から2歳11箇月に達する日の翌日まで の1年間とする。

附則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月29日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市規則第44号

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行 規則の一部を改正する規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (平成18年津市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 津市告示第244号

津市自転車等の放置の防止に関する条例(平成18年津市条例第209号) 第12条第2項、第13条第2項及び第14条の規定に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月16日

津市長 前 葉 泰 幸

# 1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
江戸橋二丁目地内	1	令和7年7月15日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和7年8月1日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和7年8月6日
津駅東口自転車等放置禁止区域	2	令和7年8月8日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和7年8月8日
津駅東口自転車等放置禁止区域	2	令和7年8月12日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和7年8月15日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和7年8月26日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和7年8月28日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和7年8月28日

## 2 保管期間

告示の日から90日間

## 3 連絡先

垂水自転車等保管庫

 $0\ 5\ 9-2\ 2\ 2-6\ 3\ 0\ 7$ 

## 津市告示第245号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定 居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に より告示する。

令和7年9月24日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称 株式会社RyMYKs
- 2 事業所の名称居宅介護支援事業所Nケア
- 3 事業所の所在地 津市観音寺町446番地86
- 4 指定年月日令和7年11月1日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

#### 津市告示第246号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により、令和7年第3回津市議会定例会において認定を得た一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の要領を次のとおり公表する。

令和7年9月26日

津市長 前 葉 泰 幸

令和6年度津市一般会計歳入歳出決算

令和6年度津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和6年度津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

令和6年度津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

令和6年度津市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

令和6年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

令和6年度津市椋本財産区特別会計歳入歳出決算

令和6年度津市水道事業会計決算

令和6年度津市工業用水道事業会計決算

令和6年度津市下水道事業会計決算

令和6年度津市駐車場事業会計決算

令和6年度津市モーターボート競走事業会計決算

令和6年度津市一般会計歳入歳出決算

歳 入

成 人							(単位:円)
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1市 税		41, 590, 940, 000	42, 816, 645, 245	41, 971, 508, 581	35, 713, 417	809, 423, 247	380, 568, 581
	1市 民 税	18, 489, 658, 000	19, 010, 929, 461	18, 631, 925, 987	16, 422, 825	362, 580, 649	142, 267, 987
	2固 定 資 産 税	18, 135, 028, 000	18, 706, 847, 793	18, 315, 081, 170	15, 776, 614	375, 990, 009	180, 053, 170
	3軽 自 動 車 税	972, 000, 000	1, 010, 592, 026	984, 614, 389	1, 565, 931	24, 411, 706	12, 614, 389
	4市 た ば こ 税	1, 726, 763, 000	1, 738, 505, 517	1, 738, 505, 517	0	0	11, 742, 517
	5入 湯 税	46, 000, 000	46, 563, 000	46, 563, 000	0	0	563, 000
	6都 市 計 画 税	2, 221, 491, 000	2, 303, 207, 448	2, 254, 818, 518	1, 948, 047	46, 440, 883	33, 327, 518
2地 方 譲 与 税		1, 120, 143, 000	1, 164, 202, 723	1, 164, 202, 723	0	0	44, 059, 723
	1地 方 揮 発 油 譲 与 税	223, 000, 000	240, 229, 000	240, 229, 000	0	0	17, 229, 000
	2自動車重量譲与税	717, 000, 000	735, 168, 000	735, 168, 000	0	0	18, 168, 000
	4森林環境譲与税	179, 143, 000	187, 781, 000	187, 781, 000	0	0	8, 638, 000
	5特別とん譲与税	1, 000, 000	1, 024, 723	1, 024, 723	0	0	24, 723
3利 子 割 交 付 金		14, 000, 000	19, 832, 000	19, 832, 000	0	0	5, 832, 000
	1利 子 割 交 付 金	14, 000, 000	19, 832, 000	19, 832, 000	0	0	5, 832, 000
4配 当 割 交 付 金		220, 000, 000	464, 073, 000	464, 073, 000	0	0	244, 073, 000
	1配 当 割 交 付 金	220, 000, 000	464, 073, 000	464, 073, 000	0	0	244, 073, 000
5株式等譲渡所得割交付金		220, 000, 000	642, 430, 000	642, 430, 000	0	0	422, 430, 000
	1株式等譲渡所得割交付金	220, 000, 000	642, 430, 000	642, 430, 000	0	0	422, 430, 000
6法 人 事 業 税 交 付 金		845, 000, 000	901, 144, 000	901, 144, 000	0	0	56, 144, 000
	1法 人 事 業 税 交 付 金	845, 000, 000	901, 144, 000	901, 144, 000	0	0	56, 144, 000

歳 入							(単位:円)
款	項	予 算 現 額	調定額	収 入 済 額	不納 欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
7地 方 消 費 税 交 付 金		6, 968, 000, 000	7, 228, 679, 000	7, 228, 679, 000	0	0	260, 679, 000
	1地 方 消 費 税 交 付 金	6, 968, 000, 000	7, 228, 679, 000	7, 228, 679, 000	0	0	260, 679, 000
8ゴルフ場利用税交付金		264, 000, 000	271, 285, 232	271, 285, 232	0	0	7, 285, 232
	1ゴルフ場利用税交付金	264, 000, 000	271, 285, 232	271, 285, 232	0	0	7, 285, 232
9自動車取得税交付金		1, 000	0	0	0	0	Δ1,000
	1自動車取得税交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
10 環 境 性 能 割 交 付 金		160, 000, 000	179, 430, 000	179, 430, 000	0	0	19, 430, 000
	1環 境 性 能 割 交 付 金	160, 000, 000	179, 430, 000	179, 430, 000	0	0	19, 430, 000
11 国有提供施設等所在市町村助成 交 付 金		43, 608, 000	43, 608, 000	43, 608, 000	0	0	0
	1 国有提供施設等所在市町村助成 交 付 金	43, 608, 000	43, 608, 000	43, 608, 000	0	0	0
12 地 方 特 例 交 付 金		1, 495, 097, 000	1, 639, 614, 000	1, 639, 614, 000	0	0	144, 517, 000
	1地 方 特 例 交 付 金	1, 495, 097, 000	1, 495, 097, 000	1, 495, 097, 000	0	0	0
	3新型コロナウイルス感染症対策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	0	144, 517, 000	144, 517, 000	0	0	144, 517, 000
13 地 方 交 付 税		22, 196, 505, 000	22, 553, 686, 000	22, 553, 686, 000	0	0	357, 181, 000
	1地 方 交 付 税	22, 196, 505, 000	22, 553, 686, 000	22, 553, 686, 000	0	0	357, 181, 000
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		31, 000, 000	27, 541, 000	27, 541, 000	0	0	△3, 459, 000
	1交通安全対策特別交付金	31, 000, 000	27, 541, 000	27, 541, 000	0	0	△3, 459, 000
15分担金及び負担金		613, 482, 700	587, 388, 961	581, 415, 522	403, 500	5, 569, 939	△32, 067, 178
	1分 担 金	43, 708, 700	36, 658, 983	36, 658, 983	0	0	△7, 049, 717
	2 負 担 金	569, 774, 000	550, 729, 978	544, 756, 539	403, 500	5, 569, 939	△25, 017, 461

成 八				Г					(単位: 円)
款		項		予算現額	調 定 額	収入 済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
16 使 用 料 及 び 手 数	料			1, 879, 207, 000	2, 148, 357, 920	1, 819, 069, 040	121, 170	329, 167, 710	△60, 137, 960
	1 使	<b>声</b> 用	料	1, 590, 177, 000	1, 878, 036, 450	1, 548, 747, 570	121, 170	329, 167, 710	△41, 429, 430
	2 手	数	料	289, 030, 000	270, 321, 470	270, 321, 470	0	0	△18, 708, 530
17 国 庫 支 出	金			25, 281, 596, 398	23, 678, 341, 033	23, 678, 341, 033	0	0	△1, 603, 255, 365
	1 🗷	国 庫 負 担	金	15, 713, 975, 000	15, 602, 421, 035	15, 602, 421, 035	0	0	△111, 553, 965
	2 国	国 庫 補 助	金	9, 560, 135, 398	8, 069, 252, 316	8, 069, 252, 316	0	0	△1, 490, 883, 082
	3 委	託	金	7, 486, 000	6, 667, 682	6, 667, 682	0	0	△818, 318
18 県 支 出	金			9, 155, 923, 500	8, 896, 659, 666	8, 896, 659, 666	0	0	△259, 263, 834
	1 県	負 担	金	5, 885, 965, 000	5, 847, 476, 272	5, 847, 476, 272	0	0	△38, 488, 728
	2 県	補 助	金	2, 668, 234, 500	2, 450, 259, 238	2, 450, 259, 238	0	0	△217, 975, 262
	3 委	託	金	601, 724, 000	598, 924, 156	598, 924, 156	0	0	△2, 799, 844
19 財 産 収	<u>ک</u>			322, 855, 000	378, 392, 605	378, 320, 223	0	72, 382	55, 465, 223
	1 則	才 産 運 用 収	入	158, 595, 000	158, 097, 747	158, 025, 365	0	72, 382	△569, 635
	2 則	才 産 売 払 収	入	164, 260, 000	220, 294, 858	220, 294, 858	0	0	56, 034, 858
20 寄 附	金			316, 184, 000	310, 890, 070	310, 890, 070	0	0	△5, 293, 930
	1 寄	· 附	金	316, 184, 000	310, 890, 070	310, 890, 070	0	0	△5, 293, 930
21 繰 入	金			5, 968, 643, 000	2, 046, 042, 245	2, 046, 042, 245	0	0	△3, 922, 600, 755
	1 他	也 会 計 繰 入	金	31, 858, 000	31, 858, 000	31, 858, 000	0	0	0
	2 基	金 繰 入	金	5, 936, 785, 000	2, 014, 184, 245	2, 014, 184, 245	0	0	△3, 922, 600, 755
22 繰 越	金			2, 083, 903, 760	2, 083, 903, 970	2, 083, 903, 970	0	0	210

歲入 (単位:円)

款		項	予 算 現 額	調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
		1繰 越 金	2, 083, 903, 760	2, 083, 903, 970	2, 083, 903, 970	0	0	210
23 諸 収	入		1, 649, 940, 780	1, 784, 421, 358	1, 465, 170, 871	5, 403, 206	313, 847, 281	△184, 769, 909
		1延滞金、加算金及び過料	45, 031, 000	40, 625, 761	40, 625, 761	0	0	$\triangle 4, 405, 239$
		2市 預 金 利 子	19, 505, 000	20, 735, 795	20, 735, 795	0	0	1, 230, 795
		3貸付金元利収入	65, 117, 000	101, 610, 643	64, 878, 059	0	36, 732, 584	△238, 941
		4受 託 事 業 収 入	157, 427, 000	157, 285, 540	157, 285, 540	0	0	△141, 460
		5雑 入	1, 362, 860, 780	1, 464, 163, 619	1, 181, 645, 716	5, 403, 206	277, 114, 697	△181, 215, 064
24 市	債		7, 359, 600, 000	4, 940, 800, 000	4, 940, 800, 000	0	0	△2, 418, 800, 000
		1市 債	7, 359, 600, 000	4, 940, 800, 000	4, 940, 800, 000	0	0	△2, 418, 800, 000
歳	入	合 計	129, 799, 630, 138	124, 807, 368, 028	123, 307, 646, 176	41, 641, 293	1, 458, 080, 559	△6, 491, 983, 962

// 八八												(単位・口)
	款				項			予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1 議	会	費						569, 846, 000	561, 920, 594	0	7, 925, 406	7, 925, 406
			1 議		会		費	569, 846, 000	561, 920, 594	0	7, 925, 406	7, 925, 406
2 総	務	費						17, 131, 417, 720	16, 608, 702, 962	136, 209, 200	386, 505, 558	522, 714, 758
			1 総	務	管	理	費	14, 907, 843, 720	14, 525, 405, 966	105, 196, 200	277, 241, 554	382, 437, 754
			2 徴		税		費	1, 250, 592, 000	1, 160, 226, 623	0	90, 365, 377	90, 365, 37
			3 戸	籍住月	え 基 ラ	本 台 「	帳費	675, 765, 000	630, 681, 258	31, 013, 000	14, 070, 742	45, 083, 743
			4 選		挙		費	164, 958, 000	164, 206, 789	0	751, 211	751, 21
			5 統	計	調	査	費	43, 402, 000	40, 234, 185	0	3, 167, 815	3, 167, 815
			6 監	査	委	員	費	88, 857, 000	87, 948, 141	0	908, 859	908, 859
3 民	生	費						50, 188, 883, 778	48, 915, 335, 234	130, 120, 000	1, 143, 428, 544	1, 273, 548, 544
			1 社	会	福	祉	費	27, 822, 129, 778	26, 936, 545, 042	130, 120, 000	755, 464, 736	885, 584, 736
			2 児	童	福	祉	費	16, 746, 766, 000	16, 419, 350, 818	0	327, 415, 182	327, 415, 18
			3 生	活	保	護	費	5, 617, 335, 000	5, 558, 777, 274	0	58, 557, 726	58, 557, 72
			4 災	害	救	助	費	2, 653, 000	662, 100	0	1, 990, 900	1, 990, 900
4 衛	生	費						11, 066, 292, 180	10, 442, 000, 892	0	624, 291, 288	624, 291, 288
			1 保	健	衛	生	費	3, 900, 478, 420	3, 420, 228, 698	0	480, 249, 722	480, 249, 725
			2 斎		場		費	325, 642, 000	324, 773, 963	0	868, 037	868, 03'
			3 環		境		費	467, 293, 000	451, 836, 732	0	15, 456, 268	15, 456, 268
			4 清		掃		費	5, 978, 872, 760	5, 856, 128, 859	0	122, 743, 901	122, 743, 90
			5 産	業廃	棄物	処理	里費	12, 064, 000	11, 458, 253	0	605, 747	605, 747
									I	I		

		款			I	項			予り	章 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
				7上	水		道	費		282, 400, 000	282, 400, 000	0	0	0
				8 生	活排	水	処	理費		99, 542, 000	95, 174, 387	0	4, 367, 613	4, 367, 613
5 労		働	梦	Ę						52, 241, 000	51, 709, 451	0	531, 549	531, 549
				1 労	働		諸	費		52, 241, 000	51, 709, 451	0	531, 549	531, 549
6 農	林	水 産	業	<b>P</b>						2, 555, 588, 140	2, 327, 926, 126	173, 932, 622	53, 729, 392	227, 662, 014
				1 農		業		費		2, 066, 535, 140	1, 856, 722, 025	172, 756, 622	37, 056, 493	209, 813, 115
				2 林		業		費		444, 511, 000	429, 227, 835	1, 176, 000	14, 107, 165	15, 283, 165
				3 水	産		業	費		44, 542, 000	41, 976, 266	0	2, 565, 734	2, 565, 734
7 商		工	梦	ł						1, 166, 337, 030	1, 136, 731, 840	0	29, 605, 190	29, 605, 190
				1 商		I.		費		1, 166, 337, 030	1, 136, 731, 840	0	29, 605, 190	29, 605, 190
8 土		木	梦	ł						18, 219, 113, 292	15, 942, 160, 310	2, 068, 739, 879	208, 213, 103	2, 276, 952, 982
				1 土	木	管	理	費		369, 853, 900	352, 804, 037	0	17, 049, 863	17, 049, 863
				2 道	路橋	り	ょ	う費		7, 659, 891, 400	6, 024, 964, 316	1, 539, 340, 800	95, 586, 284	1, 634, 927, 084
				3 河		Л		費		670, 333, 000	631, 176, 629	21, 436, 000	17, 720, 371	39, 156, 371
				4 港		湾		費		133, 862, 000	114, 834, 848	15, 672, 600	3, 354, 552	19, 027, 152
				5 都	市	計	画	費		8, 994, 042, 992	8, 434, 594, 926	492, 290, 479	67, 157, 587	559, 448, 066
				6 住		宅		費		391, 130, 000	383, 785, 554	0	7, 344, 446	7, 344, 446
9 消		防	掌	t						4, 542, 136, 918	4, 256, 648, 291	226, 508, 280	58, 980, 347	285, 488, 627
				1 消		防		費		4, 542, 136, 918	4, 256, 648, 291	226, 508, 280	58, 980, 347	285, 488, 627
10 教		育	苕	Ę.						12, 499, 694, 800	10, 958, 864, 539	1, 232, 779, 000	308, 051, 261	1, 540, 830, 261

款	項	予算現額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
	1教 育 総 務 費	2, 667, 325, 000	2, 603, 074, 034	0	64, 250, 966	64, 250, 966
	2小 学 校 費	3, 823, 010, 800	2, 857, 721, 533	857, 511, 000	107, 778, 267	965, 289, 267
	3中 学 校 費	1, 740, 598, 000	1, 287, 775, 894	375, 268, 000	77, 554, 106	452, 822, 106
	4幼稚園	989, 433, 000	975, 580, 253	0	13, 852, 747	13, 852, 747
	5社 会 教 育 費	2, 624, 436, 000	2, 593, 557, 638	0	30, 878, 362	30, 878, 362
	6短 期 大 学 費	654, 892, 000	641, 155, 187	0	13, 736, 813	13, 736, 813
11 災 害 復 旧	費	70, 256, 000	22, 152, 940	44, 528, 000	3, 575, 060	48, 103, 060
	1農林水産業施設災害復旧費	45, 248, 000	12, 930, 700	31, 478, 000	839, 300	32, 317, 300
	2公共土木施設災害復旧費	25, 008, 000	9, 222, 240	13, 050, 000	2, 735, 760	15, 785, 760
12 公 債	費	11, 616, 757, 000	11, 616, 725, 397	0	31, 603	31, 603
	1公 債 費	11, 616, 757, 000	11, 616, 725, 397	0	31, 603	31, 603
13 諸 支 出	金	22, 100, 000	0	0	22, 100, 000	22, 100, 000
	1災 害 援 護 資 金 貸 付 金	22, 100, 000	0	0	22, 100, 000	22, 100, 000
14 予 備	費	98, 966, 280	0	0	98, 966, 280	98, 966, 280
	1予 備 費	98, 966, 280	0	0	98, 966, 280	98, 966, 280
歳  出	合 計	129, 799, 630, 138	122, 840, 878, 576	4, 012, 816, 981	2, 945, 934, 581	6, 958, 751, 562

令和7年8月25日 提出

津 市 長 前 葉 泰 幸

令和6年度津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

# 事業勘定

歳 入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1国 民 健 康 保 険 料		4, 784, 186, 000	5, 932, 731, 467	4, 833, 535, 010	124, 274, 360	974, 922, 097	49, 349, 010
	1国民健康保険料	4, 784, 186, 000	5, 932, 731, 467	4, 833, 535, 010	124, 274, 360	974, 922, 097	49, 349, 010
2国民健康保険税		226, 000	1, 658, 030	94, 990	0	1, 563, 040	△131,010
	1国民健康保険税	226, 000	1, 658, 030	94, 990	0	1, 563, 040	△131,010
3一 部 負 担 金		1,000	0	0	0	0	Δ1,000
	1一 部 負 担 金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4使用料及び手数料		551, 000	548, 396	548, 396	0	0	Δ2, 604
	1手 数 料	551,000	548, 396	548, 396	0	0	△2, 604
5国 庫 支 出 金		15, 290, 000	15, 290, 000	15, 290, 000	0	0	0
	2国庫補助金	15, 290, 000	15, 290, 000	15, 290, 000	0	0	0
8県 支 出 金		18, 482, 033, 000	18, 308, 459, 984	18, 308, 459, 984	0	0	△173, 573, 016
	2 県 補 助 金	18, 482, 033, 000	18, 308, 459, 984	18, 308, 459, 984	0	0	△173, 573, 016
10 財 産 収 入		293, 000	292, 545	292, 545	0	0	△455
	1財産運用収入	. 293, 000	292, 545	292, 545	0	0	△455
11 繰 入 金		2, 330, 199, 000	2, 145, 266, 189	2, 145, 266, 189	0	0	△184, 932, 811
	1繰 入 金	2, 330, 199, 000	2, 145, 266, 189	2, 145, 266, 189	0	0	△184, 932, 811
12 繰 越 金		38, 433, 000	38, 433, 523	38, 433, 523	0	0	523
	1繰 越 金	38, 433, 000	38, 433, 523	38, 433, 523	0	0	523
13 諸 収 入		78, 102, 000	87, 416, 734	69, 583, 970	842, 255	16, 990, 509	△8, 518, 030
	1延滞金、加算金及び過料	42, 215, 000	41, 801, 349	41, 801, 349	0	0	△413, 651

 歳 入																			(単位:円)
款			項		予	算	現額	Ą	調	定	額	収	入 済	額	不 納	欠 損 額	頁山	又入未済額	予算現額と収入 済額との比較
		3 雑		入		3	35, 887, 0	000		45, 6	15, 385		27, 78	32, 621		842, 2	255	16, 990, 50	△8, 104, 379
歳	入	合	計			25, 72	29, 314, 0	000	26,	530, 0	96, 868	2	5, 411, 50	04, 607		125, 116, 6	15	993, 475, 64	∆317, 809, 393

成 口						(単位:円)
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1総務 費		401, 506, 000	391, 783, 277	0	9, 722, 723	9, 722, 723
	1総務管理費	290, 569, 000	282, 390, 200	0	8, 178, 800	8, 178, 800
	2 徴 収 費	109, 284, 000	107, 784, 182	0	1, 499, 818	1, 499, 818
	3運営協議会費	330, 000	301, 159	0	28, 841	28, 84
	4趣 旨 普 及 費	1, 323, 000	1, 307, 736	0	15, 264	15, 26
2保 除 給 付 費		18, 196, 190, 000	17, 903, 652, 800	0	292, 537, 200	292, 537, 20
	1療養諸費	15, 668, 186, 173	15, 384, 904, 981	0	283, 281, 192	283, 281, 195
	2高額療養費	2, 461, 053, 827	2, 460, 671, 093	0	382, 734	382, 73
	3移 送 費	260, 000	0	0	260, 000	260, 000
	4出 産 育 児 諸 費	48, 840, 000	42, 076, 726	0	6, 763, 274	6, 763, 27
	5 葬   祭   諸   費	17, 650, 000	16, 000, 000	0	1, 650, 000	1, 650, 000
	6傷 病 手 当 金	200, 000	0	0	200, 000	200, 000
3国民健康保険事業費納付金		6, 718, 862, 000	6, 718, 861, 199	0	801	80
	1医療給付費分	4, 535, 125, 000	4, 535, 124, 925	0	75	78
	2後期高齢者支援金等分	1, 668, 005, 000	1, 668, 004, 651	0	349	349
	3介護納付金分	515, 732, 000	515, 731, 623	0	377	37
7共 同 事 業 拠 出 金		0	0	0	0	(
	1共同事業拠出金	0	0	0	0	(
8保健事業費		268, 303, 000	224, 935, 663	0	43, 367, 337	43, 367, 33
	1特定健康診查等事業費	225, 237, 000	185, 786, 855	0	39, 450, 145	39, 450, 14

歳 出

																												111-111
		款					項			予	算	現	額	支	出	済	額	37. 27.	年	度	繰	越	額	不	用	額	予済	算現額と支出額との比較
					2 保	健	事	業	費			43,	066, 000		:	39, 14	8, 808						0			3, 917, 192	2	3, 917, 192
9 基	金	積	立	金									293, 000			29	2, 545						0			455	j	455
					1 基	金	積	立	金				293, 000			29	2, 545						0			455	5	455
11 諸	支		出	金								144,	160, 000		1-	40, 23	6, 612						0		;	3, 923, 388	3	3, 923, 388
					1 償 造	眾 金 及	. び 還	付 加	算 金			114,	510, 000		1	11, 30	9, 612						0		,	3, 200, 388	3	3, 200, 388
					2 繰		出		金			29,	650, 000		:	28, 92	27, 000						0			723, 000		723, 000
	歳		出		合		計				2	5, 729,	314, 000		25, 3	79, 76	2, 096						0		34	9, 551, 904		349, 551, 904

歳入歳出差引残額

31, 742, 511円

## 直営診療施設勘定

歳入

(単位:円)

∫Ŋ <b>文</b> / \															(単位:円)
	款				項				算 現 額	調定	額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 診	療	収	入						26, 495, 00	0 24	, 386, 715	24, 386, 715	0	0	△2, 108, 285
				1 外	来	収	入		23, 073, 00	0 20	, 636, 536	20, 636, 536	0	0	△2, 436, 464
				2 そ	の 他 の	診療	収入		3, 422, 00	0 3	, 750, 179	3, 750, 179	0	0	328, 179
2 使	用料及び	手 数	: 料						290, 00	0	355, 650	355, 650	0	0	65, 650
				1 使		用	料		53, 00	0	42, 640	42, 640	0	0	△10, 360
				2 手		数	料		237, 00	0	313, 010	313, 010	0	0	76, 010
3 繰	入		金						29, 650, 00	0 28	, 927, 000	28, 927, 000	0	0	△723, 000
				1事	業勘	定繰	入 金		29, 650, 00	0 28	, 927, 000	28, 927, 000	0	0	△723, 000
4 繰	越		金						1, 00	00	994	994	0	0	Δθ
				1 繰		越	金		1, 00	0	994	994	0	0	Δ6
5 諸	収		入						1, 00	00	123, 510	123, 510	0	0	122, 510
				2 雑			入		1, 00	10	123, 510	123, 510	0	0	122, 510
	歳	入		<u></u> 습	`	計			56, 437, 00	0 53	, 793, 869	53, 793, 869	0	0	△2, 643, 131

歳 出

													111-111
	款			項		子	,算	現額	支	出 済 額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総	務	費						41, 754, 000		41, 278, 872	0	475, 128	475, 128
			1 施	設 管	理	ŧ		41, 754, 000		41, 278, 872	0	475, 128	475, 128
2 医	業	費						13, 458, 000		11, 291, 225	0	2, 166, 775	2, 166, 775
			1 医	業	ž.	ŧ		13, 458, 000		11, 291, 225	0	2, 166, 775	2, 166, 775
3 公	債	費						1, 225, 000		1, 223, 384	0	1, 616	1, 616
			1 公	債	ž.	ŧ		1, 225, 000		1, 223, 384	0	1,616	1, 616
	歳	出	合	計	-			56, 437, 000		53, 793, 481	0	2, 643, 519	2, 643, 519

歳入歳出差引残額

388円

# 事業勘定

歳入歳出差引残額

31,742,511円

直営診療施設勘定

歳入歳出差引残額

388円

令和7年8月25日 提出

津 市 長 前 葉 泰 幸

令和6年度津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

成 /	款			J	頁			予 算 現 額	調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	(単似:円) 予算現額と収入 済額との比較
1 保	険	料						6, 266, 022, 000	6, 342, 978, 650	6, 291, 537, 104	9, 769, 008	41, 672, 538	25, 515, 104
			1介	護	保	険	料	6, 266, 022, 000	6, 342, 978, 650	6, 291, 537, 104	9, 769, 008	41, 672, 538	25, 515, 104
2 使	用料及び手数	: 料						80, 000	90, 650	90, 650	0	0	10, 65
			1 手		数		料	80, 000	90, 650	90, 650	0	0	10, 65
3 国	庫 支 出	金						7, 344, 273, 000	7, 371, 383, 365	7, 371, 383, 365	0	0	27, 110, 36
			1 国	庫	負	担	金	5, 253, 329, 000	5, 253, 329, 570	5, 253, 329, 570	0	0	57
			2 国	庫	補	助	金	2, 090, 944, 000	2, 118, 053, 795	2, 118, 053, 795	0	0	27, 109, 79
4 支	払 基 金 交 付	金						8, 045, 241, 000	8, 045, 242, 915	8, 045, 242, 915	0	0	1, 91
			1 支	払 基	金	交 付	金	8, 045, 241, 000	8, 045, 242, 915	8, 045, 242, 915	0	0	1, 91
5 県	支 出	金						4, 373, 026, 000	4, 373, 027, 369	4, 373, 027, 369	0	0	1, 36
			1 県	負		担	金	4, 152, 960, 000	4, 152, 960, 000	4, 152, 960, 000	0	0	
			2 県	補		助	金	220, 066, 000	220, 067, 369	220, 067, 369	0	0	1, 36
6 財	産収	入						961, 000	960, 768	960, 768	0	0	△23
			1 財	産運	. 月	月 収	入	961, 000	960, 768	960, 768	0	0	△23
7 繰	入	金						4, 984, 498, 000	4, 691, 361, 000	4, 691, 361, 000	0	0	△293, 137, 00
			1	般 会	計	繰 入	金	4, 628, 696, 000	4, 566, 662, 000	4, 566, 662, 000	0	0	△62, 034, 00
			2 基	金	繰	入	金	355, 802, 000	124, 699, 000	124, 699, 000	0	0	△231, 103, 00
8 繰	越	金						489, 336, 000	489, 336, 388	489, 336, 388	0	0	38
			1 繰		越		金	489, 336, 000	489, 336, 388	489, 336, 388	0	0	38
9 諸	収	入						11, 201, 000	2, 724, 237	2, 192, 429	0	531, 808	△9, 008, 57

歳入 (単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
	2 雑 入	10, 001, 000	1, 659, 378	1, 127, 570	0	531, 808	△8, 873, 430
	3延滞金、加算金及び過料	1, 200, 000	1, 064, 859	1, 064, 859	0	0	△135, 141
歳	合 計	31, 514, 638, 000	31, 317, 105, 342	31, 265, 131, 988	9, 769, 008	42, 204, 346	△249, 506, 012

項	予 算 現 額 467, 995, 000	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
	467, 995, 000	.=			0, HA C */ FG TX
		453, 604, 309	0	14, 390, 691	14, 390, 69
務 管 理 費	149, 804, 000	146, 188, 519	0	3, 615, 481	3, 615, 48
収費	31, 058, 000	30, 311, 973	0	746, 027	746, 027
雙 認 定 調 査 費 等 費	194, 733, 000	190, 771, 897	0	3, 961, 103	3, 961, 10
護 認 定 審 査 会 費	90, 764, 000	84, 707, 732	0	6, 056, 268	6, 056, 26
旨 普 及 費	986, 000	985, 057	0	943	943
画 策 定 等 関 係 費	650, 000	639, 131	0	10, 869	10, 869
	29, 211, 342, 000	28, 867, 987, 026	0	343, 354, 974	343, 354, 974
隻及び予防給付費	28, 569, 566, 072	28, 258, 858, 370	0	310, 707, 702	310, 707, 702
入所者介護サービス等費	615, 605, 404	582, 958, 132	0	32, 647, 272	32, 647, 272
の 他 諸 費	26, 170, 524	26, 170, 524	0	0	(
	1, 409, 087, 000	1, 383, 602, 021	0	25, 484, 979	25, 484, 979
<b>设介護予防事業費</b>	99, 746, 000	99, 005, 507	0	740, 493	740, 493
的支援事業・任意事業費	700, 971, 000	685, 705, 392	0	15, 265, 608	15, 265, 608
予防・生活支援サービス事業費	606, 214, 000	596, 755, 047	0	9, 458, 953	9, 458, 953
の 他 諸 費	2, 156, 000	2, 136, 075	0	19, 925	19, 928
	961, 000	960, 768	0	232	232
金 積 立 金	961,000	960, 768	0	232	23.
	395, 356, 000	391, 094, 303	0	4, 261, 697	4, 261, 69
遺金及び還付加算金	387, 594, 000	383, 332, 303	0	4, 261, 697	4, 261, 697
	<ul> <li>要認定調查費等費</li> <li>護認定審查会費</li> <li>音及費</li> <li>事及 等 関係費</li> <li>政及び予防給付費</li> <li>入所者介護サービス等費の他 諸 費</li> <li>か支援事業・任意事業費の他 諸 費</li> <li>の他 諸 費</li> </ul>	度 認 定 調 査 費 等 費 194,733,000 護 認 定 審 査 会 費 90,764,000 旨 普 及 費 986,000 画 策 定 等 関 係 費 650,000 29,211,342,000 変 及 び 予 防 給 付 費 28,569,566,072 入所者介護サービス等費 615,605,404 の 他 諸 費 26,170,524 1,409,087,000 段 介 護 予 防 事 業 費 99,746,000 的支援事業・任意事業費 700,971,000 の 他 諸 費 2,156,000 の 他 諸 費 2,156,000 全 積 立 金 961,000 395,356,000	度 認 定 調 査 費 等 費 194,733,000 190,771,897 護 認 定 審 査 会 費 90,764,000 84,707,732 盲 普 及 費 986,000 985,057 画 策 定 等 関 係 費 650,000 639,131 29,211,342,000 28,867,987,026 度 及 び 予 防 給 付 費 28,569,566,072 28,258,858,370 入所者介護サービス等費 615,605,404 582,958,132 の 他 諸 費 26,170,524 26,170,524 26,170,524 1,409,087,000 1,383,602,021 26 介 護 予 防 事 業 費 99,746,000 99,005,507 的支援事業・任意事業費 700,971,000 685,705,392 から 大阪・生活支援サービス事業費 606,214,000 596,755,047 の 他 諸 費 2,156,000 2,136,075 961,000 960,768 金 積 立 金 961,000 960,768 395,356,000 391,094,303	度 認 定 調 査 費 等 費 194,733,000 190,771,897 0	度認定調査費等費 194,733,000 190,771,897 0 3,961,103

歳 出

款	項	予 算 現 額 支	出済額翌年度繰越額	不 用 額 予算現額と支出 済額との比較
	2 繰 出 金	7, 762, 000	7, 762, 000	0
7保健福祉事業費		29, 897, 000	29, 897, 000	0
	1保健福祉事業費	29, 897, 000	29, 897, 000	0
歳出	合 計	31, 514, 638, 000	31, 127, 145, 427	387, 492, 573 387, 492, 573

歳入歳出差引残額

137, 986, 561円

令和7年8月25日 提出

津 市 長 前 葉 泰 幸

令和6年度津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

歳入

款		項	予 算 現 額	調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1後期高齢者医療	保険料		3, 881, 530, 000	3, 897, 913, 503	3, 877, 493, 919	2, 395, 301	18, 024, 283	△4, 036, 081
		1後期高齢者医療保険料	3, 881, 530, 000	3, 897, 913, 503	3, 877, 493, 919	2, 395, 301	18, 024, 283	△4, 036, 081
2使用料及び=	手 数 料		25, 000	27, 729	27, 729	0	0	2, 729
		1手 数 料	25, 000	27, 729	27, 729	0	0	2, 729
3 繰 入	金		4, 107, 689, 000	4, 103, 946, 000	4, 103, 946, 000	0	0	△3, 743, 000
		1一般会計繰入金	4, 107, 689, 000	4, 103, 946, 000	4, 103, 946, 000	0	0	△3, 743, 000
4 繰 越	金		131, 791, 000	131, 791, 624	131, 791, 624	0	0	624
		1 繰 越 金	131, 791, 000	131, 791, 624	131, 791, 624	0	0	624
5 諸 収	入		219, 085, 000	218, 782, 414	218, 782, 414	0	0	△302, 586
		1延滞金、加算金及び過料	600, 000	881, 594	881, 594	0	0	281, 594
		3 雑 入	212, 485, 000	212, 425, 565	212, 425, 565	0	0	△59, 435
		4 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6, 000, 000	5, 475, 255	5, 475, 255	0	0	△524, 745
歳	入	습 計	8, 340, 120, 000	8, 352, 461, 270	8, 332, 041, 686	2, 395, 301	18, 024, 283	△8, 078, 314

歳 出

款			項			予	算	現	額	支	出	済 額	3 <u>7</u>	年	度	巣 越	<b>額</b>		不	用	頁	予 算 済	現額と	支 出 ヒ 較
1総務	費							84, 8	31, 000		1	81, 368, 978	3					0		3, 46	2, 022		3, 46	62, 022
		1総 務	管 管	理	費			63, 0	17, 000		1	60, 472, 248	3					0		2, 54	4, 752		2, 54	44, 752
		2 徴	収		費			21, 8	14, 000		:	20, 896, 730	)					0		91	7, 270		91	17, 270
2 後期高齢者医療広域連合	·納付金						8,	, 249, 2	29, 000		8, 2	01, 868, 826	6					0		47, 36	0, 174		47, 36	60, 174
		1後期高齢	者医療広り	或連合納何	寸金		8,	, 249, 2	29, 000		8, 2	01, 868, 826	5					0		47, 36	0, 174		47, 36	60, 174
3諸 支 出	金							6, 0	60, 000			5, 476, 455	5					0		58	3, 545		58	83, 545
		1 償 還 金	及び還	付 加 算	金			6, 0	60, 000			5, 476, 455	5					0		58	3, 545		58	83, 545
歳	Ц.	合	計				8,	, 340, 12	20, 000		8, 2	88, 714, 259	9					0		51, 40	5, 741		51, 40	05, 741

歳入歳出差引残額

43, 327, 427円

令和7年8月25日 提出

津 市 長 前 葉 泰 幸

令和6年度津市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

歲入 (単位:円)

	款		項		予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 使 月	用料及び手数料				1, 000	1, 500	1, 500	0	0	500
		1 使	用	料	1,000	1, 500	1, 500	0	0	500
3 繰	入金				183, 795, 000	183, 795, 000	183, 795, 000	0	0	0
		1 繰	入	金	183, 795, 000	183, 795, 000	183, 795, 000	0	0	0
4 繰	越 金				1, 000	569	569	0	0	△431
		1 繰	越	金	1,000	569	569	0	0	△431
5 諸	収入				74, 983, 000	71, 021, 056	71, 021, 056	0	0	△3, 961, 944
		1 雑		入	74, 983, 000	71, 021, 056	71, 021, 056	0	0	△3, 961, 944
	歳    入	合	計		258, 780, 000	254, 818, 125	254, 818, 125	0	0	△3, 961, 875

歳 出

款		項		予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1土地区画整理事業費				130, 510, 000	128, 951, 455	0	1, 558, 545	1, 558, 545
	1事	業	費	52, 525, 000	50, 967, 452	0	1, 557, 548	1, 557, 548
	2 清 第	事 業	費	77, 985, 000	77, 984, 003	0	997	997
2公 债 費				128, 270, 000	128, 268, 646	0	1, 354	1, 354
	1 公	債	費	128, 270, 000	128, 268, 646	0	1, 354	1, 354
歳出	合	計		258, 780, 000	257, 220, 101	0	1, 559, 899	1, 559, 899

歳入歳出差引歳入不足額

2,401,976円

このため翌年度繰上充用金

2,401,976円

令和7年8月25日 提出

津 市 長 前 葉 泰 幸

令和6年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

歲入 (単位:円)

	款				項			子	算	現 額	調	額	収	入 済	額	不納	大	損額	収	入。	卡 済	額	予算現額と収入 済額との比較
1 県	支	出	金							3, 812, 000		3, 812, 000		3, 8	312, 000			(	0			0	0
				1 県	補	助	金			3, 812, 000		3, 812, 000		3, 8	312, 000			(	0			0	0
4 繰	越		金		·					11, 339, 000	1	1, 339, 812		11, 3	339, 812			(	0			0	812
				1 繰		越	金			11, 339, 000	1	1, 339, 812		11, 3	339, 812			(	0			0	812
5 諸	収		入							17, 698, 000	27	7, 793, 105		20, 6	350, 254		{	395, 085	5	2	56, 24 <sup>-</sup>	7, 766	2, 952, 254
				1貸 付	金	元 利	収入			16, 858, 000	27	6, 833, 751		19, 6	590, 900		8	895, 085	5	2	56, 24	7, 766	2, 832, 900
				2 雑			入			840, 000		959, 354		ę	959, 354			(	0			0	119, 354
	歳	入		合		計				32, 849, 000	29	2, 944, 917		35, 8	302, 066		- 1	395, 085	5	2	56, 24 <sup>-</sup>	7, 766	2, 953, 066

歳 出

	蒙	ţ			:	項			予	算	現	額	支	出	済 額	翌	年	度》	巣 越	額	不	用	額	予算現額と支上済額との比較
1 総		務	費								32, 8	349, 000			30, 965, 412					0		1	, 883, 588	1, 883, 5
				1 総	務	管	理	費			32, 8	349, 000			30, 965, 412					0		1	, 883, 588	1, 883, 5
	歳		出	合		計					32, 8	349, 000			30, 965, 412					0		1	, 883, 588	1, 883, 5

歳入歳出差引残額

4,836,654円

令和7年8月25日 提出

津市長 前葉 泰幸

令和6年度津市椋本財産区特別会計歳入歳出決算

歳入 (単位:円)

MJX.	款				項				予	算	現	額	調	定	額	収	入	斉 額	不	納欠	損	額	収入	未	斉 額	予算現額と収入 済額との比較
1 財	産	収 入										1, 000			519			519				0			C	△481
			1 財	産	運	用	収	入				1,000			519			519				0			C	△481
2 繰	入	金									52	27, 000		5	08, 000			508, 000				0			C	△19,000
			1 基	金	繰	!	入	金			52	27, 000		5	08, 000			508, 000				0			C	△19,000
3 繰	越	金										5, 000			5, 170			5, 170				0			C	170
			1 繰		越			金				5, 000			5, 170			5, 170				0			C	170
	歳	入	合			計					50	33, 000		5	13, 689			513, 689				0			C	△19, 311

歳 出

	款	7					項			予	算	現	額	支	出	済 額		32	年月	吏 絲	<b>枭</b> 走	或 額	Į	不	用	額	予済	算現額と支出 額との比較
1 総		務		費									532, 000			507, 5	536						0			24, 46	4	24, 464
					1 総	務	管	理	費				532, 000			507, 5	536						0			24, 46	4	24, 464
2 基	金	積	立	金									1, 000			Ę	519						0			48	1	481
					1 基	金	積	立	金				1,000				519						0			48	1	481
	歳		出		合		計						533, 000			508, 0	055						0			24, 94	5	24, 945

# 歳入歳出差引残額

5,634円

令和7年8月25日 提出

津 市 長 前 葉 泰 幸

令和6年度津市水道事業会計決算

## 1 令和6年度津

### (1) 収益的収入及び支出

### 収 入

		予	算	額		
区 分	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第3項の規定によに係る財源	る支出額	合	計
第1款 水道事業収益	9,056,853,000	△238,636,000		0	8,818	3,217,000
第1項 営 業 収 益	7,818,132,000	△286,669,000		0	7,531	,463,000
第2項 営業外収益	1,232,242,000	48,033,000		0	1,280	,275,000
第3項 特 別 利 益	6,479,000	0		0	6	5,479,000

### 支 出

		予			算	
区分	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額		地方公営企業 法第24条第3 項の規定に よる支出額	小計
第1款 水道事業費用	8,427,630,000	△286,779,000	0	0	0	8,140,851,000
第1項 営 業 費 用	8,062,737,000	△291,108,000	0	0	0	7,771,629,000
第2項 営業外費用	355,291,000	△4,727,000	0	0	0	350,564,000
第3項 特 別 損 失	9,602,000	9,056,000	0	0	0	18,658,000

## 市水道事業決算報告書

単位 円

		平位 门					
決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備考					
8,716,733,449	△101,483,551						
7,494,172,324	△37,290,676	(うち、仮受消費税及び地方消費税 658,244,808円)					
1,212,398,740	△67,876,260	(うち、仮受消費税及び地方消費税 21,457,625円)					
10,162,385	3,683,385	(うち、仮受消費税及び地方消費税 691,663円)					

単位 円

					+12 11
額	額		地方公営企業		
地方公営企業 法第26条第2 項の規定に よる繰越額	合 計	決 算 額	法第26条第2 項の規定に よる繰越額	不 用 額	備考
0	8,140,851,000	7,689,261,623	27,700,000	,,	
0	7,771,629,000	7,389,761,071	27,700,000	354,167,929	(うち、仮払消費税及び地方 消費税 415,427,369円)
0	350,564,000	286,594,949	0	62 060 051	(うち、仮払消費税及び地方 消費税 26,820円) 消費税及び地方消費税納 付額 66,451,300円
0	18,658,000	12,905,603	0	5,752,397	(うち、仮払消費税及び地方 消費税 1,135,712円)

### (2) 資本的収入及び支出

#### 収 入

			予	筝	į.	額
区 分		当初予算額	補正予算額		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係る 財 源 充 当 額	継続費 逓次 繰越額に係る 財源充当額
第1款 資本的収入		2,139,691,000	△384,104,000	1,755,587,000	0	0
第1項 企 業	債	1,664,200,000	△244,900,000	1,419,300,000	0	0
第2項 出 資	金	121,700,000	△119,900,000	1,800,000	0	0
第3項 補 助	金	351,990,000	△19,304,000	332,686,000	0	0
第4項 負 担	企	1,800,000	0	1,800,000	0	0
	<b>産</b> 金	1,000	0	1,000	0	0

#### 支 出

		予		算	額		
区 分	当初予算額	補正予算額	流 用増減額		地方公営企 業法第26条 の規定によ る 繰 越 額	推 次	
第1款 資本的支出	4,991,496,000	△691,809,000	0	4,299,687,000	136,464,500	0	
第1項 建設改良費	3,884,150,000	△691,818,000	0	3,192,332,000	136,464,500	0	
第2項 企業債償還金	1,107,339,000	0	0	1,107,339,000	0	0	
第3項 投 資	7,000	9,000	0	16,000	0	0	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2,194,141,726円は、当年度分消費税及び地方消費 資金 1,790,294,337円で補てんした。

なお、たな卸資産購入限度額の執行額は 43,626,132円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費

単位 円

			中匹 [1
合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
1,755,587,000	1,642,820,840	△112,766,160	
1,419,300,000	1,314,800,000	△104,500,000	
1,800,000	1,800,000	0	
332,686,000	325,233,000	△7,453,000	
1,800,000	987,840	△812,160	
1,000	0	△1,000	

単位 円

		翌 年	度 繰	越額		
合 計	決 算 額	地方公営企業 法第26条の 規定による 繰 越 額	継続費次額	수 計	不用額	備考
4,436,151,500	3,836,962,566	318,227,900	0	318,227,900	280,961,034	
3,328,796,500	2,729,609,540	318,227,900	0	318,227,900	280,959,060	(うち、仮払消費税及び地方 消費税 235,837,961円)
1,107,339,000	1,107,337,565	0	0	0	1,435	
16,000	15,461	0	0	0	539	

税資本的収支調整額 214,390,185円、減債積立金 189,457,204円及び過年度分損益勘定留保

税は 3,966,012円である。

# 2 令和6年度津市水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

単位 円

1	営	業	収	益	È								
(1)	給		水		収		益		6,578,52	29,475			
(2)	受	託	I		事	収	益		225,95	51,024			
(3)	そ	Ø	他	営	業	収	益	_	31,44	17,017	6,835,927,5	16	
2	営	業	費	用	1								
(1)	原	水	及	び	浄	水	費		3,009,68	33,374			
(2)	酉己	水	及	Cκ	給	水	費		973,28	37,513			
(3)	受	郬	£	工	1	<b></b>	費		208,99	96,263			
(4)	業			務			費		332,96	64,337			
(5)	総			係			費		470,29	94,476			
(6)	減	個	<b>L</b> i	償	7	却	費		1,927,76	3,704			
(7)	資	蘑	Ē	減	ŧ	毛	費		51,00	06,628			
(8)	そ	Ø	他	営	業	費	用	_	33	37,407	6,974,333,7	02	
	営		業		損		失						138,406,186
3	営	業 タ	卜巾	又 益	È								
(1)	受	取利	1 息	及	び	記 当	金		8,75	53,937			
(2)	他	숲	1	h 1	補	助	金		88,73	35,000			
(3)	雑			収			益		227,86	66,960			
(4)	新	規	給	水	加	入	金		109,55	51,000			
(5)	長	期	前	受	金	戻	入	_	756,03	34,218	1,190,941,1	15	
4	営	業 タ	卜 費	月	]								
(1)	支持	么利息	息及で	び企業	<b></b> 養債」	<b></b>	者費		198,39	99,107			
(2)	雑			支			出	_	43,13	33,774	241,532,8	<u>81</u>	949,408,234
	経		常		利		益						811,002,048
5	特	別	利	益	È								
(1)	過	年,	度扌	損 益	生 修	EÆ	益	_	9,47	70,722	9,470,7	22	
6	特	別	損	失	ŧ								
(1)	過			負 盆			損	-	11,35	7,141	11,357,1	<u>41</u>	$\triangle 1,886,419$
	当	年	_		纯	利	益						809,115,629
	前	年度	繰	越利	益	剰余	金						0
		)他未											189,457,204
	当	年度	未处	₽分₹	削益	剰分	金						998,572,833

### 3 令和6年度津市水道事業剰余金計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

									剰	
			資	本	金	資	ŕ	本		剰
						工事負担金	受評	贈財産価額	国県補助金	他 会 計 補 助 金
Ħί	[年]	度末残高		21,7	96,972,362	61,598,203	:	150,505,078	444,832,106	96,475,884
ńí	(年)	度処分額		1,3	302,476,123	0	)	0	0	0
	条	例による処分額		1,3	302,476,123	0	)	0	0	0
		資本金への組人		1,3	302,476,123	0	)	0	0	0
		減債積立金への積立			0	0	)	0	0	0
処	分	後残高		23,0	99,448,485	61,598,203	3	150,505,078	444,832,106	96,475,884
¥	年	度変動額			1,800,000	0	)	0	0	8,114,395
		般会計出資金の受入れ			1,800,000	0	)	0	0	0
	資	本剰介金の受入れ			0	0	)	0	0	8,114,395
	当	年度純利益			0	0	)	0	0	0
		の他未処分利益剰余金 動額			0	0		0	0	0
M.	年	度末残高		23,1	.01,248,485	61,598,203	3	150,505,078	444,832,106	104,590,279

注1 この計算書における△表記は、減少を示している。

### 4 令和6年度津市水道事業剰余金処分計算書

												単位	円
	資 本	金	資	本	剰	余	金	未	処分	7 利	益	剰余	金
当年度末残高	2	3,101,248,485				857,	173,373				g	98,57	2,833
条例による処分額		945,491,422					0				△ 9	98,572	2,833
資本金への組入		945,491,422	(				0	△ 945,491,422				1,422	
減債積立金の積立		0	0				0	△ 53,081,411					1,411
処分後残高	2	4,046,739,907				857,	173,373		越利	J益۶	制余	余)	0

注1 この計算書における△表記は、減少を示している。

利 資本合計 剰余金合計 未 処 分 利 益 利 益 剰 余 金 剰 余 金合 計 その他資本剰余金減債積立金資本剰余金合 849,058,978 1,491,933,327 1,491,933,327 2,340,992,305 24,137,964,667 95,647,707 189,457,204  $\triangle 1,491,933,327$  $\triangle 1,302,476,123$ △1,302,476,123 189,457,20 △1,491,933,327 △1,302,476,123 △1,302,476,123  $\triangle 1,302,476,123$ △1,302,476,123 △1,302,476,123 189,457,204 △189,457,204 (繰越利益剰余金) 95,647,70 849,058,978 189,457,20 189,457,204 1,038,516,182 24,137,964,667 8,114,395 △ 189,457,204 998,572,833 809,115,629 817,230,024 819,030,024 1,800,000 8,114,395 8,114,395 8,114,395 809,115,629 809,115,629 809,115,629 809,115,629 △ 189,457,20 189,457,204

当年度未処分利益剰余金)

998,572,833

1,855,746,206

95,647,70

857,173,373

単位 円

24,956,994,691

# 令和6年度津市水道事業貸借対照表 (令和7年3月31日) 5

単位 円

# 資産の部

1 固 定 資 産	<b>A</b> /	, Hh		
(1) 有形固定資産				
イ 土 地		2,055,355,090		
口 立 木		1,386,284		
ハ 建 物	3,207,792,356			
減価償却累計額	$\triangle 1,896,129,517$	1,311,662,839		
二 構 築 物	80,438,495,624			
減価償却累計額	$\triangle 42,294,334,851$	38,144,160,773		
ホ 機 械 及 び 装 置	14,429,096,833			
減価償却累計額	$\triangle$ 9,834,849,643	4,594,247,190		
へ 車 両 運 搬 具	48,226,844			
減 価 償 却 累 計 額	$\triangle 41,177,992$	7,048,852		
ト 工具、器具及び備品	222,914,770			
減価償却累計額	△180,000,904	42,913,866		
チ 建 設 仮 勘 定		4,135,805,092		
有形固定資産合計			50,295,579,986	
(2) 無形固定資産				
イ 中勢水道利用権		47,423,957		
ロ 庁 舎 利 用 権		64,194,291		
ハ 施 設 利 用 権		142,923,996		
ニ 電 話 加 入 権		901,396		
無形固定資産合計			255,443,640	
(3) 投資その他の資産				
イ 投資有価証券		600,000,000		
口 基 金		6,972,635		
ハ そ の 他 投 資		20,820		
投資その他の資産合計			606,993,455	
固定資産合計				51,158,017,081
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			3,598,447,621	
(2) 未 収 金		1,194,287,340		
貸 倒 引 当 金		△ 41,807,613		
未 収 金 合 計			1,152,479,727	
(3) 貯 蔵 品			107,468,147	
(4) 前 払 費 用			2,230,530	
(5) 前 払 金			32,100,000	
(6) その他流動資産			600,000	
流動資産合計				4,893,326,025
資 産 合 計			=	56,051,343,106

# 負 債 の 部

3 固 定 負 後 (1) 企 業 債		負債の	部	
### (	3 固定負債			
	(1) 企 業 債			
15,095,030,124		15 005 000 104		
3   当 金 合 計	上 未 貝	15,095,030,124		
日本			15,095,030,124	
当 金 合 計				
15,931,449,389	イ 退職給付引当金	836,419,265		
4 流 動 負 債 (1) 企 業 債 イ 建設改良に要する イ 企 業 債 合 計 (2) 末 払 金 (3) 引 当 金 イ 賞 与 引 当 金 イ 賞 与 引 当 金 10,288,000 日 法定福利費引当金 引 当 金 6 計 (4) その他流動負債 流動負債 流動負債合計 5 練 延 収 益 (1) 長 期 前 受 金 収益化果計額 繰延収益合計 負債合計 (2) 表 期 前 受 金 収益化果計額 (3) 長 期 前 受 金 収益化果計額 (4) 表 の 部 (5) 表 和 会 (6) 資本 別 余 金 (7 刊 年 負 担 金 イ 工 事 負 担 金 イ 工 事 負 担 金 イ 工 事 負 担 金 日 会計補 助 金 日 受贈財産評価額 150,505,078 ハ 国 果 補 助 金 日 会計補 助 金 日 後人(1) 資本 別 余 金 イ 工 事 負 担 金 日 会計補 助 金 日 受贈財産評価額 日 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (8) (4) (4) (8) (4) (4) (4) (8) (4) (4) (8) (4) (4) (4) (8) (4) (4) (8) (4) (4) (4) (8) (4) (4) (4) (6) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	引 当 金 合 計		836,419,265	
(1) 全 業 債	固定負債合計			15,931,449,389
イ 建設改良に要する 企 業 債 企 業 債 合 計 (2) 末 払 金 1,049,124,992 (2) 末 払 金 1,002,465,435 (3) 引 当 金 1,002,465,435 (3) 引 当 金 53,219,000 口 法定福利費引当金 10,288,000 引 当 企 合 計 (4) その他流動負債 21,509,562 減 動 負 債 合 計 (5) 長 期 前 受 金 33,867,756,217 (2) 長 期 前 受 金 33,867,756,217 (2) 長 期 前 受 金 33,867,756,217 (3) 長 期 前 受 金 33,867,756,217 (4) 長 期 前 受 金 33,867,756,217 (5) 長 期 前 受 金 33,867,756,217 (6) 資 本 金 7 判 余 金 23,101,248,485 (1) 資 本 利 余 金 61,598,203 131,094,348,415 (2) 政 証 収 素 1 新 助 金 444,832,106 ロ 受 贖 財 産 評 価 額 150,505,078 ハ 国 県 補 助 金 444,832,106 ロ 受 贖 財 産 評 価 額 150,505,078 ハ 国 県 補 助 金 444,832,106 ロ 受 贖 財 産 評 価 額 150,505,078 ハ 国 県 補 助 金 444,832,106 ロ 受 贖 財 産 評 価 額 150,505,078 ハ 国 県 補 助 金 55,617,707 富 本 利 余 金 6 計 998,572,833 利	4 流 動 負 債			
企業債	(1) 企 業 債			
企業債   1,049,124,992   1,049,124,992   (2) 未 払 金	, 建設改良に要する			
全業 低合計 (2) 未 払 金 (3) 引 当 金 イ質 与 引 当 金 り 法定額利費引当金 10,288,000 10,288,000 21,509,562 2,136,606,989 55 練 延 収 益 (1) 長期前受金 2,136,606,989 55 練 延 収 益合計 4負債合計 2,136,606,989 55 練 延 収 益合計 4負債合計 2,136,606,989 55 練 延 収 益合計 4負債合計 2,136,606,989 55 練 延 収 益合計 4 位 計 31,026,292,037 31,094,348,415 56 音 資本 の 部 (1) 資本利余金 合計 150,505,078 日 規 相 金 61,598,203 日 受贈財産評価額 150,505,078 日 月 補 助金 144,832,106 日 金 位 会計 補 助金 104,590,279 ホ その他資本剰余金 95,647,707 資本利余金合計 2,256,794,6206 24,956,994,691 1,855,746,206 24,956,994,691		1 049 124 992		
(2) 未 払 金 1,002,465,435 (3) 引 当 金 7 賞 与 引 当 金 10,288,000 日 法定福利費引当金 10,288,000 日 3 (3,507,000 日 21,509,562 液動負債 21,509,562 液動負債合計 2,136,606,989  5 繰 延 収 益 (1) 長 期 前 受 金 33,867,756,217 (2) 長 期 前 受 金 33,867,756,217 (2) 収 益 化 果 計 額 △20,841,464,180 第 31,094,348,415  ※	企 業 債 会 計	1,010,121,002	1 040 124 002	
(3) 引 当 金 イ 賞 与 引 当 金 月 当 金 合計 (4) その他流動負債 液動負債合計 5 繰 延 収 益 (1) 長 期 前 受 金 収 益 化 累計額 負債合計 負債合計 (1) 資本 和 余 金 イ 工 事 負 担 金 ロ 受贈財産評価額 ロ 受贈財産評価額 ロ 受贈財産評価額 ロ 受贈財産評価額 ロ の				
			1,002,400,430	
□ 法定福利費引当金		50.040.000		
引 当 金 合 計				
(4) その他流動負債		10,288,000		
<ul> <li>洗動負債合計</li> <li>2,136,606,989</li> <li>2,136,606,989</li> <li>2,136,606,989</li> <li>2,136,606,989</li> <li>2,136,606,989</li> <li>2,136,606,989</li> <li>2,136,606,989</li> <li>2,136,606,989</li> <li>33,867,756,217</li> <li>20,841,464,180</li> <li>20,841,464,180</li> <li>31,094,348,415</li> <li>23,101,248,485</li> <li>23,101,248,485</li> <li>23,101,248,485</li> <li>23,101,248,485</li> <li>23,101,248,485</li> <li>23,101,248,485</li> <li>24,852,106</li> <li>24,856,173,373</li> <li>20,212,203</li> <li>23,101,248,485</li> <li>24,956,292,037</li> <li>24,956,292,037</li> <li>24,956,294,691</li> <li>24,956,294,691</li> </ul>				
1			21,509,562	
(1) 長期前受金 (2) 収益化累計額	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			2,136,606,989
(2) 収益化累計額				
2 収益化累計額			33,867,756,217	
機 延 収 益 合 計 負 債 合 計				
1,094,348,415   31,094,348,415   31,094,348,415   23,101,248,485   23,101,248,485   23,101,248,485   23,101,248,485   23,101,248,485   23,101,248,485   23,101,248,485   23,101,248,485   24,956,994,691   24,956,994,691   24,956,994,691   24,956,994,691	切 益 化 累 計 額		$\triangle 20,841,464,180$	
資本の部         6 資本金       23,101,248,485         7 利余金       23,101,248,485         イ工事負担金       61,598,203         口受贈財産評価額       150,505,078         八国県補助金       444,832,106         二他会計補助金       104,590,279         ホその他資本剰余金       95,647,707         資本利余金合計       857,173,373         (2) 利益剰余金       998,572,833         利益利余金合計       998,572,833         利益利余金合計       1,855,746,206         資本合計       1,855,746,206         24,956,994,691	繰 延 収 益 合 計			13,026,292,037
6 資本金       23,101,248,485         7 剰余金       金         (1) 資本利余金       61,598,203         口受贈財産評価額       150,505,078         八国県補助金       444,832,106         二他会計補助金       104,590,279         ホその他資本剰余金       95,647,707         資本剰余金合計       857,173,373         (2) 利益利余金       998,572,833         利益利余金合計       998,572,833         利益利余金合計       998,572,833         利益利余金合計       1,855,746,206         資本合計       24,956,994,691	負 債 合 計			31,094,348,415
6 資本金       23,101,248,485         7 剰余金       金         (1) 資本利余金       61,598,203         口受贈財産評価額       150,505,078         八国県補助金       444,832,106         二他会計補助金       104,590,279         ホその他資本剰余金       95,647,707         資本剰余金合計       857,173,373         (2) 利益利余金       998,572,833         利益利余金合計       998,572,833         利益利余金合計       998,572,833         利益利余金合計       1,855,746,206         資本合計       24,956,994,691				
7 剰 余 金 (1) 資 本 剰 余 金 イ 工 専 負 担 金 ロ 受贈財産評価額 150,505,078 ハ 国 県 補 助 金 444,832,106 ニ 他 会 計 補 助 金 104,590,279 ホ その他資本剰余金 95,647,707 資 本 剰 余 金 合 計 857,173,373 (2) 利 益 剰 余 金 イ 当 年 度 未処分利益剰余金 998,572,833 利益 剰 余 金 合 計 998,572,833 剰 余 金 合 計 1,855,746,206 24,956,994,691		資本の	部	
(1) 資 本 剰 余 金  イ 工 事 負 担 金	6 資 本 金			23,101,248,485
イ工事負担金       61,598,203         口受贈財産評価額       150,505,078         ハ国県補助金       444,832,106         二他会計補助金       104,590,279         ホその他資本剰余金       95,647,707         資本剩余金合計       857,173,373         (2) 利益剰余金       998,572,833         利益剰余金合計       998,572,833         利益剰余金合計       998,572,833         利益利余金合計       1,855,746,206         資本合計       24,956,994,691	7 剰 余 金			
イ工事負担金       61,598,203         口受贈財産評価額       150,505,078         ハ国県補助金       444,832,106         二他会計補助金       104,590,279         ホその他資本剰余金       95,647,707         資本剩余金合計       857,173,373         (2) 利益剰余金       998,572,833         利益剰余金合計       998,572,833         利益剰余金合計       998,572,833         利益利余金合計       1,855,746,206         資本合計       24,956,994,691	(1) 資 本 剰 余 金			
口 受贈財産評価額       150,505,078         ハ 国 県 補 助 金       444,832,106         二 他 会 計 補 助 金       104,590,279         ホ その他資本剰余金       95,647,707         資本 利 余 金 合 計       857,173,373         (2) 利 益 剰 余 金       998,572,833         利 益 剰 余 金 合 計       998,572,833         利 益 剰 余 金 合 計       998,572,833         利 余 金 合 計       1,855,746,206         24,956,994,691		61,598,203		
ハ 国 県 補 助 金       444,832,106         二 他 会 計 補 助 金       104,590,279         ホ その他資本剰余金       95,647,707         資本 利 余 金 合 計       857,173,373         (2) 利 益 剰 余 金       998,572,833         利 益 利 余 金 合 計       998,572,833         利 益 利 余 金 合 計       998,572,833         東 余 金 合 計       1,855,746,206         資本 合 計       24,956,994,691				
二他会計補助金       104,590,279         ホその他資本剰余金       95,647,707         資本剰余金合計       857,173,373         (2) 利益剰余金       998,572,833         利益剰余金合計       998,572,833         剰余金合計       998,572,833         東余金合計       1,855,746,206         資本合計       24,956,994,691				
ホ その他資本剰余金       95,647,707         資本利余金合計       857,173,373         (2) 利益利余金       998,572,833         利益利余金合計       998,572,833         利益利余金合計       998,572,833         利益利余金合計       1,855,746,206         資本合計       24,956,994,691				
資本剩余金合計857,173,373(2) 利益剩余金当年度 未処分利益剩余金利益剩余金合計998,572,833剩余金合計998,572,833剩余金合計1,855,746,206資本合計24,956,994,691				
(2) 利益剰余金         当年度         未処分利益剰余金       998,572,833         利益剰余金合計       998,572,833         剰余金合計       1,855,746,206         資本合計       24,956,994,691		95,047,707	057 179 979	
1       年       度         未处分利益剩余金       998,572,833         利益剩余金合計       998,572,833         剩余金合計       1,855,746,206         資本合計       24,956,994,691			851,113,313	
1       未処分利益剰余金       998,572,833         利益剰余金合計       998,572,833         剰余金合計       1,855,746,206         資本合計       24,956,994,691				
利益剰余金合計       998,572,833         剰余金合計       1,855,746,206         資本合計       24,956,994,691				
剰 余 金 合 計       1,855,746,206         資 本 合 計       24,956,994,691	木处分利 盆 料 采 金	998,572,833		
資本合計   24,956,994,691			998,572,833	
	剰 余 金 合 計			1,855,746,206
負 債 資 本 合 計				24,956,994,691
	負 債 資 本 合 計			56,051,343,106

### 注記

- I. 重要な会計方針
  - 1 有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有目的債券 償却原価法(定額法)
  - 2 たな卸資産(貯蔵品)の評価方法

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- 3 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産
    - ・減価償却の方法 定額法による
    - ・主な耐用年数

建物10年~65年構築物10年~60年機械及び装置8年~30年車両運搬具2年~7年工具、器具及び備品2年~20年

- (2) 無形固定資産
  - ・減価償却の方法 定額法による
  - ・ 主な耐用年数

中勢水道利用権 10年~55年

庁舎利用権 50年施設利用権 15年

- 4 引当金の計上方法
  - (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末に おける支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等により回収不能見込額を 計上している。

5 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

### Ⅱ. 貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して1年以内に 償還予定のものも含む。)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、地方公営企 業繰出金通知第1-7等に基づき、1,441,014,616円である。

- 2 引当金の取崩し
  - (1) 賞与引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当として賞与引当金 51,081,000円を 取り崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し 令和6年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として法定福利費 引当金 9,944,000円を取り崩した。

(3) 貸倒引当金の取崩し 令和6年度において、不納欠損処理を行ったため貸倒引当金 4,140,679円を取り崩した。

#### Ⅲ. リース契約により使用する固定資産

1 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内 10,181,280 円

1年超 28,402,980 円

計 38,584,260 円

2 オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内 3,839,200 円

1年超 7,579,200円

計 11,418,400 円

3 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法 に準じた会計処理によっている。 令和6年度津市工業用水道事業会計決算

# 1 令和6年度津市工業

### (1) 収益的収入及び支出

### 収 入

		予	算 額	
区 分	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出額 に 係 る 財 源 充 当 額	合 計
第1款 工業用水道事業収益	23,803,000	0	0	23,803,000
第1項 営 業 収 益	23,760,000	0	0	23,760,000
第2項 営業外収益	43,000	0	0	43,000

### 支 出

		予			算	
区 分	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用	地方公営企業 法第24条第3 項の規定に よる支出額	小 計
第1款 工業用水道事業費用	20,737,000	0	0	0	0	20,737,000
第1項 営 業 費 用	19,737,000	0	0	0	0	19,737,000
第2項 営業 外費用	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

## 用水道事業決算報告書

単位 四

		車位 円
決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
24,093,165	290,165	
23,760,000	0	(うち、仮受消費税及び地方消費税 2,160,000円)
333,165	290,165	

単位 円

額			地方公営企業		
地方公営企業 法第26条第2 項の規定に よる繰越額	合 計	決算額	法第26条第2 項の規定に よる繰越額	不用額	備考
0	20,737,000	17,692,853	0	3,044,147	
0	19,737,000	17,044,953	0		(うち、仮払消費税及び地方 消費税 330,345円)
0	1,000,000	647,900	0	352,100	消費税及び地方消費税納 付額 647,900円

# 2 令和6年度津市工業用水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

単位 円 1 営 収 益 (1) 給 水 収 益 21,600,000 21,600,000 営 業 費 用 (1) 原 水及び浄水 2,787,420 (2) 費 12,329,208 償 刦 費 (3) 減 1,597,980 16,714,608 業 利 益 4,885,392 3 営業外収益 受取利息及び配当金 333,165 収 益 1,514,920 (2) 1,181,755 1,514,920 経 常 利 益 6,400,312 当 年 度 純 利 益 6,400,312 前年度繰越利益剰余金 0 その他未処分利益剰余金変動額 0 当年度未処分利益剰余金 6,400,312

### 3 令和6年度津市工業用水道事業剰余金計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

			剰
		資 本 金	資 木 剰 余 立
			工事負担金 資本剰余金計
前年度末残高		133,554,237	0 0
前	年度処分額	0	0 0
	条例による処分額	0	0 0
	建設改良積立金の積立	0	0 0
処	分後残高	133,554,237	0 0
当	年度変動額	0	0 0
	当年度純利益	0	0 0
当年度末残高		133,554,237	0 0

注1 この計算書における△表記は、減少を示している。

### 4 令和6年度津市工業用水道事業剰余金処分計算書

単位 円

		資 木 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
₩	年度末残高	133,554,237	0	6,400,312
条	例による処分額	0	0	△ 6,400,312
	建設改良積立金の積立	0	0	△ 6,400,312
処	分後残高	133,554,237	0	(繰越利益剰余金) 0

注1 この計算書における△表記は、減少を示している。

余 金 利 益 資本合計 剰余金合計 
 建 設 改 良
 未処分利益
 利益剰余金

 積 立 金 剰 余 金
 合 計
 利益積立金 46,496,932 44,738,341 2,495,356 93,730,629 93,730,629 227,284,866 2,495,356  $\triangle 2,495,356$ 2,495,356  $\triangle 2,495,356$ 0 2,495,356 0  $\triangle 2,495,356$ (繰越利益剰余金)

6,400,312

6,400,312

6,400,312

(当年度未処分利益剰余金

93,730,629

6,400,312

6,400,312

100,130,941

93,730,629

6,400,312

6,400,312

100,130,941

46,496,932

46,496,932

47,233,697

47,233,697

0

0

単位 円

227,284,866

6,400,312

6,400,312

233,685,178

# 5 令和6年度津市工業用水道事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

単位 円 資 産 部 0 固 定資産 (1) 有形固定資産 土 1,650,000 建 物 口 7,999,210 減価償却累計額  $\triangle 7,535,261$ 463,949 築 98,936,483 減価償却累計額 △72,064,395 26,872,088 二機械及び装置 78,096,020 減価償却累計額  $\triangle 74,049,469$ 4,046,551 ホ 工具、器具及び備品 360,000 減価償却累計額 △342,000 18,000 有形固定資產合計 33,050,588 固定資産合計 33,050,588 資 産 2 流 (1) 現 預 213,435,567 (2) 前 払 1,520 流動資産合計 213,437,087 資 産 計 合 246,487,675

# 負 債 の 部

3 流 動 負 債		
(1) 未 払 金	12,719,622	
流動負債合計		12,719,622
4 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金	1,657,500	
(2) 長期前受金収益化累計額	△1,574,625	
繰 延 収 益 合 計		82,875
負 債 合 計		12,802,497
Mer. I. A	資本の部	
5 資 本 金		133,554,237
6 剰 余 金		
(1) 利 益 剰 余 金		
イ 利 益 積 立 金	46,496,932	
口建設改良積立金	47,233,697	

6,400,312

100,130,941

100,130,941

233,685,178

246,487,675

ハ 当年度未処分利益剰余金

利益剰余金合計

剰 余 金 合 計

負債資本合計

計

資 本 合

### 注記

- I. 重要な会計方針
  - 1 固定資産の減価償却の方法
    - (1)有形固定資産

・減価償却の方法 定額法による

・主な耐用年数

建物18年~38年構築物25年~40年機械及び装置8年~20年

工具、器具及び備品 5年

2 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

令和6年度津市下水道事業会計決算

# 1 令和6年度津市

### (1) 収益的収入及び支出

### 収 入

		予	算 額	
区 分	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出額 に係る財源充当額	合 計
第1款 下水道事業収益	13,048,449,000	△132,773,000	0	12,915,676,000
第1項営業収益	4,060,936,000	9,798,000	0	4,070,734,000
第2項営業外収益	8,982,405,000	△153,904,000	0	8,828,501,000
第3項特別利益	5,108,000	11,333,000	0	16,441,000

### 支 出

		予	算				
区分	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額		地方公営企業 法第24条第3 項の規定に よる支出額	小 計	
第1款 下水道事業費用	11,771,526,000	△81,209,000	0	0	0	11,690,317,000	
第1項営業費用	10,502,124,000	△10,823,000	0	0	0	10,491,301,000	
第2項営業外費用	1,108,402,000	△70,576,000	0	0	0	1,037,826,000	
第3項特別損失	161,000,000	190,000	0	0	0	161,190,000	

# 下水道事業決算報告書

単位 円

決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
13,024,072,613	108,396,613	
4,086,814,715	16,080,715	(うち、仮受消費税及び地方消費税 259,734,778円)
8,915,073,241	86,572,241	(うち、仮受消費税及び地方消費税 2,046,936円)
22,184,657	5,743,657	(うち、仮受消費税及び地方消費税 48,504円)

単位 円

					1 1 1 1 1
額 地方公営企業 法第26条第2 項の規定に よる繰越額	슴 計	決 算 額	地方公営企 業法第26条 第2項の規定 による繰越額	不 用 額	備考
0	11,690,317,000	11,610,234,672	12,300,000	67,782,328	
0	10,491,301,000	10,371,193,776	12,300,000	107,807,224	(うち、仮払消費税及び地方 消費税330,199,710円)
0	1,037,826,000	1,079,617,567	0	∆ 41 701 EG7	特定収入に係る消費税 273,539,692円は現金の支 出を伴わないため予算額を 超過して執行した。
0	161,190,000	159,423,329	0	1,766,671	(うち、仮払消費税及び地方 消費税219,609円)

### (2) 資本的収入及び支出

### 収 入

				予		算	額
区	分		当初予算額	補正予算額	小 計	第26条の規定によ繰越額に係	法継続費 逓次 繰越額に係る 財源 允当額
第1款 資	木的山	八人	7,252,703,000	△797,084,000	6,455,619,000	1,210,475,0	00 1,400,000,000
第1項 1	企 業	債	4,633,000,000	△599,500,000	4,033,500,000	880,500,0	700,000,000
第2項1	負担	金	110,845,000	△21,767,000	89,078,000		0 0
第3項 ネ	甫 助	金	2,504,080,000	△175,817,000	2,328,263,000	329,975,0	700,000,000
第4項』	<b>志金繰</b>	入金	4,778,000	0	4,778,000		0 0

#### 支 出

			予	算					額			
区	分	当初予算額	補正予算額	流増	減	用額	小	iii-	地 大 会 第 26 条 の 規 定 に あ る 繰 越	継逓繰	続越	費次額
第1款 資	<b></b> 本的支出	10,711,432,000	△800,555,000			0	9,910	,877,000	1,220,682,000	1,40	0,000,	,000
第1項建	設改良費	5,133,746,000	△763,255,000			0	4,370	,491,000	944,497,000	1,40	0,000,	,000
	域下水道 設負担金	261,644,000	△34,246,000			0	227	,398,000	276,185,000			0
第3項 食	業 債還 金	5,309,625,000	△33,000			0	5,309	,592,000	0			0
第4項 投	資	6,417,000	△3,021,000			0	3	,396,000	0			0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 3,355,342,808円は、当年度分消費税及び地方 当年度分損益勘定留保資金2,130,068,345円で補てんした。 単位 円

					1 1 2
合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備	考	
9,066,094,000	8,056,994,409	△1,009,099,591			
5,614,000,000	4,925,900,000	△688,100,000			
89,078,000	95,916,930	6,838,930			
3,358,238,000	3,030,399,479	△327,838,521			
4,778,000	4,778,000	0			

単位 円

						X	IJ.	年	度	綽	ķ	越	額						
	合	n i	決	算	額	法第	¥ 26	企業 条よ 額	継逓繰	続越	費次額	合	計	不	用	額	備	考	
	12,531,	559,000	11,41	2,33	7,217	1,0	06,5	05,800			0	1,006,	,505,800	112	,715	5,983			
Ī	6,714,	988,000	5,70	7,62	1,209	8	98,0	14,800			0	898,	,014,800	109	,351	,991	(うち、仮払 方消費税。		
	503,	583,000	39	95,09	2,000	1	08,4	91,000			0	108,	491,000			0	(うち、仮払 方消費税:	消費税及 35,917,44	:び地 16円)
Ī	5,309,	592,000	5,30	9,58	9,075			0			0		0		2	2,925			
	3,	396,000		3	4,933			0			0		0	3	,361	,067			

消費税資本的収支調整額 226,630,248円、過年度分損益勘定留保資金 998,644,215円及び

# 2 令和6年度津市下水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

単位 円

1 1	営 業	収	益					+   1
(1)	下水			用	料	2,599,003,180		
(2)	他会				金	1,226,145,000		
(3)	その	他	営	業 収	益	1,931,757	3,827,079,937	
	営 業	費	用					
(1)	汚	水	管	渠	費	219,492,253		
(2)	雨	水	管	渠	費	52,701,676		
(3)	汚 水	ポ	ン:	プ場	費	39,520,109		
(4)	雨水	ポ	ン:	プ場	費	186,869,003		
(5)	処	理	:	場	費	501,104,150		
(6)	委	任	業	務	費	72,497,110		
(7)	業		務		費	100,079,501		
(8)	市営	洋	化	槽	費	404,666,616		
(9)	共 同	汚 水	処 珰	施設	費	210,973,832		
(10)	農業集	落 排	水 処	理施設	支費	272,669,717		
(11)	総		係		費	206,799,038		
(12)	流域下	水道	維持管	管理負担	旦金	1,471,944,059		
(13)	減	価	償	却	費	6,301,672,957		
(14)		産	減	耗	費	4,045	10,040,994,066	
	営	業		損	失			6,213,914,129
3 1		外収						
(1)	受 取			下配 当	金	34,933		
(2)	他会			助	金	4,199,844,521		
(3)		庫	補	助	金	14,170,000		
(4)	県	補		助	金	2,997,000		
(5)	長 期	前		金 戻	入	4,172,495,477		
(6)	維		収		益	299,267,307	8,688,809,238	
		外 費						
(1)				債取扱調		796,981,605		
(2)		助	交	付	金	9,096,270		
(3)	雑	ale	支	c.,	出	349,441,476	1,155,519,351	7,533,289,887
	経	常		利	益			1,319,375,758
	<b>時</b> 別	利	益		.,			
(1)	過年			修正		488,437		
(2)	その	他		削 利	益	21,647,716	22,136,153	
	<b>時</b> 別	損	失					
(1)	過年	度打				2,196,045		
(2)	その	他 • <b>啦</b>		引損	失	156,664,480	158,860,525	<u>△136,724,372</u>
	当年	-			益			1,182,651,386
				益剰余				0
				余金変動				1 100 651 006
	当年度	[ 未处	分利	益剰分	金			1,182,651,386

## 令和6年度津市下水道事業剰余金計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

							剰			
		資 本 金			資		木		剰	
			国庫補助	金	他 会 担	計金	他 会 期	計金	受贈 財評 価	産額
前年	<b>E度末残高</b>	21,055,504,031	322,694,0	16	128,3	38,084	56,163,4	15	3,564,201,	654
前年	三度処分額	1,117,267,065		0		0		0		0
4	条例による処分額	1,117,267,065		0		0		0		0
	資本金への組入	1,117,267,065		0		0		0		0
処分	後残高	22,172,771,096	322,694,0	)16	128,3	38,084	56,163,4	15	3,564,201,	654
3 事	耳業統合に伴う変動額	2,269,369,540		0		0		0	144,018,	398
当年	三度変動額	0		0		0		0		0
큐	当年度純利益	0		0		0		0		0
当年	<b>E度末残高</b>	24,442,140,636	322,694,0	16	128,3	38,084	56,163,4	15	3,708,220,	052

- 注1 この計算書における△表記は、減少を示している。 注2 「3事業」とは、令和6年度より地方公営企業会計基準を適用している市営浄化槽事業、

## 4 令和6年度津市下水道事業剰余金処分計算書

_				<u>単位 円</u>
		資 本 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
Ā	4年度未残高	24,442,140,636	4,217,199,567	1,182,651,386
Â	・例による処分額	1,182,651,386	0	△ 1,182,651,386
	資本金への組入	1,182,651,386	0	△ 1,182,651,386
灰	1分後残高	25,624,792,022	4,217,199,567	(繰越利益剰余金) 0

注1 この計算書における△表記は、減少を示している。

単位 円								
			金	余				
資本合計		余 金	利 益 剰	金	余			
	剰余金合計	利益剰余金合計	未処分利益剰余金	資本剰余金合計	県 補 助 金			
26,245,952,265	5,190,448,234	1,117,267,065	1,117,267,065	4,073,181,169	1,784,000			
0	△1,117,267,065	△1,117,267,065	△1,117,267,065	0	0			
0	△1,117,267,065	△1,117,267,065	△1,117,267,065	0	0			
0	△1,117,267,065	△1,117,267,065	△1,117,267,065	0	0			
26,245,952,265	4,073,181,169	0	(繰越利益剰余金) 0	4,073,181,169	1,784,000			
2,413,387,938	144,018,398	0	0	144,018,398	0			
1,182,651,386	1,182,651,386	1,182,651,386	1,182,651,386	0	0			
1,182,651,386	1,182,651,386	1,182,651,386	1,182,651,386	0	0			
29,841,991,589	5,399,850,953	1,182,651,386	(当年度未処分利益剰余金) 1,182,651,386	4,217,199,567	1,784,000			

共同汚水処理施設事業及び農業集落排水事業のことをいう。

# 5 令和6年度津市下水道事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

ta.

単位 円

# 資産の部

1 固 定 資 産				
(1) 有形固定資産				
イ 土 地		5,086,060,772		
口 建 物	4,895,363,725			
減価償却累計額	△1,938,847,514	2,956,516,211		
ハ構築物	195,705,903,418			
減価償却累計額	$\triangle 44,755,050,759$	150,950,852,659		
ニ機械及び装置	9,269,175,542			
減価償却累計額	$\triangle 4,509,787,737$	4,759,387,805		
ホ 車 両 運 搬 具	5,093,694			
減価償却累計額	$\triangle 2,457,098$	2,636,596		
ヘ 工具、器具及び備品	6,105,894			
減価償却累計額	$\triangle 3,167,187$	2,938,707		
ト 建 設 仮 勘 定		5,265,637,770		
有形固定資産合計			169,024,030,520	
(2) 無形固定資産				
イ 流域下水道施設利用権		11,351,819,650		
口 電 話 加 入 権		10,336,000		
無形固定資産合計			11,362,155,650	
(3) 投資その他の資産				
イ基金		33,528,534		
口 出 資 金		6,594,000		
ハ そ の 他 投 資		27,150		
投資その他の資産合計			40,149,684	
固定資産合計				180,426,335,854
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			2,360,811,766	
(2) 未 収 金		668,820,369		
貸倒引当金		△ 65,694,147		
未 収 金 合 計			603,126,222	
(3) 前 払 金			15,050,000	
流動資産合計				2,978,987,988
資 産 合 計			_	183,405,323,842

### 負 債 の 部

3 固定負債		•••	
(1) 企 業 債			
、建設改良に要する			
在 業 債	56,848,657,927		
企業債合計		56,848,657,927	
(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	522,767,349		
引 当 金 合 計	<u> </u>	522,767,349	
固定負債合計		032,707,010	57,371,425,276
4 流 動 負 債			01,011,120,210
(1) 企 業 債			
せ 建設改良に要する	- 000- 0-0		
企業債	5,295,525,678		
企業債合計		5,295,525,678	
(2) 未 払 金		1,481,612,222	
(3) 前 受 金		7,000,000	
(4) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	33,947,000		
口 法定福利費引当金	6,672,000		
引 当 金 合 計		40,619,000	
(5) その他流動負債		39,071,758	
流 動 負 債 合 計			6,863,828,658
5 繰 延 収 益			
(1) 長期前受金		126,274,924,620	
(2) 長期前受金			
(2) 収益化累計額		<u>△36,946,846,301</u>	
繰 延 収 益 合 計			89,328,078,319
負 債 合 計			153,563,332,253
	資 本 の	部	
6 資 本 金	,		24,442,140,636
7 剰 余 金			_1,11_,110,000
(1) 資 本 剰 余 金			
	2 709 220 052		
イ 受	3,708,220,052		
ハ県補助金	322,694,016 1,784,000		
	128,338,084		
市 他 会 計 補 助 金	56,163,415		
資本剰余金合計		4,217,199,567	
(2) 利 益 剰 余 金 , 当 年 度			
イ 未処分利益剰余金	1,182,651,386		
利益剰余金合計	2,202,001,000	1,182,651,386	
剰 余 金 合 計		1,102,001,000	5,399,850,953
資本合計			29,841,991,589
負債資本合計			183,405,323,842
只以其个口川			100,100,020,042

### 注 記

I. 重要な会計方針

令和6年度より、市営浄化槽事業、共同汚水処理施設事業及び農業集落排水事業について、地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成している。

- 1 固定資産の減価償却の方法
  - (1)有形固定資産

・減価償却の方法 定額法による

・主な耐用年数

建物15年~50年構築物10年~60年機械及び装置8年~20年車両運搬具4年~6年工具、器具及び備品3年~15年

- (2)無形固定資産
  - ・減価償却の方法 定額法による
  - ・主な耐用年数 流域下水道施設利用権 20年~50年
- 2 引当金の計上方法
  - (1)退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2)賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4)貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等により回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

#### Ⅱ. 貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、地方公営企業繰出金通知第7下水道事業13及び14に基づき、6,250,896,906円である。

- 2 引当金の取崩し
  - (1) 賞与引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当として賞与引当金31,267,000円を取り崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として法定福利費引当金6,144,000円を取り崩した。

(3)貸倒引当金の取崩し

令和6年度において、不納欠損処理を行ったため貸倒引当金6,726,018円を取り崩した。

### Ⅲ. リース契約により使用する固定資産

1 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内4,304,640 円1年超15,783,680 円計20,088,320 円

2 オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内1,719,091 円1年超930,000 円計2,649,091 円

3 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準 じた会計処理によっている。

### IV. セグメント情報の開示

### 1 報告セグメントの概要

下水道事業会計は、公共下水道事業、市営浄化槽事業、共同汚水処理施設事業及び農業集落排水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、それらを報告セグメントとしている。

公共下水道事業は、公共下水道の汚水処理及び雨水処理並びに特定環境保全公共下水道の汚水処理を運営しているが、同一料金体系を採用していることから1つの報告セグメントとしている。

農業集落排水事業は、農業集落排水施設の汚水処理及び簡易排水施設の汚水処理を 運営しているが、同一料金体系を採用していることから1つの報告セグメントとしている。 なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	公共下水道計画区域における、し尿・生活雑排水等の処理及 び雨水排除
市営浄化槽事業	浄化槽処理促進区域における、合併処理浄化槽の整備、し尿・ 生活雑排水等の処理
共同汚水処理施設事業	共同汚水処理区域における、し尿・生活雑排水等の処理
農業集落排水事業	農業集落排水処理区域における、し尿・生活雑排水等の処理

### 2 報告セグメントごとの営業収益等

令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

単位 円

	公共下水道 事業	市営浄化槽 事業	共同汚水処理 施設事業	農業集落 排水事業	合計
営業収益	3,503,364,975	97,901,233	110,023,559	115,790,170	3,827,079,937
営業費用	8,625,440,971	521,238,011	292,853,492	601,461,592	10,040,994,066
営業損益	△5,122,075,996	△423,336,778	△182,829,933	△485,671,422	△6,213,914,129
経常損益	1,159,070,408	34,329,761	9,420,965	116,554,624	1,319,375,758
セグメント資産	171,824,939,615	1,783,790,906	1,512,828,744	8,283,764,577	183,405,323,842
セグメント負債	144,488,336,046	1,690,303,197	1,375,120,580	6,009,572,430	153,563,332,253
その他項目					
他会計繰入金	5,346,789,000	372,849,000	120,484,000	445,057,000	6,285,179,000
減価償却費	5,778,772,363	114,711,522	79,658,299	328,530,773	6,301,672,957
特別利益	20,490,900	486,020	694,202	465,031	22,136,153
特別損失	88,910,004	38,532,513	14,700,516	16,717,492	158,860,525
有形固定資産及び 無形固定資産の 増減額	$\triangle 104,366,830$	$\triangle 43,613,958$	$\triangle 72,434,935$	△326,699,953	$\triangle$ 547,115,676

令和6年度津市駐車場事業会計決算

### (1) 収益的収入及び支出

### 収入

		予	算 額	
区分	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出額 に係る財源充当額	合 計
第1款 駐車場事業収益	226,016,000	0	0	226,016,000
第1項 営業収益	223,260,000	0	0	223,260,000
第2項 営業外収益	2,756,000	0	0	2,756,000

#### 支 出

<u> Д ш</u>							
			予		算 額		
区	分	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企 業法第24条 第3項の規定 による支出額	小 計
第1款 駐	E車場事業費用	206,835,000	266,000	0	0	0	207,101,000
第1項	営 業 費 用	192,243,000	0	0	△ 154,200	0	192,088,800
第2項	営業外費用	14,592,000	266,000	0	154,200	0	15,012,200

### (2) 資本的支出

### 支 出

		予		算 額		
区 分	当初予算額	補正予算額	流 用 増減額	小計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	
第1款 資本的支出	44,078,000	2,250,000	0	46,328,000	0	0
第1項 建設改良費	9,076,000	2,250,000	0	11,326,000	0	0
第2項 他会計長期 借入金償還金		0	0	35,002,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額45,226,958円は、過年度分損益勘定留保資金45,226,958円で

### 1 令和6年度津市 駐車場事業決算報告書

(単位 円)

		(+	17.	1 1/
決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備考		
245,725,390	19,709,390			
242,765,550	19,505,550	(うち、仮受消費税及び地方消費税 22,070,958円)		
2,959,840	203,840	(うち、仮受消費税及び地方消費税 225,002円)		

(開位 田)

					(単位 円)
地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越 額	合 計	決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る 繰 越 額	→ III #ss	備考
0	207,101,000	192,711,341	0	14,389,659	
0	192,088,800	177,699,141	0	14,389,659	(うち、仮払消費税及び地方 消費税 8,043,708円)
0	15,012,200	15,012,200	0	0	(うち、消費税及び地方消費 税相当額 68,389円) 消費税及び地方消費税納付 額 14,243,300円

(単位 円)

	翌年月	度繰越額					
決算額	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	継続費 進 次 繰越額	合計	不用額	備	考	
45,226,958	0	0	0	1,101,042			
10,225,209	0	0	0	1,100,791			
35,001,749	0	0	0	251			
	45,226,958 10,225,209	決算額     地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額       45,226,958     0       10,225,209     0	世 次 定による繰越額 45,226,958 0 0 10,225,209 0 0	決算額     地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額     継続費 逓、次 繰越額     合計 の 0       45,226,958     0     0     0       10,225,209     0     0     0	地方公営企業   継続費   法第26条の規   運 次   合 計	決算額     地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額     継続費 逓 次 繰越額     合計     不用額       45,226,958     0     0     0     1,101,042       10,225,209     0     0     0     1,100,791	地方公営企業 継続費 法第26条の規 逓 次定による繰越 逓 次線越額   合計   本 月 額   備 考 名

補塡した。

## 2 令和6年度津市駐車場事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

1	営	業	収	益						
	(1)	駐	車	-	収		益	220,694,592	220,694,592	
2	営	業	費	用						
	(1)	駐	車	場	管	理	費	113,055,595		
	(2)	減	価	償		却	費	56,604,669	169,660,264	
		営	業	•	利		益			51,034,328
3	営	業	外収	益						
	(1)	受 耶	又利!	急 及	U,	配当	金	284,693		
	(2)	雑		収			益	2,451,656	2,736,349	
4	営	業	外 費	用						
	(1)	支払	利息及	び企	業債	取扱詞	者費	470,999		
	(2)	雑		支			出	229,512	700,511	2,035,838
	経		常		利		益			53,070,166
	当	年	度	÷ ×	屯	利	益			53,070,166
	前	年度	を繰き	越利	益	剰 余	金			0
	そ	の他未	ミ処分:	利益	剰余	金変重	协額			0
	当	年 度	未処	分	削 益	剰余	金			53,070,166

### 3 令和6年度津市駐車場事業剰余金計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

							(単位 円)
				剰	余	金	
			資 本 金		未 処 分 利 益剰 余 金	剰余金合計	資本合計
前年	医末	<b>天残高</b>	2,207,122,318	40,025,734	39,070,293	79,096,027	2,286,218,345
前年	E度処	L分額	39,070,293	0	△ 39,070,293	△ 39,070,293	0
	条例	川による処分額	39,070,293	0	△ 39,070,293	△ 39,070,293	0
		減債積立金の積立	0	0	0	0	0
		建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0
		資本金への組入	39,070,293	0	△ 39,070,293	△ 39,070,293	0
処分	分後残	高	2,246,192,611	40,025,734	(繰越利益剰余金) 0	40,025,734	2,286,218,345
当年	三度変	<b>ご動額</b>	0	0	53,070,166	53,070,166	53,070,166
	積立	<b>三金の取崩し</b>	0	0	0	0	0
	当年	度純利益	0	0	53,070,166	53,070,166	53,070,166
当年	<b>-</b> 度末	<b>E残高</b>	2,246,192,611	40,025,734	(当年度未処分利益剰余金) 53,070,166	93,095,900	2,339,288,511

(注) 1 この計算書における $\triangle$ 表記は、減少を示している。

### 4 令和6年度津市駐車場事業剰余金処分計算書

(単位 円)

						(単位 円)
		資	本	金	未処分利	益剰余金
当年	F度末残高		2,24	6,192,611		53,070,166
条例	列による処分額		5	3,070,166		$\triangle$ 53,070,166
	建設改良積立金の積立		Đ	0,954,282		$\triangle$ 50,954,282
	資本金への組入			2,115,884		△ 2,115,884
	処分後残高		2,29	9,262,777	(繰越利益剰余金)	0

(注) 1 この計算書における△表記は、減少を示している。

### 5 令和6年度津市駐車場事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 円)

2,532,854,027

### 資産の部

1	固	定	資	産				
_	•			•				
	(1) 有		当 た り					
	イ	土		地		1,623,010,133		
	口	建		物	1,437,128,271			
		減征	II償却	累計額	$\triangle$ 863,164,917	573,963,354		
	ハ	構	築	物	89,660,772			
		減価	fi償却	累計額	△ 48,702,692	40,958,080		
	=	機材	戒及で	び装置	115,650,002			
		減征	I貨却	累計額	$\triangle 102,697,490$	12,952,512		
	ホ	工具	、器具	及び備品	80,773,679			
		減価	面償却	累計額	△ 63,450,370	17,323,309		
	^	リー	ス資産	奎	40,727,652			
		減征	f償却	累計額	△ 16,255,142	24,472,510		
	7	建	設 仮	勘定		4,000,000		
	有	形固	定資	産合計			2,296,679,898	
				合計				2,296,679,898
								2,230,013,030
2	流	動	資	産				
	(1) 瑪	金	預	金			230,528,515	
	(2) 未	÷	収	金			5,145,614	
	(3) 7	の他	流動	資産			500,000	
	闭	動	資 産	合計				236,174,129

資 産 合 計

### 負債の部

3	固定負債			
	(1) 他会計借入金			
	イ 建 設 改 良 等 他 会 計 借 入 金	105,036,751		
	他会計借入金合計		105,036,751	
	(2) リース債務		15,311,621	
	(3) 引 当 金	9 001 511		
	<ul><li>イ 退職給付引当金</li><li>引 当 金 合 計</li></ul>	2,881,511	2,881,511	
	固定負債合計			123,229,883
4	流動負債			
	(1) 他会計借入金			
	イ 建 設 改 良 等 イ 他 会 計 借 入 金	25.005.040		
	他 会 計 借 人 金 他 会 計 借 入 金 合 計	35,005,249	35,005,249	
	(2) リース債務		6,615,476	
	(3) 未 払 金		16,540,459	
	(4) 前 受 金		2,046,609	
	(5) 引 当 金			
	イ賞与引当金	553,000		
	ロ 法定福利費引当金 引 当 金 合 計	105,000	658,000	
	(6) その他流動負債		9,469,840	
	流動負債合計			70,335,633
	負 債 合 計			193,565,516
		資本の部		
5	資 本 金			2,246,192,611
6	剰 余 金			2,210,132,011
О				
	<ul><li>(1)利益剰余金</li><li>イ建設改良積立金</li></ul>	40,025,734		
	口 当年度未処分			
	利益剰余金 利益剰余金合計	53,070,166	93,095,900	
	利 金 金 合 計			93,095,900
	資本合計			2,339,288,511
	負債資本合計			2,532,854,027

### 注記

- I. 重要な会計方針
  - 1 固定資産の減価償却の方法
    - (1)有形固定資産(リース資産を除く)
      - ・減価償却の方法 定額法による
    - ・主な耐用年数

建物 8年~38年

構築物 10年

機械及び装置 2年~10年 工具器具及び備品 3年~10年

- (2)リース資産
- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による
- 2 引当金の計上方法
  - (1)退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2)賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3)法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

### Ⅱ. 貸借対照表等関連

- 1 引当金の取崩し
- (1)賞与引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当として賞与引当金 494,000円を取崩した。

(2)法定福利費引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として法定福利費 引当金 94,000円を取崩した。

### Ⅲ. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に 係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは下記の金額である。

短期リース債務 6,615,476円

長期リース債務 15,311,621円

### IV. 重要な後発事象

令和7年2月28日に締結した「フェニックス通り駐車場(建物)の公有財産仮売買契約」に基づき、令和7年4月1日付で株式会社津センターパレスに対して、金89,698,400円で当該財産の売却を見込んでいる。

令和6年度津市モーターボート競走事業会計決算

### (1) 収益的収入及び支出

### 収 入

		予	算 額	
区 分	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出額 に 係 る 財 源 充 当 額	合 計
第1款 モーターボート 競1款 競走事業収益	57, 278, 938, 000	16, 594, 197, 000	0	73, 873, 135, 000
第1項 営業収益	57, 198, 087, 000	16, 579, 603, 000	0	73, 777, 690, 000
第2項 営業外収益	80, 851, 000	14, 594, 000	0	95, 445, 000

### 支 出

		予			算	
区 分	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額		地方公営企業 法第24条第3 項の規定と まる支出額	小 計
第1款 モーターボート 競走事業費用	55, 058, 241, 000	14, 588, 960, 000	0	0	0	69, 647, 201, 000
第1項 営業費用	54, 671, 745, 000	14, 588, 960, 000	0	0	0	69, 260, 705, 000
第2項 営業外費用	386, 496, 000	0	0	0	0	386, 496, 000

### 1 令和6年度津市 モーターボート競走事業決算報告書

単位 円

		1 1 2
決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
68, 669, 499, 231	△5, 203, 635, 769	
68, 561, 224, 330	△5, 216, 465, 670	(うち、仮受消費税及び地方消費税 2,758,637円)
108, 274, 901	12, 829, 901	(うち、仮受消費税及び地方消費税 886,320円)

単位 円

額			地方公営企業		
地方公営企業 法第26条第2 項の規定に額 よる繰越額	合 計	決 算 額	法第26条第2 項の規定に よる繰越額	不 用 額	備考
15, 444, 000	69, 662, 645, 000	64, 466, 315, 500		5, 196, 329, 500	
15, 444, 000	69, 276, 149, 000	64, 084, 982, 171	0	5, 191, 166, 829	(うち、仮払消費税及び地 方消費税674,030,484円)
0	386, 496, 000	381, 333, 329	0	5, 162, 671	消費税及び地方消費税 納付額791,000円

### (2) 資本的収入及び支出

#### 収 入

		予	算		額	
区 分	当初予算額	補正予算額	小	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係る 財源充当額	継続費 逓次 繰越額に係る 財源充当額	
第1款 資本的収入	0	43, 000	43, 000	0	0	
第3項基金繰入金	0	43, 000	43, 000	0	0	

#### 支 出

			予				第	î		額		
X	分	当初予算額	補正予算額	流増	減	用額	小	<del>#</del>	地方第26条 公第26条 の規定に る 繰 越 額	継逓繰	続越	費次額
第1款 資	本的支出	4, 201, 997, 000	48, 639, 000			0	4, 250,	636, 000	0	383,	278,	000
第1項建	設改良費	4, 201, 997, 000	48, 596, 000			0	4, 250,	593,000	0	383,	278,	000
第3項 投	<b>党</b>	0	43, 000			0		43, 000	0			0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 4,248,109,744円は、当年度分消費税及び地方消費税433,944,698円及び当年度分損益勘定留保資金 730,057,276円で補てんした。

なお、たな卸資産購入限度額の執行額は 6,400,000円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税

			単位 円
습 함	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
43, 000	42, 816	△184	
43, 000	42, 816	△184	

単位 円

		翌年	度 繰	越額		
合 計	決 算 額	地方公営企業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	継続 費次 継越 額	合 計	不 用 額	備考
4, 633, 914, 000	4, 248, 152, 560	0	15, 228, 000	15, 228, 000	370, 533, 440	
4, 633, 871, 000	4, 248, 109, 744	0	15, 228, 000	15, 228, 000	370, 533, 256	(うち、仮払消費税及び地 方消費税 386,191,791円)
43, 000	42, 816	0	0	0	184	

資本的収支調整額 5,649,462円、建設改良積立金3,078,458,308円、過年度分損益勘定留保資金 は0円である。

## 2 令和6年度津市モーターボート競走事業損益計算書

(令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)

				単位 円
1	営業収益			
	(1) 開催収益	66, 815, 108, 300		
	(2) 場間場外発売事務受託収益	1, 662, 618, 690		
	(3) その他営業収益	80, 738, 703	68, 558, 465, 693	
2	営業費用			
	(1) 開催費	58, 533, 882, 906		
	(2) 場外発売場事務受託費	582, 563, 791		
	(3) 施設管理費	610, 803, 942		
	(4) 競走実施費	1, 798, 471, 451		
	(5) 販売促進費	739, 225, 298		
	(6) 総係費	523, 784, 293		
	(7) 減価償却費	549, 454, 452		
	(8) 資産減耗費	72, 765, 554	63, 410, 951, 687	
	営業利益			5, 147, 514, 006
3	営業外収益			
	(1) 使用料	52, 115, 897		
	(2) 受取利息及び配当金	14, 834, 235		
	(3) 長期前受金戻入	26, 442, 429		
	(4) 雑収益	13, 996, 098	107, 388, 659	
4	営業外費用			
•	(1) 雑支出	1, 057, 368, 396	1, 057, 368, 396	△ 949, 979, 737
	477 ALS TH AL			4 105 504 000
	経常 利益			4, 197, 534, 269
	当 年 度 純 利 益			4, 197, 534, 269

3, 406, 632, 000

7, 604, 166, 269

前年度繰越利益剰余金

当年度未処分利益剰余金

### 3 令和6年度津市モーターボート競走事業剰余金計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

ſ				剰		
		資 本 金	資	本 乗	余	金
			再 評 価積 立 金	受贈 財産評価額	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計
前	介年度末残高	11, 159, 579, 290	0	0	0	0
À	<b></b> 有年度処分額	0	0	0	0	0
	条例による処分額	0	0	0	0	0
	利益積立金の積立	0	0	0	0	0
	建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0
処	1分後残高	11, 159, 579, 290	0	0	0	0
크	4年度変動額	0	0	0	0	0
	当年度純利益	0	0	0	0	0
	その他未処分利益剰余金変動 額	0	0	0	0	0
7	4年度末残高	11, 159, 579, 290	0	0	0	0

注1 この計算書における△表記は、減少を示している。

### 4 令和6年度津市モーターボート競走事業剰余金処分計算書(案)

			単位 円
	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	11, 159, 579, 290	0	7, 604, 166, 269
条例による処分額	3, 406, 632, 000	0	△ 5, 004, 166, 269
利益積立金の積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	△ 1, 597, 534, 269
資本金への組入	3, 406, 632, 000	0	△ 3, 406, 632, 000
議決による処分額	0	0	△ 2,600,000,000
・般会計へ繰出金	0	0	△ 2,600,000,000
処分後残高	14, 566, 211, 290	0	(繰越利益剰余金) 0

注1 この計算書における△表記は、減少を示している。

					単位. 円
余			金		
利	益	剰 余	金	esi	資本合計
利益積立金 葵	建設改良積立金	未 処 分 利 益剰 余 金	利益剰余金合計	剩余金合計	
1, 628, 571, 635	11, 179, 593, 186	3, 847, 043, 803	16, 655, 208, 624	16, 655, 208, 624	27, 814, 787, 914
440, 411, 803	0	△ 440, 411, 803	0	0	0
440, 411, 803	0	△ 440, 411, 803	0	0	0
440, 411, 803	0	△ 440, 411, 803	0	0	0
0	0	0	0	0	0
2, 068, 983, 438	11, 179, 593, 186	(繰越利益剩余金) 3, 406, 632, 000	16, 655, 208, 624	16, 655, 208, 624	27, 814, 787, 914
0	0	4, 197, 534, 269	4, 197, 534, 269	4, 197, 534, 269	4, 197, 534, 269
0	0	4, 197, 534, 269	4, 197, 534, 269	4, 197, 534, 269	4, 197, 534, 269
0	0	0	0	0	0
2, 068, 983, 438	11, 179, 593, 186	(当年度未処分利益剰余金) 7,604,166,269	20, 852, 742, 893	20, 852, 742, 893	32, 012, 322, 183

### 5 令和6年度津市モーターボート競走事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

単位 円

### 資産の部

1 固定資産

(1)	有形固定資産				
1	土	也	1, 437, 426, 323		
口	建	匆 9,760,242,206			
	減価償却累計額	額 △ 2,288,898,095	7, 471, 344, 111		
<i>/</i> \	建物附属設備	蒲 2, 422, 428, 312			
	減価償却累計額	類 △ 172, 962, 665	2, 249, 465, 647		
=	構築物	勿 965, 434, 682			
	減価償却累計額	類 △ 38,888,517	926, 546, 165		
ホ	機械及び装置	置 1,372,597,067			
	減価償却累計額	額 △ 587, 103, 796	785, 493, 271		
$\sim$	車 両 運 搬 身	具 5, 498, 440			
	減価償却累計額	額 △ 3,313,557	2, 184, 883		
ト	船	拍 21, 185, 125			
	減価償却累計額	額 △ 13,699,965	7, 485, 160		
チ	工具、器具及び備品	品 1,836,125,657			
	減価償却累計額	類 <u></u> 890, 432, 833	945, 692, 824		
リ		定	197, 175, 242		
	有形固定資産合言			14, 022, 813, 626	
(2)	投資その他の資	産			
イ		金	40, 000, 000		
口		Ħ <sub>.</sub>	7, 250		
	投資その他の資産合語			40, 007, 250	
	固定資産合計	<del>  </del>			14, 062, 820, 876
_	\				
	流動資産 租 & 類 /	<b>△</b>		20 226 111 200	
(1)		金 ~		20, 826, 111, 200	
(2) (3)		金 品		387, 044, 212	
(6)		111 <b>}</b>		1, 015, 000	21 214 170 412
		; ├ <del> </del>		-	21, 214, 170, 412 35, 276, 991, 288
	R E I	ч			00, 410, 331, 400

### 負債の部

### 3 固定負債

 (1) 引
 当
 金

 イ 退 職 給 付 引 当 金

 引 当 金 合 計

 **固 定 負 債 合 計**

276, 684, 983

276, 684, 983 276, 684, 983

### 4 流動負債

(1) 未 金 受 (2) 前 金 当 (3) 引 金 イ賞 引 与 当 金 口法定福利費引当 金 当 金 引 (4) その他流動負 債

負 債 合

計

2, 564, 852, 502 12, 402, 890

17, 355, 000 3, 394, 000

20, 749, 000 190, 455, 647

2, 788, 460, 039

### 5 繰延収益

動

(1) 長 期 前 受 金 (2) 長収 期 前 金 化 累 益 額 繰 延 収 益 計 負 合 計 債

366, 295, 938

 $\triangle$  166, 771, 855

199, 524, 083 3, 264, 669, 105

### 6 資 本 金

### 7 剰 余 金

(1) 利 益 剰 余 イ 利 立 益 積 金 口建設改良積立金 ハ 当年度未処分利益剰余金 利益剰余金合 剰 金 合 計 余 資 合 計 債 資 本 合 計

### 資本の部

11, 159, 579, 290

2, 068, 983, 438 11, 179, 593, 186 7, 604, 166, 269

20, 852, 742, 893

20, 852, 742, 893 32, 012, 322, 183 35, 276, 991, 288

### 注記

- I. 重要な会計方針
  - 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法 先入先出法による原価法
  - 2 固定資産の減価償却方法

有形固定資産 (リース資産を除く。)

・減価償却の方法 定額法による。

・主な耐用年数

建物8 ~ 38年建物附属設備3 ~ 18年構築物3 ~ 40年機械及び装置3 ~ 17年車両運搬具4 ~ 5年船舶4年工具器具及び備品2 ~ 15年

- 3 引当金の計上方法
  - (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見 込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

- Ⅱ. キャッシュ・フロー計算書等関連
  - 1 重要な非資金取引

該当事項なし。

### Ⅲ. 貸借対照表等関連

- 1 引当金の取崩し
  - (1) 賞与引当金の取崩し 令和6年度において、期末手当及び勤勉手当として賞与引当金15,703,000円 を取り崩した。
  - (2) 法定福利費引当金の取崩し 令和6年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として法定福 利費引当金3,096,000円を取り崩した。
- IV. その他の注記 該当事項なし。

### 津市告示第247号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定に基づき、本市の区域内に新たに生じた土地を確認したので、同条第2項及び三重県の事務処理の特例に関する条例(平成12年三重県条例第2号)第2条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市港町517番1、535番4、935番1から935番3まで、935 番11及び935番13の地先公有水面埋立地71.1平方メートル 津市告示第248号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本市の区域内において町の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市港町に編入する区域

津市港町517番1、535番4、935番1から935番3まで、935 番11及び935番13の地先公有水面埋立地71.1平方メートル

### 津市告示第249号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、令和7年8月4日に専決処分した予算の要領及び令和7年9月25日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和7年9月30日

津市長 前 葉 泰 幸

令和7年度津市一般会計補正予算(第4号)

令和7年度津市一般会計補正予算(第5号)

令和7年度津市一般会計補正予算(第6号)

令和7年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度津市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度津市駐車場事業会計補正予算(第1号)

### 令和7年度津市一般会計補正予算(第4号)

令和7年度津市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,512千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,733,508千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### 専決第15号

令和7年度津市一般会計補正予算(第4号)

令和7年度津市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,512千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,733,508千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月4日

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

		款					項			補正前の額	補	正額	計
17 国	庫	支	出	金						23, 601, 625		45, 512	23, 647, 137
					1国	庫	負	担	金	17, 704, 422		45, 512	17, 749, 934
歳	į		入		合			計		130, 687, 996		45, 512	130, 733, 508

歳 出 (単位:千円)

	款				項			補正前の額	補	正額	計
4 衛	生	費						11, 061, 379		45, 512	11, 106, 891
			1 保	健	衛	生	費	3, 399, 371		45, 512	3, 444, 883
歳		出	合			計		130, 687, 996		45, 512	130, 733, 508

### 令和7年度津市一般会計補正予算(第5号)

令和7年度津市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,188,878千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133,922,386千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

### 令和7年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135,915千 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,200,081 千円とする。
- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### 令和7年度津市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度津市の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定める ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,126千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,302,097千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

<b>NX</b> 八				(辛四・111)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 地方特例交付金		250, 000	6, 542	256, 542
	1地方特例交付金	250, 000	6, 542	256, 542
13 地 方 交 付 税		21, 600, 000	△492, 510	21, 107, 490
	1地 方 交 付 税	21, 600, 000	△492, 510	21, 107, 490
15 分担金及び負担金		1, 897, 660	2, 414	1, 900, 074
	1分 担 金	30, 837	2, 414	33, 251
16 使用料及び手数料		1, 980, 575	10, 763	1, 991, 338
	1使用料	1, 628, 303	10, 763	1, 639, 066
17 国 庫 支 出 金		23, 647, 137	67, 525	23, 714, 662
	2国庫補助金	5, 886, 677	64, 676	5, 951, 353
	3 委 託 金	10, 526	2, 849	13, 375
18 県 支 出 金		10, 172, 401	9, 398	10, 181, 799
	2県 補助金	3, 221, 907	9, 398	3, 231, 305
19 財 産 収 入		307, 796	7, 700	315, 496
	1財産運用収入	172, 587	7, 700	180, 287
20 寄 附 金		333, 471	10, 000	343, 471
	1 寄 附 金	333, 471	10, 000	343, 471
21 繰 入 金		10, 030, 779	3, 491, 308	13, 522, 087
	1他会計繰入金	3, 014, 395	2, 600, 000	5, 614, 395
	2基金繰入金	7, 016, 384	891, 308	7, 907, 692
22 繰 越 金		100, 000	75, 738	175, 738
	1 繰 越 金	100, 000	75, 738	175, 738
歳  入	合 計	130, 733, 508	3, 188, 878	133, 922, 386

歳 出 (単位:千円)

	款	k						項			補正前の額	補 正 額	計
2 総	-	務		費							16, 946, 091	1, 470, 349	18, 416, 440
					1 #	総	務	管	理	費	14, 094, 671	1, 362, 268	15, 456, 939
					2 1	敳		税		費	1, 378, 934	101, 700	1, 480, 634
					3 J	戸籍	住月	基 基 男	本台巾	長費	695, 492	6, 381	701, 873
3 民	<u>:</u>	生		費							52, 189, 809	1, 246, 859	53, 436, 668
					1 ‡	往	会	福	祉	費	26, 756, 108	154, 378	26, 910, 486
					ر 2	見	童	福	祉	費	19, 831, 132	1, 056, 278	20, 887, 410
					3 4	±	活	保	護	費	5, 599, 984	36, 203	5, 636, 187
4 衛	<u>:</u>	生		費							11, 106, 891	47, 023	11, 153, 914
					1 f	呆	健	衛	生	費	3, 444, 883	47, 023	3, 491, 906
6 農	林水	産	業	費							1, 950, 545	30, 339	1, 980, 884
					1 月	豊		業		費	1, 460, 194	21, 604	1, 481, 798
					2 ‡	林		業		費	445, 197	8, 735	453, 932
7 商	-	I		費							1, 101, 372	8, 377	1, 109, 749
					1 7	商		エ		費	1, 101, 372	8, 377	1, 109, 749
10 教	;	育		費							12, 439, 123	373, 853	12, 812, 976
					1	枚	育	総	務	費	2, 881, 388	309, 756	3, 191, 144
					4 ±	幼	稚		遠	費	995, 191	560	995, 751
					5 7	社	会	教	育	費	3, 208, 487	60, 737	3, 269, 224
					6 🕏	豆	期	大	学	費	709, 283	2, 800	712, 083
11 災	害	復	旧	費								12, 078	12, 078
					1 点	農林	水產	主業方	<b>を設</b> り	災害		12, 078	12, 078
					í	复		旧		費			
	歳		出			合			計		130, 733, 508	3, 188, 878	133, 922, 386

# 第2表 繰越明許費補正

追 加 (単位:千円)

款	項	事 業 名	金	額
6 農林水産業費	1 農業費	農業用施設維持管理事業		12, 155

### 令和7年度津市一般会計補正予算(第6号)

令和7年度津市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,684千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133,942,070千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		23, 714, 662	2, 190	23, 716, 852
	2国庫補助金	5, 951, 353	2, 190	5, 953, 543
19 財 産 収 入		315, 496	2, 000	317, 496
	2財産売払収入	135, 209	2, 000	137, 209
21 繰 入 金		13, 522, 087	13, 794	13, 535, 881
	2基金繰入金	7, 907, 692	13, 794	7, 921, 486
24 市 債		5, 835, 800	1, 700	5, 837, 500
	1 市 債	5, 835, 800	1, 700	5, 837, 500
歳	合 計	133, 922, 386	19, 684	133, 942, 070

歳 出 (単位:千円)

	款				項			補正前の額	補	正額	計
8 ±	木	費						15, 479, 210		19, 684	15, 498, 894
			4 港		湾		費	78, 515		15, 304	93, 819
			5 都	市	計	画	費	9, 898, 849		4, 380	9, 903, 229
歳		出				計		133, 922, 386		19, 684	133, 942, 070

# 第2表 地方債補正

変 更 (単位:千円)

	起		<u></u>	目	的	補	正	前	補	正	後
	Æ	良	0)	П	нy	限	度	額	限	度	額
公園整備事業								62, 400			64, 100

### 事 業 勘 定

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

	款			項				補正前の額	補正額	頁	計
8 県	支	出	金					19, 220, 356	6	84	19, 221, 040
				2 県	補	助	金	19, 220, 356	6	84	19, 221, 040
10 財	産	収	入					4, 638	1, 1	58	5, 796
				1 財	産 運	用収	八八	4, 638	1, 1	58	5, 796
11 繰	入	•	金					2, 102, 502	102, 3	32	2, 204, 834
				1 繰	Ī	λ.	金	2, 102, 502	102, 3	32	2, 204, 834
12 繰	越		金					1	31, 7	741	31, 742
				1 繰	走 走	<u>坟</u>	金	1	31, 7	41	31, 742
歳	ŧ	入	•	合		計		26, 064, 166	135, 9	15	26, 200, 081

歳 出 (単位:千円)

	款	<b>欠</b>			項	補正前の額	補	正	額	計	
3 国 月	国民健康保険事業費				6, 513, 547				6, 513, 547		
納		付		金							
					1医療給付費	分	4, 484, 302				4, 484, 302
8 保	健	事	業	費			274, 972				274, 972
					1 特定健康診査等事	業	226, 022				226, 022
					費						
9 基	金	積	立	金			4, 638		1	I, 158	5, 796
					1基金積立	金	4, 638		1	I, 158	5, 796
11 諸	支	出	Н	金			53, 288		134	1, 757	188, 045
					1 償還金及び還付加	算	23, 140		134	1, 757	157, 897
					金						
j	裁		出		合 計		26, 064, 166		135	5, 915	26, 200, 081

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

	款			項				補正前の額	補	正	額	計
4 支 払	基金多	交付金						8, 105, 355		△92	2, 899	8, 012, 456
			1 支	払 基	金	交付	金	8, 105, 355		△92	2, 899	8, 012, 456
7 繰	入	金						4, 990, 828		Δ12	2, 958	4, 977, 870
			2 基	金	繰	入	金	351, 104		Δ12	2, 958	338, 146
8 繰	越	金						3		137	7, 983	137, 986
			1 繰		越		金	3		137	7, 983	137, 986
歳		入	合			計		31, 269, 971		32	2, 126	31, 302, 097

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2保険給付費		29, 333, 384		29, 333, 384
	1 介護及び予防給付費	28, 701, 560		28, 701, 560
3地域支援事業費		1, 403, 287		1, 403, 287
	2 包括的支援事業 • 任	708, 432		708, 432
	意 事 業 費			
	3 介護予防・生活支援	589, 641		589, 641
	サービス事業費			
6諸 支 出 金		20, 240	32, 126	52, 366
	1 償還金及び還付加算	12, 511	32, 126	44, 637
	金			
歳出	合 計	31, 269, 971	32, 126	31, 302, 097

#### 令和7年度津市駐車場事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和7年度津市駐車場事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 予算第4条本文括弧書中「104,590千円」を「143,190千円」 に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収	入		単位 千円
科目	既 決 予 定 額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	88, 438	100,000	188, 438
第2項 企業債	0	100,000	100, 000
	出		単位 千円
支 科 目	出 既決予定額	補正予定額	単位 千円 計
	1	補正予定額 138,600	

#### (企業債)

第3条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと 定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駐車場建設改良資金に 充てるため	千円	     証書借入	り入れる資金について、利率の見直しを行った	20か年以内(措置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市告示第250号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項及び津市財政公表条例(平成18年津市条例第51号)の規定により、令和7年8月31日現在の財政状況を次のとおり告示する。

令和7年9月30日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 市税の負担状況

## 1 会計別歳入歳出予算の執行状況

### 令和7年8月31日現在

(単位:千円)

会 計 名	歳	入		歳	出	
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一般会計	134,746,325	49,628,160	36.8%	134,746,325	39,864,160	29.6%
国民健康保険事業特別会計(事業勘定)		7,714,042	29.6%	26,064,166	6,997,837	26.8%
国民健康保険事業特別会計(直営診療施設勘定)		6,845	11.5%	59,694	9,715	16.3%
介護保険事業特別会計	31,269,971	10,439,760	33.4%	31,269,971	10,643,608	34.0%
後期高齢者医療事業特別会計	8,404,307	1,277,237	15.2%	8,404,307	2,138,060	25.4%
土地区画整理事業特別会計		317	0.2%	126,856	3,160	2.5%
住宅新築資金等貸付事 業 特 別 会 計		11,928	78.1%	15,270	2,749	18.0%
椋 本 財 産 区特 別 会 計	512	6	1.2%	512	45	8.8%

## 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

### 令和7年8月31日現在

(1) 収入				単位:千円
区 分		予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市	税	43,330,873	23,938,749	55.2%
2 地 方 譲 与 ፣	税	1,143,000	270,403	23.7%
3 利 子 割 交 付 3	金	18,000	26,406	146.7%
4配当割交付	金	260,000	83,532	32.1%
5 株式等譲渡所得割交付金	金	250,000		
6法人事業税交付金	金	845,000	505,977	59.9%
7 地 方 消 費 税 交 付 3	金	6,968,000	2,179,738	31.3%
8 ゴルフ場利用税交付金	金	257,000	110,987	43.2%
9 自動車取得税交付	金	1		
10 環 境 性 能 割 交 付 3	金	160,000	50,825	31.8%
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	金	43,000		
12 地 方 特 例 交 付 3	金	250,000	130,089	52.0%
13 地 方 交 付 🥫	税	21,600,000	10,116,782	46.8%
14 交通安全対策特別交付金	金	28,000		
15分担金及び負担金	金	1,903,482	167,974	8.8%
16 使 用 料 及 び 手 数 ジ	料	1,980,575	772,944	39.0%
17 国 庫 支 出 3	金	24,928,087	6,281,010	25.2%
18 県 支 出 3	金	10,369,217	1,048,719	10.1%
19 財 産 収 2	入	307,796	147,390	47.9%
20 寄 附 音	金	333,471	91,267	27.4%
21 繰 入 3	金	10,030,779	3,000,000	29.9%
22 繰 越 3	金	391,029	466,768	119.4%
23 諸 収	入	1,275,015	238,600	18.7%
24 市	債	8,074,000		
合 計		134,746,325	49,628,160	36.8%

(2) 支 出 単位:千円

	X		分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1	議	会	費	570,121	255,391	44.8%
2	総	務	費	17,082,300	5,657,154	33.1%
3	民	生	費	52,319,929	16,305,488	31.2%
4	衛	生	費	11,106,891	2,697,226	24.3%
5	労	働	費	53,465	33,271	62.2%
6	農	林水産	業費	2,124,478	444,683	20.9%
7	商	I	費	1,101,372	390,935	35.5%
8	土	木	費	17,548,170	6,498,434	37.0%
9	消	防	費	7,834,259	2,930,220	37.4%
10	教	育	費	13,671,902	4,625,880	33.8%
11	災	害復	旧費	44,528	24,871	55.9%
12	公	債	費	11,167,030	607	0.0%
13	諸	支	出 金	22,100		
14	予	備	費	99,780		
	合		計	134,746,325	39,864,160	29.6%

## 3 市債の状況

令和7年8月31日現在

											8月31日現住
会 計	別			Σ	<u>ζ</u>	分				未償還残高 (千円)	構成比 (%)
		1	普		通	付	責			45,532,445	52.6
			(1)	総					務	17,575,037	20.3
			(2)	民					生	1,209,219	1.4
			(3)	衛					生	1,716,538	2.0
			(4)	農	林	水	產		業	1,547,699	1.8
			(5)	商					I	697,296	0.8
			(6)	土					木	14,021,261	16.2
	4.0		(7)	消					防	1,414,330	1.6
会	般 計		(8)	教					育	7,351,065	8.5
		2	災	害	復	Ш	債	責		242,890	0.3
			(1)	農	林	水	産	Ē	業	5,733	0.0
			(2)	土					木	237,157	0.3
		3	そ		の	f	也			40,828,173	47.1
			(1)	臨	時 財	政	坟寸	策	債	40,467,469	46.7
			(2)	そ		の			他	360,704	0.4
					計					86,603,508	100.0
	-	玉	民		健	康	保		険	4,891	0.7
特 会	別 計	土	地		×	画	整		理	668,838	99.3
	-· 				計					673,729	100.0
	合					計				87,277,237	

令和7年8月31日現在 一時借入金 O千円

## 4 基金の状況

### 令和7年8月31日現在

単位:千円

	Ŧ.	<b></b>		月				積立金現在高
財	政	訳	事 生	色	基		金	12,395,447
減		債		基			金	2,289,534
椋	本 財	産区	区財政	女 調	整	基	金	12,411
国	際	交	流 推	進	基	基	金	216,076
玉	民 健 /	東 保	険 事	業運	営	基	金	1,862,323
介	護保	険	事業	運	営	基	金	2,665,075
緑		化		基			金	102,339
文	化	振	Ē	頁	基		金	215,343
ま	ち :	づ く	り	振	<b></b>	基	金	524,183
ıSı	るさ	と津	<b>■ か た</b>	がや	き	基	金	391,493
公	共	施	設 整	備	基	基	金	36,762
環	境	対	策 推	進	1	基	金	652
美	杉 地	域	振興	事	業	基	金	420,036
森	林	璟	₹ j	竟	基		金	34,425
ス	ポ	- !	ツ振	興	1	基	金	117,319
C	ع	TI	も	基	<u></u>		金	1,582,316
学	校	施	設 整	備	1	基	金	202,958
		合		計				23,068,692

## 5 市有財産の状況

#### 令和7年8月31日現在

有	価	証	券	等	2,332,048千円
自		動		申	631台
建				物	1,090,536.79m²
土				地	21,470,552.59m²

\*公営企業会計保有分除く

## 6 市税の負担状況

#### 令和7年8月31日現在

1 人当たり	税目	1世帯当たり
75,577 円	市民税	155,635 円
68,236 円	固定資産税	140,519 円
8,434 円	都市計画税	17,368 円
6,388 円	市たばこ税	13,154 円
3,457 円	軽自動車税	7,119 円
173 円	入 湯 税	356 円
418 円	その他	861 円
162,683 円	計	335,012 円

※人口266,353人、世帯数129,342世帯(令和7年8月31日現在)にて 算出しています。

#### 津市告示第251号

下記の者の令和6年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保 管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年9月30日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
0000	00000
000000000000000	00000
000000	

#### 津市告示第252号

下記の者の令和7年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保 管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年9月30日

#### 津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
0000	000000000000
000000	000000000000000
	0
000000	000000000
000000	00000000
0000000	000000000000000
	00000
000000	00000000000
00000000	000000000000000
	00000000
000	00000
000000000000000	000000000000000
00000000	000000000000000
	0000000
0000000000	00000
000000000000000	00000
00000000	
0000000000	00000
00000000000000	000000

000000000000000000000000000000000000000	00000
00000	
000000000	00000
00000000000	00000
000000000000000	0000
000000	
00000000000	00000
0000000000	00000
0000000	00000
000000000000000	0000
0000000	
0000000000000000	00000
000000	
000000000	00000
0000000000000000	00000
000000	
0000000000000000	00000
000000000	
0000000000000000	00000
00000	
0000000000000000	000000
00000	
000000000000000000000000000000000000000	000000000000000000000000000000000000000
0000	000000000000000000000000000000000000000
0000000000000000	00000
0000000000	
0000000000000000	00000
0000000000	
000000000000000000000000000000000000000	00000
000000	
0000000000000	00000

000000000000000	00000
000000	
000000000000000	0000000000000000
00000	000000000
000000000000000	00000
0000000	

#### 津市公告第138号

狂犬病予防員より狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和7年9月16日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 1 犬の特徴

捕獲した場所	種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
津市豊が丘	シーズー	白黒茶	メス	小	成犬	
5丁目						

- 2 抑留日 令和7年9月11日
- 3 抑留期間 令和7年9月22日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号059-223-5112

#### 津市公告第139号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可 した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定に より次のとおり公告します。

令和7年9月18日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日令和7年9月11日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 津市芸濃町椋本字出口5143番2ほか7筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名 松阪市高町450番地の1 丸亀産業株式会社 代表取締役 竹上 景太

#### 津市公告第140号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項に規定する地域計画を変更しますので、同条第7項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該地域計画の案の記載事項について利害関係を有する者は、当該縦 覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、意見書を提出することが できます。

令和7年9月18日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地域計画の案の縦覧期間及び時間

期間 令和7年9月18日から令和7年10月1日まで(土曜日、日曜日 及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定す る休日を除きます。)

時間 午前8時30分から午後5時15分まで

2 地域計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

津市農林水産部農林水産政策課(津市本庁舎6階)

 $\mp$  5 1 4 - 8 6 1 1

津市西丸之内23番1号

FAX番号 059-229-3168

E — m a i l 229-3171@city.tsu.lg.jp

3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見は、書面(津市の定める様式)によるものとし、直接持参又は郵送するか、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

当該書面に住所、氏名及び電話番号(法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号)を記載してください。

### 津市公告第141号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第4条の規定により公告します。

令和7年9月19日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

#### 1 入札に付する事項

(1) 件 名

津市公共施設内自動販売機設置場所の貸付け

(2) 貸付けの概要

公共施設の利便性の向上及び本市の自主財源の確保を図るため、飲料等の自動販売機(以下「自動販売機」といいます。)を設置し、適切に維持管理を行うことを条件に公共施設の床等の一部の賃貸借を行います。

(3) 設置先、販売物及び貸付期間

設置先、販売物及び貸付期間については次のとおりです。

設置先 番号	施設名称	設置 台数	屋内屋 外の別	販売物	貸付期間
1	津市白塚市民センター (屋内)	1	屋内	飲料等	
2	津市白塚市民センター (屋外)	1	屋外	飲料等	
3	リサイクルセンター (工場棟)	1	屋外	飲料等	令和8年4 月1日から
4	リサイクルセンター (車庫棟)	1	屋外	飲料等	令和13年 3月31日
5	津市中消防署西分署	1	屋内	飲料等	まで
6	津市白山消防署美杉分署	1	屋内	飲料等	
7	津市フットパーク美杉	1	屋外	飲料等	

#### (4) その他貸付けに関する事項

津市公共施設内自動販売機設置場所の貸付けに係る実施要領(以下「実施要領」といいます。)で定めるとおりとします。

2 入札に必要な事項を示す場所及び日時

入札の心得、契約条項その他の入札に必要な事項(入札に係る所定の様式を含みます。)については、公告の日から入札の日までの間、津市ホームページへの登載及び津市役所本庁舎6階財産管理課窓口での資料配布により示します。

- 3 入札及び開札の日時及び場所
  - (1) 日 時

令和7年11月13日(木)午前10時00分 即時開札

(2) 場 所

津市西丸之内23番1号 津市役所本庁舎4階41会議室

- 4 入札保証金等
  - (1) 入札保証金及び契約保証金 入札保証金及び契約保証金は免除とします。
  - (2) 保証人免除とします。
- 5 入札参加に必要な要件 入札参加に必要な要件は、次のとおりとします。
  - (1) 過去3年以内に飲料等の自動販売機の設置及び維持管理の実績を有すること。
  - (2) 法令に基づく許認可等を要する商品を販売する場合にあっては、当該許認可等を受けていること。
  - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかの規定により入札に参加できない者ではないこと。
  - (4) 津市競争入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。
  - (5) 国税並びに地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による都道府 県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納して いないこと。
  - (6) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与したことがないこと。
  - (7) 手形交換所により取引停止処分を受けているなど経営状態が著しく不健全な者ではないもの。
  - (8) 次に掲げるいずれの事項にも該当しない者であること。
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)と認められる者
    - イ 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者
    - ウ 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
    - エ 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社

会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者 オ 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有して いると認められる者

#### 6 入札に参加できる者

入札に参加できる者は、入札参加資格審査結果通知書により、入札参加者 に必要な要件を満たすことについて通知を受けた者とします。

#### 7 予定価格

各設置先の予定価格は、次のとおりとします。

設置先 番号	施設名称	予定価格 (年額) (税抜)
1	津市白塚市民センター (屋内)	4,586円
2	津市白塚市民センター (屋外)	2,194円
3	リサイクルセンター (工場棟)	2,093円
4	リサイクルセンター (車庫棟)	2,093円
5	津市中消防署西分署	5,396円
6	津市白山消防署美杉分署	5,396円
7	津市フットパーク美杉	1,828円

#### 8 入札の無効に関する事項

入札が次の各号のいずれかに該当する場合、その入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した金額その他の記載内容が不明確な入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (5) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なっている入札
- (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (7) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (9) 意思表示が民法上無効とされる入札
- 10 予定価格に満たない入札価格で行った入札
- (11) 入札に際して談合等の不正行為があった入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札
- 9 入札方法及び決定方法

#### (1) 当日持参するもの

ア 入札者確認票(本市が指定する様式のものに限ります。)

入札は代理人に行わせることができますが、入札者確認票に記載のない代理人が行った場合は無効となります。

イ 入札書(本市が指定する様式のものに限ります。)

あらかじめ記入・押印及び封入の上、持参ください。複数の設置先について入札する場合は、入札を行う設置先ごとに入札書が必要となります。

#### (2) 入札書の投函

入札参加者は、入札書に必要な事項(施設名称、入札金額等)を記入し、 記名・押印の上、封入し、入札箱に投函することとします。なお、入札書 の投函は1回とし、再度の投函はできません。

#### (3) 入札金額の表示

入札書に記載する金額(入札金額)は、<u>賃料の年額</u>を記入することとします。

なお、入札書に記載する入札価格には、消費税及び地方消費税の額を含めないものとします。

#### (4) 入札書の書換え等の禁止

入札参加者は、入札箱に投函後の入札書の金額の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

#### (5) 開札

開札は、入札書の投函締切り後、直ちに行います。締切りまでに入札書の投函をしなかった場合は棄権とみなします。

#### (6) 入札の中止

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札日を延期することがあります。

#### (7) 設置事業者の決定

落札者は、有効な入札による入札金額のうち最高の価格(以下「最高入札金額」といいます。)をもって入札を行った1者とします。

#### (8) くじによる設置事業者の決定

最高入札金額で入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより 設置事業者を決定します。ただし、入札参加者のうち、くじを引かない者 がある場合は、失格とします。

#### (9) 入札結果の公表

入札結果について、公表する場合があります。

#### (10) その他入札に係る事項

別紙津市条件付一般競争入札参加者心得で定めるとおりとします。

#### 10 契約の締結

落札者は、落札後、令和7年12月末を目途として本市と賃貸借契約を締結してください。なお、印紙税等契約締結の手続に係る費用については設置 事業者の負担とします。

#### 11 入札参加に係る手続

入札に参加しようとする者は、参加申込期間内に津市条件付一般競争入札 参加申込書(本市が指定する様式のものに限ります。以下「入札参加申込書」 といいます。)及び添付書類を提出してください。

#### (1) 参加申込期間

令和7年10月20日(月)から同月31日(金)まで(いずれの日も 開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に限ります。)

#### (2) 添付書類

入札参加申込書には、次に掲げる書類を添付して提出してください。なお、複数の設置先に申込みを行う場合、3、4以外の書類については1部の提出で差し支えありません。

#### ア 名簿登録済の場合

入札参加者が、津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、次に掲げる書類を提出してください。

	書類名	備考
1	誓約書	指定様式あり
2	実績報告書	指定様式あり
3	設置する自動販売機及び空き缶等の回収ボックス が実施要領に適合するか確認できる書類	寸法及び仕様を 記載したカタロ グなど
4	飲料又は食品の販売にあたって法令に基づく許認 可等を要する場合にあっては、当該許認可等を証 する書類	

#### イ 名簿未登録の場合

入札参加者が、津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、1から4までの書類に加え、次に掲げる書類を提出してください。

	法人の場合	個人の場合	備考
5	印鑑証明書	印鑑登録証明書	発行後3ヶ月以
6	商業登記簿謄本	住民票、営業届証明書 及び身分証明書(市町 村が発行するものに限 る。)	内のものに限る (コピー不可)
7	法人税、消費税及び地方 消費税について未納がな いことの証明書	申告所得税、復興特別 所得税、消費税及び地 方消費税について未納 がないことの証明書	
8	市町村税について未納がた   証明書) 		
9	事業者の概要が確認できる年月日、資本金、従業員数	事業に関する主 要事項を記載し たパンフレット など	

#### (3) 提出方法

津市役所本庁舎6階財産管理課窓口に直接持参することとします。

#### 12 実施要領に係る質問及び質問に対する回答

#### (1) 質問方法

実施要領に関する質問書(本市が指定する様式のものに限ります。)を 津市役所本庁舎6階財産管理課窓口に提出する又はファクスにより提出す ることとします。

#### (2) 提出期限

令和7年10月8日(水)から同月14日(火)正午まで

#### (3) 回答方法

質問に対する回答については、令和7年10月20日(月)から入札の 日までの間、回答内容を津市ホームページで公開すること及び津市役所本 庁舎6階財産管理課窓口において回答書を配布することにより行います。

### 【問い合わせ先】

政策財務部財産管理課

財産活用·建築修繕支援担当

電話番号 059-229-3126

ファクス 059-229-3444

### 津市公告第142号

建設工事等に係る条件付一般競争入札(総合評価落札方式)を執行しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第4条の規定により公告します。

令和7年9月29日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

#### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和7年度営商労第33号 アスト駐車場改修工事
- (2) 工事場所 津市羽所町地内
- (3) 工事概要 改修

(防水改修、建具改修、塗装改修)

※上記に係る建築工事 一式

- (4) 工期 契約締結日から起算して369日間
- (5) 予定価格 191,982,000円 (税抜き)

#### 2 入札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第3条(基本理念)にかんがみ、津市建設工事総合評価落札方式試行要領(平成20年12月22日施行。以下「総合評価落札方式試行要領」といいます。)に基づき、入札時に、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とします。

ア 総合評価方式の類型

工事成績重視型 (総合評価落札方式試行要領第3条第2号)

イ 評価項目、評価の内容、評価点 別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり

ウ 総合評価点の算出

加算方式

総合評価点=価格点(80点満点)+価格以外の評価点(20点満点) 価格点の算出方法は下記のとおりとします。

- (7) 入札価格>低入札価格調査基準価格の場合 価格点=80点×失格基準価格÷ {失格基準価格+(低入札価格調 査基準価格-失格基準価格)/3+(入札価格-低入札価格調査基 準価格)}
- (4) 入札価格≦低入札価格調査基準価格の場合 価格点=80点×失格基準価格÷ {失格基準価格+(入札価格-失格基準価格)/3}
- エ 評価方法及び落札者決定方法 入札が無効でない者のうち、予定価格の範囲内で失格基準価格以上の

者について総合評価点を算出します。総合評価点が最も高い者を落札者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は電子くじにより決定するものとします。ただし、総合評価点が最も高い者が行った入札金額が、低入札価格調査基準価格を下回った場合は、落札者の決定を保留し、(2) 低入札価格調査を実施するものとします。

#### (2) 低入札価格調査

本工事は津市低入札価格調査試行要領(平成20年12月22日施行。 以下「低入札価格調査試行要領」といいます。)で規定する低入札価格調 査の対象工事とします。

上記 2 (1) エただし書きに基づき落札者の決定を保留した場合、総合評価 点が最も高い者を最低価格入札者とし、その者について低入札価格調査試 行要領に規定する低入札価格調査を実施します。

なお、予め最低価格入札者が低入札価格調査辞退届を提出した場合は低入札価格調査を実施せず、最低価格入札者の入札は辞退となり落札者とはなりません。

低入札価格調査基準価格は、津市契約規則(平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。)第12条第1項に規定する最低制限価格の設定の方法により算出した額とし、低入札価格調査は、低入札価格調査試行要領第7条第2項及び第3項に基づき、低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力することとします。

なお、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないお それがあると認められる場合には落札者とせず、次順位者を落札者としま す。この場合において、次順位者が低入札価格調査基準価格を下回った入 札を行った者であった場合には、当該次順位者を最低価格入札者として改 めて低入札価格調査を行うものとします。

また、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、下記の事項を 適用します。

- ア 建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する 技術者を専任で1名追加して工事現場に配置すること。
- イ 契約保証金を契約金額の100分の30以上の額とすること。
- ウ 前払金を契約金額の100分の20以内の額とすること。

#### (3) 重点調査基準価格

低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査 を実施する場合における重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に 100分の97を乗じて得た額(1万円未満の端数があるときは、その端 数金額を切り捨てた額)とします。

#### (4) 失格基準価格

失格基準価格は下記の表に掲げる算出方法により算出した額(1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とし、失格基準価格未満の金額の入札は失格とします。

区分	算定方法
建築工	(直接工事費×90%)×0.95+共通仮設費×0.85+
事等	(現場管理費+直接工事費×10%)×0.8+一般管理費×0
	. 45

#### (5) 積算内訳書の判断基準

低入札価格調査試行要領第7条第2項に規定する積算内訳書の判断基準は、入札時に提出された積算内訳書において、下記の表に掲げる全ての費目について、それぞれ発注者の設計金額に同表に掲げる割合を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)以上であることとします。

区分	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
建築工事等	93.5%	8 5 %	8 0 %	4 5 %

#### 3 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から契約締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に 該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成18年1月1日施行。 以下「要領」といいます。)第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、

会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査)の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築工事業を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する特定建設業の 許可(建築工事業)を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がAの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項第2号に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。(専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。)
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。(本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。)

#### 4 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和7年9月29日(月)から同年10月17日(金)まで
- (2) 配付場所 ア 津市入札情報公開システムからダウンロード (津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。)

イ 津市総務部調達契約課工事契約担当

(配付期間は、上記(1)の期間(土曜日・日曜日・祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで)

#### 5 入札参加申込書等の提出等

(1) 本件工事の条件付一般競争入札に電子入札で参加を希望する者は、入札参加申込書等を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

#### ア 提出期間

令和7年9月29日(月)午前8時00分から同年10月17日(金)まで(電子入札システム稼働時間中に限りますが、提出期間最終日(10月17日)は午後5時15分までとします。)

イ 提出場所

津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法

必ず津市条件付一般競争入札参加申込書(表紙)を電子入札システムで提出してください。

なお、その他の提出書類も電子入札システムで提出することができますが、ファイル容量が3MBを超過する場合は、津市条件付一般競争入札参加申込書(表紙)を電子入札システムで提出し、その他提出書類は窓口に持参してください。ただし、津市電子入札実施要綱第7条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、上記アの期間に全ての提出書類を持参により提出することができます。

#### (2) 提出書類

- ア 津市条件付一般競争入札参加申込書(表紙)
- イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し
- ウ 審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までの経営 規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証(表・裏)及び監理技術者 講習修了証の写し
- オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し(建設業許可 ( 更 新 ) 申 請 に 必 要 な 専 任 技 術 者 調 書 の 写 し )
- キ 施工計画工程表(事前審査用)
- ク 宣誓書

(3) 入札参加資格審査結果

令和7年10月27日(月)までに入札参加資格審査結果を通知します

#### 6 設計図書等の閲覧等

- (1) 閲覧期間 令和7年9月29日(月)から同年11月21日(金)まで
- (2) 閲覧場所 ア 津市入札情報公開システム

(津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。)

イ 津市総務部調達契約課工事契約担当

(閲覧期間は、上記(1)の期間(土曜日・日曜日・祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで)

#### 7 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年10月8日(水)正午までに指定の質問書により FAX又は持参により津市総務部調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階)に提出してください。

> なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、 必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年10月10日(金)までに津市入札情報公開シス テムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないた め、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

#### (2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年10月15日(水)正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階)に提出してください。

> なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、 必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年10月20日(月)までに津市入札情報公開シス テムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないた め、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

#### 8 入札方法及び入札期間

入札方法は、電子入札システムを利用し、次の入札期間中に入札価格その 他の所定の情報を入力し、積算内訳書(指定様式に限ります。)を電子入札 システムにて提出してください。 入札期間 令和7年10月28日(火)から同年11月14日(金)まで (電子入札システムの稼働時間中に限ります。)

ただし、津市電子入札実施要綱第7条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり、入札書及び積算内訳書を郵送してください。

#### 9 評価項目算定資料の提出

- (1) 提出期間 資格審査結果通知書受領の日から令和7年11月14日(金) 午後5時まで
- (2) 提出先 津市総務部調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階)
- (3) 提出方法 持参に限ります。
- (4) 提出書類 提出書類の詳細については、総合評価落札方式評価項目一覧 及び各様式に記載の事項を確認すること。
  - ア 【第1号様式】評価項目算定資料届出書
  - イ 【第5号様式】施工実績評価資料
  - ウ 同種・同規模工事の元請実績について確認できる書類 (コリンズ登録 等の写し)
  - エ 社会貢献に関する資料 (障がい者雇用状況報告書等の写し及び労働安全衛生マネジメント認証等の写し)
  - 才 【別紙様式】市内本店業者施工率評価資料
  - カ 【別紙様式】手持ち工事量評価資料
  - キ 手持ち工事に係るコリンズ登録の写し及び経営規模等評価結果通知書 の写し
  - ク 【第6号様式】配置予定技術者評価資料
  - ケ 配置予定技術者に係る同種・同規模工事の実績について確認できる書類 (コリンズ登録等の写し)
  - コ 配置予定技術者の保有する資格証(監理技術者資格者証)の写し
  - サ 建設系 C P D 協議会加盟団体 (建築関係業種については建築 C P D 運営会議の加盟団体を含む) が発行した学習履歴証明書等の写し
  - シ 【別紙様式】建設キャリアアップシステム評価資料
  - ス 事業者 I D の写し等
- 10 価格以外の評価点の公表(審査結果)

令和7年11月18日(火)に津市入札情報公開システムにおいて公表し

ます。

なお、自らの審査結果について、書面により令和7年11月20日(木) までに照会することができます。照会対象項目は、価格点以外の評価項目す べてとします。

#### 11 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年11月21日(金)午前9時00分から
- (2) 場所 津市本庁舎 7 階入札室

#### 12 入札保証金

入札保証金は免除します。

#### 13 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上(低入札価格調査対象者と契約する場合には契約金額の100分の30以上)の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険 証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出する ことにより、契約保証金の納付を免除することができます。

#### 14 開札の立会い

入札をした者のうち開札の立会いを希望する者は、当該開札に立ち会うことができます。

#### 15 入札の無効

無効の入札は、次の(1)から(3)に掲げるいずれかの事項に該当する場合とします。

#### (1) 共通の無効

- ア 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- イ 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- ウ 申請書類等に不備があるとき。
- エ 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- オ 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- カ 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- キ 著しく信義に反する行為をしたとき。
- ク 入札に際して連合等の不正行為があったとき。

- ケ 入札金額を訂正しているとき。
- コ 入札金額と積算内訳書の金額が異なるとき。
- サ 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

#### (2) 電子入札の無効

- ア 入札書に指定された事項が入力されていない入札、不要な項目が入力 されている入札又は入力された内容が不明確な入札
- イ 電子入札システムにより積算内訳書が提出されていない入札
- ウ 記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札
- エ 電子証明書の不正な使用があった入札
- (3) 郵便入札の無効
  - ア 郵便入札を承認されていない者が行った郵便入札
  - イ 入札書に入札者の記名押印のないとき。
  - ウ 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
  - エ 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内 の日付となっていないとき。
  - オ 入札書の記載事項が確認できないとき。
  - カ 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
  - キ 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
  - ク 入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。

  - コ 封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
  - サ 封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

#### 16 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的 に開示してはなりません。

#### 17 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。

また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

#### 18 その他の注意事項

- (1) 前金払 有
- (2) 部分払 無
- (3) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムで入札書に入力してください。
- (4) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (5) 電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断したときは、当該入札を延期し、若しくは中止し、又は郵便入札に変更することがあります。
- (6) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- (7) 入札の中止等に至った場合において、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (8) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領(平成18年1月1日施行)に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等(設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等)についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (10) 本件工事は津市公契約条例(平成29年津市条例第22号)第6条の2 第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和7年度津市公契約条例労働報酬 下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

(11) 本件は月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)試行案件です。

担当課(問い合わせ先) 津市総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 059-229-3122

### 津市公告第143号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年9月29日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

——事後番貸	<b>E型条件付一般</b>	<sup>找</sup> 競爭人礼				
公 告 日	令和7	7年9月29日	工事担当課	津	南工事事務所	
工事名	令和7年度南道 雲出島貫町地内					
工事場所	津市雲出島貫町	地内				
工事概要	表層 258m2 側溝工 57m 集水桝・マンホー プレキャスト擁壁					
工期	契約締結日から	起算して 124 日間				
発注業種	土木一式					
	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
		【ブロック】津•香良洲	【地区】 津•香良洲	【梓	各付 <b>】 C</b>	
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フ゛ロック】	【地区】	【梓	各付】	
参加資格		【ブ゛ロック】	【地区】	【格	各付】	
に関する事項	同種工事実績要件					
		主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務組	経験)以上の者(本i	市発注工事におけ	る専任配置)
	技術者要件	現場代理人 常駐配置 (主任技術者と兼務可)				
	その他要件					
設計図書等	提出期限	令和7年10月2日	午後 5 時 まで	(指定の質問書を	使用すること)	
に関する問	回答日	令和7年10月7日	津市入札情報公	開システムにて回	回答	
	提出先	調達契約課工事契約	担当(津市役所本庁舎	7階)又はFAX	X 059-229-33	33
	入札方法	津市電子入札システ	, , , ,			
入札方法等	入札期間	令和7年9			10月10日	まで
			、札システムの稼働時間「	中に限る。 		
開札日時及び場所	令和7年10月		午前9時00分			
		*舎) 7階 入札室				
予定価格	<u> </u>	744,000	円 (税抜き)			
最低制限価格	有					
入札保証金 	免除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前金払	有無					
部 分 払 	要					
復界门 前		車項以外については	事後審査型条件付一般競	音争入划 土泽宝石	<b>i</b> のとおりレオス	5
			事後番宜空朱円刊 一般。 水道管理課発注工事で、			J 0
その他			、承認を受けた者は、野			<b>゙</b> きます
C 1/1E			、			
	a water		C (MAM C   O/I	>-\т <b>-</b>       <b>-</b>	, C 40 / 知心 U	-  \ \ o

<del></del>	企型条件付一般	祝书八化			
公 告 日	令和7	7年9月29日	工事担当課	津南工事事務所	
工事名	令和7年度南道 香良洲町地内排				
工事場所	津市香良洲町地	1内			
工事概要	表層 143m2 側溝工 56m 集水桝・マンホー	-ルエ 2箇所			
工期	契約締結日から	起算して 118 日間			
発注業種	土木一式				
	建設業許可	特定•一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
		【ブロック】津・香良洲	【地区】 津•香良洲	【格付】 C	
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】	
参加資格		【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】	
に関する事項	同種工事実績要件				
		主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験	:)以上の者(本市発注工事における	専任配置)
	技術者要件	現場代理人	常駐配置(主任技術者と	:兼務可)	
	その他要件				
設計図書等	提出期限	令和7年10月2日	午後 5 時 まで(指	(定の質問書を使用すること)	
に関する問	回答日	令和7年10月7日	津市入札情報公開シ	/ステムにて回答	
月 円 	提出先	調達契約課工事契約	1担当(津市役所本庁舎7階	新)又はFAX 059-229-3333	3
	入札方法	津市電子入札システ	ムによる		
入札方法等	入札期間	令和7年9	•	令和7年10月10日	まで
			、札システムの稼働時間中に 	限る。	
開札日時及び場所	令和7年10月		午前9時10分		
		*舎) 7階 入札室			
予定価格		046,000	円 (税抜き)		
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金		0分の10以上			
前金払	有 無				
部 分 払 	要				
[ 項 昇 P] 祇 昔		・車面以外については	事後家杏刑冬此什—鄭芸岛		
			水道管理課発注工事で、担		
その他				ヨ麻秋ロガを除く。 「で入札書を提出することができ	きます
( ) / [E				- C人化音を促出することが - C公 - C公 - C公 - CO - CO - CO - CO - CO - CO - CO - CO	
	a war and a war and			,	,,,
	L				

<b>争</b> 伎番1	1型条件付一般	祝于八化			
公 告 日	令和7	7年9月29日	工事担当課	津南工事事務所	
工事名	令和7年度南道 烏木13号線及	i維環第6号 :び北口10号線道路整	備工事		
工事場所	津市久居烏木町	地内			
工事概要	表層 34m2 側溝工 108m 集水桝・マンホー	-ルエ 5箇所			
工期	契約締結日から	起算して 114 日間			
発注業種	土木一式				
	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
		【ブ゛ロック】久居	【地区】 久居	【格付】 C・B・A2・A1	
	地 域 ・   格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】 一志・白山	【格付】 C	
参加資格		【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】	
に関する事項	同種工事実績要件				
		主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)」	以上の者(本市発注工事における専任配置	
	技術者要件	現場代理人	常駐配置(主任技術者と非	转移可)	
	その他要件				
設計図書等	提出期限	令和7年10月2日	午後 5 時 まで(指定	この質問書を使用すること)	
に関する	回答日	令和7年10月7日	津市入札情報公開シス	ペテムにて回答	
貝	提出先	調達契約課工事契約	担当(津市役所本庁舎7階)	又はFAX 059-229-3333	
	入札方法	津市電子入札システ	ムによる		
入札方法等	入札期間	令和7年9	月30日 から	令和7年10月10日 まで	
	) (12)91(i)	ただし、津市電子入	札システムの稼働時間中に降	₹ <b>5</b> .	
開札日時	令和7年10月		午前9時20分		
及び場所		*舎)7階 入札室			
予定価格	7,	044,000	円 (税抜き)		
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有				
部分払	無				
積算内訳書	要・本の生に定める	車頂凹めにへいてけ	車	<b>打井海車頂の</b> しむりしせて	
			事後審査型条件付一般競争入 水道管理課発注工事で、担当		
その他				「大札書を提出することができます。	
				八代音を促出することがくさます。 <告分より)」のとおり郵送してください	
	a war and a war and		· · · ( PARE - 1 0 74 8/PH 2	· = >> 0 · > / · · · · > C #0 / >#\ O C C / IC C # ·	
	<u> </u>				

<b>一一节以</b> 街上	T 全来什的一般	く元元 子 ノくイし				
公 告 日	令和"	7年9月29日	工事担当課	農業基盤整備課		
工 事 名	令和7年度農基 新家町地内水路					
工事場所	津市新家町地内	]				
	プレキャスト開渠	工 106m				
工事概要						
工期	契約締結日から	起算して 100 日間				
発注業種	土木一式					
	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
		【ブロック】久居	【地区】 久居	【格付】 D・C・B		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】		
参加資格		【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】		
が 関する 事 項	同種工事実績要件					
		主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以」	上の者(本市発注工事における専任配置)		
	技術者要件	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務	务可)		
	その他要件					
	提出期限	令和7年10月2日	午後 5 時 まで(指定の	)質問書を使用すること)		
設計図書等に関する	回 答 日	令和7年10月7日	津市入札情報公開シスラ	テムにて回答		
質問	提出先	調達契約課工事契約	内担当(津市役所本庁舎7階)又	スはFAX 059-229-3333		
	入札方法	津市電子入札システ	ニムによる			
入札方法等	1 1/ HORE	令和7年9	月30日 から	令和7年10月10日 まで		
	入札期間	ただし、津市電子入	札システムの稼働時間中に限る	) <sub>0</sub>		
開札日時	令和7年10月	15日	午前9時30分			
及び場所	津市役所(本庁	*舎) 7階 入札室				
予定価格	5,	941,000	円 (税抜き)			
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
積算内訳書	要					
	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。					
	※本市発注工事と	※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				
その他	· 津市電子入札実	延施要綱第7条に基づき	、承認を受けた者は、郵便で入	、札書を提出することができます。		
	この場合、別に定	ごめる「郵便入札の取り扱	いについて(令和7年6月以降公告	f分より)」のとおり郵送してください。		
	•月2回土日完全	≥週休2日制工事(発泡	注者指定型)試行案件です。			
I	1					

一一一节仅任日	企型条件付一般				
公 告 日	令和7	7年9月29日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和7年度北道 藤方地内道路改				
工事場所	津市藤方地内				
工事概要	表層 113m2 側溝工 95m 集水桝・マンホー	-ルエ 4箇所			
工期	契約締結日から	起算して 112 日間			
発注業種	土木一式				
	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
		【ブロック】津•香良洲	【地区】 津•香良洲	【格付】 D	
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】	
│ │ 参加資格		【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】	
に関する事項	同種工事実績要件				
		主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験	)以上の者(本市発注工事における	専任配置)
	技術者要件	現場代理人	常駐配置(主任技術者と	兼務可)	
	その他要件				
設計図書等	提出期限	令和7年10月2日	午後 5 時 まで(指	定の質問書を使用すること)	
に関する問	回 答 日	令和7年10月7日	津市入札情報公開シ	⁄ステムにて回答	
月 円 	提出先	調達契約課工事契約	1担当(津市役所本庁舎 7 階	ウ 又はFAX 059-229-3333	
	入札方法	津市電子入札システ	ムによる		
入札方法等	入札期間	令和7年9	-		まで
			、札システムの稼働時間中に	限る。	
開札日時 及び場所	<b>令和7年10月</b> 津市役所(本庁	<b>15日</b> <sup>-</sup> 舎) 7 階 入札室	午前9時40分		
予定価格	5,	697,000	円 (税抜き)		
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積算内訳書	要				
	・本公告に定める	事項以外については、	事後審査型条件付一般競争	入札共通事項のとおりとする。	
	※本市発注工事と	は調達契約課又は上下	水道管理課発注工事で、担	当課執行分を除く。	
その他	・津市電子入札実	差施要綱第7条に基づき	、承認を受けた者は、郵便	で入札書を提出することができ	きます。
	この場合、別に定	どめる「郵便入札の取り扱	いについて(令和7年6月以降	公告分より)」のとおり郵送して	ください。

事 俊 番 1	<b>全型条件付一</b> 船	设競争人礼				
公 告 日	令和7	7年9月29日	工事担当課		津北工事事務所	
工事名	令和7年度北橋 島崎2号橋及び	維補第1号 窪田1号橋橋梁長寿命	化修繕工事			
工事場所	津市島崎町ほか	2町地内				
工事概要	ひび割れ補修工 断面修復工 2格					
工期	契約締結日から					
発注業種	土木一式					
	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	東海三県(三重県、	愛知県、岐阜県)内本	店又は支店等		
	格付要件	なし				
		【フ゛ロック】	【地区】		【格付】	
	地域・格付要件	【フ゛ロック】	【地区】		【格付】	
参加資格	111 17 2 11	【ブ゛ロック】	【地区】		【格付】	
に関する 事 項	同種工事実績要件	橋梁架設工事又は床版	:度以降)に施工が完了し 若しくは主桁に係る断面作 ニのコンクリート橋(道路枠	修復工事(ただ)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務	経験)以上の者	(本市発注工事にお	ける専任配置)
	1文州有安什	現場代理人	常駐配置(主任技術	者と兼務可)		
	その他要件		て発注業種の年平均完成 年10月1日~令和6年9		ること	
設計図書等	提 出 期 限	令和7年10月2日	午後 5 時 まで	(指定の質問語	書を使用すること)	
に関する	回答日	令和7年10月7日	津市入札情報公	開システムに	て回答	
質 問	提出先	調達契約課工事契約	担当(津市役所本庁舎	7階) 又はFД	AX 059-229-3	333
	入札方法	津市電子入札システ	ムによる			
入札方法等	入札期間	令和7年9.	月30日 から	令和7	7年10月10日	まで
	ノマイに <del>29</del> 11月1	ただし、津市電子入	札システムの稼働時間	中に限る。		
開札日時	令和7年10月	15日	午前9時50分			
及び場所	津市役所(本庁	*舎)7階 入札室				
予定価格	5,	627,000	円 (税抜き)			
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の10	0分の10以上				
前 金 払	有					
部 分 払	無					
積算内訳書	要					
その他	※本市発注工事と ・津市電子入札実 この場合、別に定 ・同種工事実績要 人を含む。)、都	は調達契約課又は上下 施要綱第7条に基づき める「郵便入札の取り扱い 「件における官公庁等と	事後審査型条件付一般。 水道管理課発注工事で、 、承認を受けた者は、! いについて(令和7年6月 は、国の機関(独立行 コリンズ登録された公 等)とする。	担当課執行5 郵便で入札書を 以降公告分より 改法人、公団、	かを除く。 を提出することが )」のとおり郵送し 事業団その他政	できます。 してください。 令で定める法

<del></del>	企型条件付一般	<sup>汉</sup>			
公 告 日	令和"	7年9月29日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和7年度北道 大里睦合町地内				
工事場所	津市大里睦合町	「地内			
工事概要	路床安定処理工 表層 134m2 側溝工 24m	. 131m2			
工期	契約締結日から	起算して 102 日間			
発注業種	土木一式				
	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	Life L-45	【ブロック】津•香良洲	【地区】 津•香良洲	【格付】 D	
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】	
参加資格		【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】	
に関する事 項	同種工事実績要件				
		主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験	)以上の者(本市発注工事におけ	る専任配置)
	技術者要件	現場代理人	常駐配置(主任技術者と	:兼務可)	
	その他要件				
設計図書等	提出期限	令和7年10月2日	午後 5 時 まで(指	定の質問書を使用すること)	
に関する 間	回答日	令和7年10月7日	津市入札情報公開シ	ノステムにて回答	
具 同	提出先	調達契約課工事契約	1担当(津市役所本庁舎7階	á)又はFAX 059-229-333	3
	入札方法	津市電子入札システ			
入札方法等	入札期間	令和7年9	-	令和7年10月10日	まで
			、札システムの稼働時間中に	限る。	
開札日時 及び場所	<b>令和7年10月</b> 津市役所(本庁	<b>15日</b> 音) 7 階 入札室	午前10時00分		
予定価格	4,	170,000	円 (税抜き)		
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積算内訳書	要				
				入札共通事項のとおりとする	0
			水道管理課発注工事で、担		
その他				で入札書を提出することがで	
	この場合、別に定	どめる「郵便入札の取り扱	いについて(令和7年6月以降	¥公告分より)」のとおり郵送し~	てください。

	企型条件付一般 ·	ががずべれ			
公 告 日	令和7	年9月29日	工事担当課	津南工事事務所	
工事名	令和7年度南河 普通河川白口川				
工事場所	津市美杉町下多	·気地内			
	底張りコンクリー	∖⊥ 70m2			
工事概要					
工期	契約締結日から	起算して 122 日間			
発注業種	土木一式				
	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
		【ブ゛ロック】 久居	【地区】 美杉	【格付】 D·C·	B • A 2 • A 1
	地域・格付要件	【ブロック】久居	【地区】 一志·白山	【格付】 D	
│ │ 参加資格		【フ゛ロック】	【地区】	【格付】	
に関する事項	同種工事実績要件				
		主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)じ	し上の者(本市発注工事におり	ナる専任配置)
	技術者要件	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼	務可)	
	その他要件				
設計図書等	提出期限	令和7年10月2日	午後 5 時 まで(指定	の質問書を使用すること)	
に関する	回 答 日	令和7年10月7日	津市入札情報公開シス	テムにて回答	
質問	提出先	調達契約課工事契約	担当(津市役所本庁舎7階)	又はFAX 059-229-3	333
	入札方法	津市電子入札システ	ムによる		
入札方法等	入札期間	令和7年9.	月30日 から	令和7年10月10日	まで
	/ <b>\</b> /[ u/79][1][	ただし、津市電子入	札システムの稼働時間中に限	る。	
開札日時	令和7年10月	15日	午前10時10分		
及び場所	津市役所(本庁	舎) 7階 入札室			
予定価格	4,	075,000	円 (税抜き)		
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積算内訳書	要				
その他	<ul><li>※本市発注工事と</li><li>・津市電子入札実</li></ul>	は調達契約課又は上下 施要綱第7条に基づき	事後審査型条件付一般競争入 水道管理課発注工事で、担当 、承認を受けた者は、郵便で いについて(令和7年6月以降公	課執行分を除く。 入札書を提出することが	できます。

事後番1	<b>E型条件付一</b> 般	《競爭人化		
公 告 日	令和7	7年9月29日	工事担当課	水道整備課
工事名	令和7年度水整 高野尾町地内防	系消総第1号 5火水槽撤去工事		
工事場所	津市高野尾町地			
	構造物取壊し工	一式		
工事概要				
工期	契約締結日から	起算して 70 日間		
発注業種	土木一式			
	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
		【ブロック】津・香良洲	【地区】 津•香良洲	【格付】 D
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フ゛ロック】	【地区】	【格付】
参加資格	相的安日	【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】
が 質 付 る 事 項	同種工事実績要件			,
		主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務網	経験)以上の者(本市発注工事における専任配置
	技術者要件	現場代理人	常駐配置(主任技術	者と兼務可)
	その他要件			
設計図書等	提出期限	令和7年10月2日	午後 5 時 まで	(指定の質問書を使用すること)
に関する	回答日	令和7年10月7日	津市入札情報公	開システムにて回答
質問	提出先	調達契約課工事契約	担当(津市役所本庁舎	7階)又はFAX 059-229-3333
	入札方法	津市電子入札システ	ムによる	
入札方法等	入札期間	令和7年9	月30日 から	令和7年10月10日 まで
	ノ <b>ヘ</b> イモ <del>29</del> 11日1	ただし、津市電子入	札システムの稼働時間	中に限る。
開札日時	令和7年10月	15日	午前10時20分	
及び場所	津市役所(本庁	舎)7階 入札室		
予定価格	2,	289,000	円 (税抜き)	
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
積算内訳書	要			
その他	※本市発注工事と ・津市電子入札実	は調達契約課又は上下 E施要綱第7条に基づき	水道管理課発注工事で、 、承認を受けた者は、1	<b>竞争入札共通事項</b> のとおりとする。 担当課執行分を除く。 郵便で入札書を提出することができます。 以降公告分より)」のとおり郵送してください。

事 俊 番 1	<b>全型条件付一</b> 船	以就争人礼				
公 告 日	令和7	7年9月29日	工事担当課		津南工事事務所	
工 事 名	令和7年度南橋 奥垣内2号橋橋	維補第5号 梁長寿命化修繕(塗装	)工事			
工事場所	津市白山町佐田	地内				
工事概要	横桁修復工 一: 橋梁塗装工 21					
工期	契約締結日から	起算して 119 日間				
発注業種	塗装					
	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	東海三県(三重県、	愛知県、岐阜県)内本	店又は支店等		
	格付要件	なし				
		【ブ゛ロック】	【地区】		【格付】	
	地域・格付要件	【ブ゛ロック】	【地区】		【格付】	
参加資格		【ブ゛ロック】	【地区】		【格付】	
に関する 事 項	同種工事実績要件		度以降)に施工が完了し 上の鋼橋(道路橋)におい			ડ્રા
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務	経験)以上の者	(本市発注工事によ	(ける専任配置)
	1文州有安什	現場代理人	常駐配置(主任技術	者と兼務可)		
	その他要件		て発注業種の年平均完成 年10月1日~令和6年9		ること	
-n, -1   53   -in, 65	提 出 期 限	令和7年10月2日	午後 5 時 まで	(指定の質問語	書を使用すること)	
設計図書等に関する	回答日	令和7年10月7日	津市入札情報公	開システムに	て回答	
質 問	提出先	調達契約課工事契約	担当(津市役所本庁舎	7階) 又はFД	AX 059-229-3	333
	入札方法	津市電子入札システ	ムによる			
入札方法等	入札期間	令和7年9	月30日 から	令和7	7年10月10日	まで
	八化初间	ただし、津市電子入	札システムの稼働時間	中に限る。		
開札日時	令和7年10月	15日	午前10時30分			
及び場所	津市役所(本庁	*舎)7階 入札室				
予定価格	4,	397,000	円 (税抜き)			
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
積算内訳書	要					
その他	※本市発注工事と ・津市電子入札実 この場合、別に定 ・同種工事実績要 人を含む。)、都	事項以外については、 は調達契約課又は上下 施要網第7条に基づき があ「郵便入札の取り扱い ではおける官公庁等と が原、市町村等及び で、石油)、通信会社	水道管理課発注工事で、 、承認を受けた者は、 いについて(令和7年6月 は、国の機関(独立行 コリンズ登録された公	、担当課執行タ 郵便で入札書を 以降公告分より 政法人、公団、	かを除く。 を提出することが )」のとおり郵送 事業団その他政	できます。 してください。 令で定める法

+ 技術領	企型条件付一 <sub>形</sub>	祝于八化			
公 告 日	令和"	7年9月29日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和7年度北道 津駅一身田上津	i維補第1号 ἐ部田線道路照明灯修繕	工事		
工事場所	津市大谷町地内	]			
	照明工 4基				
工事概要					
工期	契約締結日から				
発注業種	電気				
	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
		【ブロック】津・香良洲	【地区】 津•香良洲	【格付】 A 1 · A 2	
	地 域 ・   格 付 要 件	【フ゛ロック】	【地区】	【格付】	
参加資格		【フ゛ロック】	【地区】	【格付】	
に関する事項	同種工事実績要件				
		主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験	)以上の者(本市発注工事における専任配	配置)
	技術者要件	現場代理人	常駐配置(主任技術者と	兼務可)	
	その他要件				
設計図書等	提出期限	令和7年10月2日	午後 5 時 まで(指	定の質問書を使用すること)	
に関する問	回 答 日	令和7年10月7日	津市入札情報公開シ	ノステムにて回答	
, IN	提出先	調達契約課工事契約	1担当(津市役所本庁舎7階	)又はFAX 059-229-3333	
	入札方法	津市電子入札システ	<sup>-</sup> ムによる		
入札方法等	入札期間	令和7年9	•	令和7年10月10日 まで	
		1	、札システムの稼働時間中に	限る。	
開札日時及び場所	令和7年10月		午前10時40分		
		*舎) 7階 入札室 	- (8/UL)		
予定価格		253,000	円 (税抜き)		
最低制限価格	有				
入札保証金	免除 初始会館の1.0	10/2010PL			
契約保証金 前 金 払	契約金額の10	0分の10以上			
前 金 払 部 分 払	無				
日	要				
19. 开「1 叭 百		事項以外についてけ	事後審查型条件付一般競争		
			水道管理課発注工事で、担		
その他				ョ麻がロガセはく。 で入札書を提出することができます	
C 1/1E				:公告分より)」のとおり郵送してくださ	
	MIL NATER				- • •

——————————————————————————————————————	<b>E型条件付一般</b>	<sup>找</sup> 競爭人礼			
公 告 目	令和7	7年9月29日	工事担当課	営繕課	
工事名	令和7年度営事 津市モーターポ		示盤構内配電線路改修工事	事	
工事場所	津市藤方地内				
工事概要	構内配電線路改 高圧電力ケーン ※上記に係る電				
工期	契約締結日から	起算して 121 日間			
発注業種	電気				
	建設業許可	特定•一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	Id. US	【ブロック】津・香良洲	【地区】 津•香良洲	【格付】 A 1 · A 2	
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プ゛ロック】	【地区】	【格付】	
参加資格		【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】	
に関する事項	同種工事実績要件				
		主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験	倹)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
	技術者要件	現場代理人 常駐配置 (主任技術者と兼務可)			
	その他要件				
設計図書等	提出期限	令和7年10月2日	午後5時まで(	指定の質問書を使用すること)	
に関する問	回答日	令和7年10月7日	津市入札情報公開	システムにて回答	
N [H]	提出先	調達契約課工事契約	担当(津市役所本庁舎 7	階) 又はFAX 059-229-3333	
	入札方法	津市電子入札システ			
入札方法等	入札期間	令和7年9		令和7年10月10日 まで	
_			、札システムの稼働時間中に 	こ限る。	
開札日時 及び場所	<b>令和7年10月</b> 津市役所(本庁	<b>15日</b> - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	午前10時50分		
予定価格		986,000	 円 (税抜き)		
最低制限価格	有	·			
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積算内訳書	要				
その他	※本市発注工事と ・津市電子入札実	は調達契約課又は上下 E施要綱第7条に基づき	水道管理課発注工事で、打 、承認を受けた者は、郵便	予入札共通事項のとおりとする。 担当課執行分を除く。 更で入札書を提出することができます。 降公告分より)」のとおり郵送してください。	
	1				

立事事         合和7年度農業第2 - 1号         直発基礎修備課           工事場所         株計所式町上野地内         高正受変電設備設置工 1台           工事場所         株計所式町上野地内         高正受変電設備設置工 1台           工事場所         株計所式町上野地内         高正受変電設備設置工 1台           企業業務         構定・一段         所在地工作           格包要件         あり         「フップ) 安装 [地区] 内景・装造・美里・安造 [447] A 1・A 2           地域所有         レップ 安装 [地区] 久起・志・自山・美杉 [447] A 1・A 2           中省 方面         「フップ 安装 [地区] 久起・志・自山・美杉 [447] A 1・A 2           同様工事実施業件         「フップ 東・香食剤 [地区] 大港・養食剤 [地区] 本・香食剤 [447] A 1・A 2           同様工事実施業件         「大学 J 久愿 [地区] 大型・香食剤 [447] A 1・A 2           日間 主事 実施 要件         「おしこ) 久趣・表・自山・美杉 [447] A 1・A 2           日間 生 大学 (227) 久愿 [128] 「大学 J 久愿 [447] A 1・A 2           日間 生 大学 (227) 久愿 [128] 「大学 J 久愿 [447] A 1・A 2           日間 生 大学 (227) 久愿 [128] 「大学 J 久愿 [447] A 1・A 2           日間 生 大学 (227) 久愿 [128] 「大学 J 久愿 [447] A 1・A 2           日間 生 大学 (227) 久愿 [447] 「大学 J 久愿 [447] A 1・A 2           日間 生 日期 限		型条件付一般	<u> </u>				
エ 事 場 方	公 告 目	令和7	'年9月29日	工事担当課	農業基	<b>基盤整備課</b>	
ボー 東 要 要	工事名						
エ 期 契約補給目から起策して 91 日間	工事場所	津市河芸町上野	地内				
正 期 契約締結日から起第して 91 日間		高圧受変電設備	設置工 1台				
発注 業 種 電気   建設業計可   特定・一般   所在地要件   市内本店   格 付 要 件   かり	工事概要						
# 建設業許可   物定・一般   所在地要件   市内本店   格 付 要 件   あり   (デッタ) 女芸   [地区] 河菜・芸濃・美里・安濃   [総付] A1・A2   地域・格 付 要 件   「アッタ) 文書   [地区] 久居・一志・白山・美杉   [総付] A1・A2   [アッタ] 津・香食別   [地区] 次島・一志・白山・美杉   [総付] A1・A2   [アッタ] 津・香食別   [地区] 津・香食別   [地区] 津・香食別   [地区] 本・香食河   「ボッタ」   本・香食河   「ボッタ」   本・香食河   「ボッタ」   本・香食河   「東経の技術者 (実務経験)以上の者(本市発注工事における事任 技術者要件   現場代理人 常駐配置 (主任技術者と兼務可)   での他要件   日 第 日	工期	契約締結日から	起算して 91 日間				
所在地要件   市内本店   格 付 要 件   あり   地 城 ・ 格 付 要 件   あり   地 城 ・ 格 付 要 件   あり   地 域 ・ 格 付 要 件   で *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	発注業種	電気					
格 付 要 件 あり		建設業許可	特定・一般				
### 1		所在地要件	市内本店				
## 地 域・		格付要件	あり				
## 付 要 件			【ブロック】安芸	【地区】 河芸・芸濃・美	里•安濃 【格付】	A 1 • A 2	
##			【ブロック】久居	【地区】 久居・一志・白	山・美杉 【格付】	A 1 • A 2	
同報工事	<b>参加资数</b>		【ブロック】津・香良洲	【地区】 津•香良洲	【格付】	A 1 • A 2	
技術者要件   現場代理人   常駐配置 (主任技術者と兼務可)   その他要件   その他要件   その他要件   日 男 限   令和7年10月2日   午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)   日 答 日 令和7年10月7日   津市入札情報公開システムにて回答   提 出 先   調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又はFAX 059-229-3333   入札方法等   令和7年9月30日 から 令和7年10月10日 までたし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。   令和7年10月15日   午前11時00分   津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室   予定 価 格   4,621,000   円 (税抜き)   景低制限価格   無	に関する						
その他要件			主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務	経験)以上の者(本市発	注工事における専任配置)	
設計図書等に関する質問       提出期限       令和7年10月2日       準市入札情報公開システムにて回答         提出先       調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎 7階)又はFAX 059-229-3333         入札方法等       令和7年10月10日 までたし、津市電子入札システムによる         大札期間       令和7年9月30日 から 令和7年10月10日 までたし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。         ・本の方生10月15日		技術者要件	現場代理人	常駐配置(主任技術	者と兼務可)		
世		その他要件					
に関する間     回答日     令和7年10月7日     津市入札情報公開システムにて回答       提出先     調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎 7階)又はFAX 059-229-3333       入札方法     津市電子入札システムによる       令和7年9月30日     から 令和7年10月10日 までたし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。       開札日時及び場所     年前11時00分       津市役所(本庁舎)7階入札室       予定価格     4,621,000 円(税抜き)       最低制限価格無     人札保証金免除       契約保証金契約銀の100分の10以上     東約金額の100分の10以上       前金払有     無       積算内訳書     要       ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。       ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。	크다 크를 5의 크는 45	提出期限	令和7年10月2日	午後 5 時 まで	(指定の質問書を使用	用すること)	
提出先 調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7階) 又はFAX 059-229-3333	に関する	回答日	令和7年10月7日	津市入札情報公	開システムにて回答		
入札方法等     令和7年9月30日 から 令和7年10月10日 までただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。       開札日時及び場所     令和7年10月15日 午前11時00分       津市役所(本庁舎)7階 入札室       予定価格     4,621,000 円 (税抜き)       最低制限価格     無       人札保証金     免除       契約保証金     契約金額の100分の10以上       前金払     有       部分払     無       積算内訳書     要       ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。       ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。	質 問	提出先	調達契約課工事契約	担当(津市役所本庁舎	7階) 又はFAX 05	59-229-3333	
大札期間 ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		入札方法	津市電子入札システ	ムによる			
ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。	入札方法等	7. +1 +H1 BB	令和7年9	月30日 から	令和7年10	月10日 まで	
及び場所 津市役所 (本庁舎) 7階 入札室  予定価格 4,621,000 円 (税抜き)  最低制限価格 無  入札保証金 免除 契約保証金 契約金額の100分の10以上 前金 払 有 部分 払 無 積算内訳書 要  ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。		/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	ただし、津市電子入	札システムの稼働時間	中に限る。		
及び場所     津市役所(本庁舎)7階 入札室       予定価格     4,621,000     円 (税抜き)       最低制限価格     無       入札保証金     免除       契約保証金     契約金額の100分の10以上       前金払     有       部分払     無       積算内訳書     要       ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。       ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。		令和7年10月	15日	午前11時00分			
最低制限価格 無  入札保証金 免除  契約保証金 契約金額の100分の10以上  前 金 払 有  部 分 払 無  積算内訳書 要  ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。		津市役所(本庁	舎)7階 入札室				
入札保証金       免除         契約保証金       契約金額の100分の10以上         前金払       有         部分払       無         積算内訳書       要         ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。         ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。	予定価格	4,0	621,000	円 (税抜き)			
契約保証金     契約金額の100分の10以上       前金払     有       部分払     無       積算内訳書     要       ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。       ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。	最低制限価格	無					
前 金 払 有 部 分 払 無 積算内訳書 要 ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。	入札保証金	免除					
部 分 払 無 積算内訳書 要 ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。	契約保証金	契約金額の100分の10以上					
積算内訳書 要 ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。	前 金 払	有					
・本公告に定める事項以外については、 <b>事後審査型条件付一般競争入札共通事項</b> のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。	部 分 払	無					
※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。	積算内訳書	要					
この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してくだ	その他	※本市発注工事と ・津市電子入札実	は調達契約課又は上下 施要綱第7条に基づき	水道管理課発注工事で、 、承認を受けた者は、!	担当課執行分を除ぐ	く。 することができます。	

尹 仮 番 1	<u>全型条件付一般</u>	祝于八化				
公 告 日	令和7	7年9月29日	工事担当課	建設整備課		
工事名	工 事 名					
工事場所	津市半田地内					
	照明工 2基					
工事概要						
工期	契約締結日から	起算して 132 日間				
発注業種	電気					
_	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
		【ブロック】津•香良洲	【地区】 津•香良洲	【格付】 A 1 · A 2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】		
┃ ┃ 参加資格		【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】		
に関する事項	同種工事実績要件					
		主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験	り以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	技術者要件	現場代理人 常駐配置 (主任技術者と兼務可)				
	その他要件					
設計図書等	提出期限	令和7年10月2日	午後 5 時 まで(指	旨定の質問書を使用すること)		
に関する	回 答 日	令和7年10月7日	津市入札情報公開ミ	<b>レステムにて回答</b>		
A IN	提出先	調達契約課工事契約	]担当(津市役所本庁舎7階	皆) 又はFAX 059-229-3333		
	入札方法	津市電子入札システ	ムによる			
入札方法等	入札期間	令和7年9	-	令和7年10月10日 まで		
			札システムの稼働時間中に	に限る。		
開札日時	令和7年10月		午前11時10分			
及び場所		*舎) 7階 入札室				
予定価格		551,000	円 (税抜き)			
最低制限価格	有					
入札保証金	免除					
契約保証金	免除					
前金払	有					
部分払	無					
積算内訳書	要	**************************************	<b>主火南丰町を加工 かたち</b>	. T. H. L. W. T. W. W. T. W. W. T. W. W. T. W. W		
				+入札共通事項のとおりとする。		
※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担						
その他 				で入札書を提出することができます。		
	この場合、別に定	色める「郵便人札の取り扱	いについて(令和7年6月以降	<b>&amp;公告分より)」のとおり郵送してください。</b>		

	1 .	なん ナノヘル		%4.4 <del>2.4</del> ±=m	
公 告 日	令和"	7年9月29日	工事担当課	営繕課	
工事名	令和7年度営里地第35号 津市美里体育館アリーナ床改修工事				
工事場所	津市美里町三組	7地内			
_	内装改修工事	一式			
工事概要					
工期	契約締結日から	起算して 89 日間			
発注業種	内装仕上				
	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
		【ブロック】安芸	【地区】 美里•河芸•芸濃•安濃	【格付】 A 1 · A 2	
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブ゛ロック】久居	【地区】 久居·一志·白山·美杉	【格付】 A 1 · A 2	
│ │ 参加資格		【ブロック】津•香良洲	【地区】 津•香良洲	【格付】 A 1 · A 2	
に関する事項	同種工事実績要件				
		主任(監理)技術者	主任(監理)技術者 同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置		
	技術者要件	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	)	
	その他要件				
設計図書等	提出期限	令和7年10月2日	午後 5 時 まで(指定の質問	問書を使用すること)	
に関する	回答日	令和7年10月7日	津市入札情報公開システム	にて回答	
質問	提出先	調達契約課工事契約	1担当(津市役所本庁舎 7 階)又は1	FAX 059-229-3333	
	入札方法	津市電子入札システ	ムによる		
入札方法等	7. ±1. ±1.111	令和7年9	月30日 から 令和	和7年10月10日 まで	
	入札期間	ただし、津市電子入	札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時	令和7年10月	15日	午前11時20分		
及び場所	津市役所(本庁	舎)7階 入札室			
予定価格	8,	031,000	円 (税抜き)		
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の10	0分の10以上			
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積算内訳書	要				
	・本公告に定める	事項以外については、	事後審査型条件付一般競争入札共道	<b>通事項</b> のとおりとする。	
	※本市発注工事と	は調達契約課又は上下	水道管理課発注工事で、担当課執行	<b>う分を除く。</b>	
その他	• 津市電子入札実	<b>施要綱第7条に基づき</b>	、承認を受けた者は、郵便で入札	書を提出することができます。	
	この場合、別に定	どめる「郵便入札の取り扱	いについて(令和7年6月以降公告分よ	こり)」のとおり郵送してください。	
	・月2回土日完全	≥週休2日制工事(発注	E者指定型)試行案件です。		
-	•				

一	1型条件付一般					
公 告 日	令和7	7年9月29日	工事担当課	建設整備課		
工事名	工 事 名					
工事場所	津市半田地内					
工 事 概 要	自走式土質改良工 8,800m3 集水桝・マンホール工 7箇所 植生工 2,270m2 排水工 138m コンクリートブロックエ 59m2 踏掛版設置工 71m3 側溝工 55m					
工期	契約締結日から	起算して 146 日間				
発注業種	土木一式					
_	建設業許可	特定				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A 1 · A 2				
		【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】		
<b>→</b> tu		【フ゛ロック】	【地区】	【格付】		
参加資格 に関する 事 項	同種工事実績要件					
	<b>++ 45 - **                                </b>	主任(監理)技術者 同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)			- で配	
	技術者要件	現場代理人	常駐配置(専任の監	理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
	その他要件					
	提出期限	令和7年10月8日	午後5時まで	(指定の質問書を使用すること)		
設計図書等に関する	回答日	令和7年10月10日	津市入札情報公	開システムにて回答		
質問	提出先	調達契約課工事契約	担当(津市役所本庁舎	7階)又はFAX 059-229-3333		
	入札方法	津市電子入札システ	·ムによる			
入札方法等	入札期間	令和7年9	月30日 から	令和7年10月17日 まで		
	<b>クマイロ<del>ジ</del>リ</b> [日]	ただし、津市電子入	、札システムの稼働時間	中に限る。		
開札日時	令和7年10月	22日	午前9時00分			
及び場所		舍)7階 入札室				
予定価格	13	1,060,000	円 (税抜き)			
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前金払	有					
部分払	無					
積算内訳書	要	L. maria de				
				競争入札共通事項のとおりとする。 、		
			用関係が継続しているこ			
その他				郵便で入札書を提出することができます		
				以降公告分より)」のとおり郵送してくださ 、	えい。	
	・月2回土日完全	è週休 2 日制工事(発注 	者指定型)試行案件で	す。		

<u></u> 净後番鱼	型条件付一般	《競爭人礼			
公 告 日	令和"	7年9月29日	工事担当課	建設整備課	
工事名	令和7年度建整公園補第1号 岩田池公園園路整備に伴う地盤改良工事				
工事場所	津市西阿漕町岩	· 日地内			
	固結工 9,056	m3			
工事概要					
工期	契約締結日から	起算して 133 日間			
発注業種	土木一式				
	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A 1 · A 2			
		【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】	
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】	
→ +n //c +/z		【フ゛ロック】	【地区】	【格付】	
参加 変 期 す 項	同種工事実績要件				
	Li. Che also area (a)	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配 置するときはこの限りでない。)		
	技術者要件	現場代理人	常駐配置(専任の監	理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
	その他要件				
凯扎回事效	提出期限	令和7年10月8日	午後 5 時 まで	(指定の質問書を使用すること)	
設計図書等に関する	回答日	令和7年10月10日	津市入札情報公	開システムにて回答	
質問	提出先	調達契約課工事契約	担当(津市役所本庁舎	7階)又はFAX 059-229-3333	
	入札方法	津市電子入札システ	ムによる		
入札方法等	入札期間	令和7年9.	月30日 から	<b>令和7年10月17日</b> まで	
	ノヘイL <del>対</del> 対 [11]	ただし、津市電子入	札システムの稼働時間	中に限る。	
開札日時	令和7年10月	22日	午前9時10分		
及び場所	津市役所(本庁	音)7階 入札室			
予定価格	12:	2,621,000	円 (税抜き)		
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積算内訳書	要				
	・本公告に定める	事項以外については、	事後審査型条件付一般競	競争入札共通事項のとおりとする。	
	・配置技術者につ	いて、3ヶ月以上の雇	用関係が継続している。	こと。	
その他	<ul><li>・津市電子入札実</li></ul>	薬施要綱第7条に基づき	、承認を受けた者は、	80便で入札書を提出することができます。	
	この場合、別に定	Eめる「郵便入札の取り扱い	いについて(令和7年6月	以降公告分より)」のとおり郵送してください。	
	・月2回土日完全	≥週休 2 日制工事(発注	は者指定型)試行案件で	す。	
		·	·		

	企业条件付一般				
公 告 日	令和7	7年9月29日	工事担当課	建設整備課	
工事名	令和7年度建整 いつくしみの村	逐街第1号 上進入路整備工事			
工事場所	津市半田地内				
工事概要	路床盛土工 59 路床安定処理工	掘削工 2,400m3 側溝工 505m 路床盛土工 590m3 集水桝・マンホール工 8箇所 路床安定処理工 2,109m2 場所打擁壁工 25m3			
工期	契約締結日から				
発注業種	土木一式				
	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A 1 · A 2			
		【フ゛ロック】	【地区】	【格付】	
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フ゛ロック】	【地区】	【格付】	
参加資格		【フ゛ロック】	【地区】	【格付】	
を関する 事 項	同種工事実績要件				
	++4年表面(4-	主任(監理)技術者 同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)			
	技術者要件	現場代理人	常駐配置(専任の監理	理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
	その他要件				
-1111. F312. 646	提出期限	令和7年10月8日	午後 5 時 まで	(指定の質問書を使用すること)	
設計図書等に関する	回答日	令和7年10月10日	津市入札情報公園	開システムにて回答	
質問	提出先	調達契約課工事契約	1担当(津市役所本庁舎 7	7階)又はFAX 059-229-3333	
	入札方法	津市電子入札システ	ムによる		
入札方法等	入札期間	令和7年9	月30日 から	令和7年10月17日 まで	
	/ \1 \1791[P]	ただし、津市電子入	、札システムの稼働時間中	っに限る。	
開札日時	令和7年10月	22日	午前9時20分		
及び場所		音)7階 入札室			
予定価格	<del> </del>	5,354,000	円 (税抜き)		
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有				
部分払	無				
積算内訳書	要・木の生に党める	市頂口がアヘいでは	車丝室本刑 冬班 八	5年1月世海東でのしわれ しみつ	
				<b>浄入札共通事項</b> のとおりとする。 し	
その他			用関係が継続しているこ 承認を受けた者は 垂		
ての他				3便で入札書を提出することができます。 3階公生分より、このとおり郵送してください。	
				以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ♪	
	7月4四工日元至	週17-4 日刊工争(発告	E者指定型)試行案件で	У o	

世 (本)	2至米什的一家	祝于八化			
公 告 日	令和7	7年9月29日	工事担当課	建設整備課	
工事名	令和7年度建整 井生波瀬線道路				
工事場所	津市一志町井生	地内			
工事概要	路床盛土工 1, 側溝工 306m 管渠工 12m 集水桝・マンホー				
工期	契約締結日から	。 起算して 116 日間			
発注業種	土木一式				
	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
		【ブロック】久居	【地区】 一志・久居・白山	·美杉 【格付】 B・A 2・A 1	
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】	
参加資格		【フ゛ロック】	【地区】	【格付】	
に関する事項	同種工事実績要件				
		主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(	土木)又は同等以上の者(専任配置)	
	技術者要件	現場代理人	人 常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
	その他要件				
凯乱网事效	提出期限	令和7年10月8日	午後5時まで(	指定の質問書を使用すること)	
設計図書等に関する	回答日	令和7年10月10日	津市入札情報公開	システムにて回答	
質問	提出先	調達契約課工事契約	的担当(津市役所本庁舎 7	皆) 又はFAX 059-229-3333	
	入札方法	津市電子入札システ	ームによる		
入札方法等	入札期間	<b>令和7年9</b> ただし、津市電子及	<b>月30日</b> から 、札システムの稼働時間中	<b>令和7年10月17日</b> まで こ限る。	
開札日時	令和7年10月	22日	午前9時30分		
及び場所	津市役所(本庁	*舎)7階 入札室			
予定価格	41	,128,000	円 (税抜き)		
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積算内訳書	要				
	・本公告に定める	事項以外については、	事後審査型条件付一般競	<b>予入札共通事項</b> のとおりとする。	
			E用関係が継続しているこ。		
その他	・津市電子入札実	『施要綱第7条に基づき	、承認を受けた者は、郵信	更で入札書を提出することができます。	
	この場合、別に定	Eめる「郵便入札の取り扱	いについて(令和7年6月以	降公告分より)」のとおり郵送してください。	

<b>一                                    </b>	T 全来什的一般	くがた。テントル			
公 告 日	令和"	7年9月29日	工事担当課	下水道工務課	
工事名	令和7年度下工消総第1号 美杉町川上地内耐震性防火水槽(60m3級)設置工事				
工事場所	津市美杉町川上	津市美杉町川上地内			
		耐震性防火水槽工 1基 送水採水施設工 一式			
工事概要	应/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				
工 期	#丌必与《立》十: 口 み、ご	起算して 120 日間			
	土木一式	0.此昇して 120 日間			
光任未僅	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	竹 竹 安 件	めり  【ブロック】 <b>久</b> 居	【地区】 美杉	【格付】 C·B·A2·A1	
	地域・	【ブ ロック】 久居     【ブ ロック】 久居	【地区】 一志•白山	【格付】 C · B · A Z · A I	
	格付要件	【ブロック】 <b>久店</b> 【ブロック】	【地区】	【格付】	
参加資格 に関する	E # z ±	L7 -971	【地区】	(min)	
事項	同種工事実績要件				
		主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者		
	技術者要件	現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
	その他要件				
	その他要件				
設計図書等	提出期限	令和7年10月8日	午後 5 時 まで (指定の質問	書を使用すること)	
に関する問	回 答 日	令和7年10月10日	津市入札情報公開システムに	こて回答	
貝向	提出先	調達契約課工事契約	]担当(津市役所本庁舎 7 階)又は F	AX 059-229-3333	
	入札方法	津市電子入札システ	ムによる		
入札方法等	入札期間	令和7年9	月30日 から 令和	17年10月17日 まで	
	y (12)9311.g	ただし、津市電子入	札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時	令和7年10月	22日	午前9時40分		
及び場所	津市役所(本庁	*舎)7階 入札室			
予定価格	22	,373,000	円 (税抜き)		
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有				
部分払	無				
積算内訳書	要				
			事後審査型条件付一般競争入札共通		
	※本市発注工事と	は調達契約課又は上下	水道管理課発注工事で、担当課執行	分を除く。	
その他	・津市電子入札実	施要綱第7条に基づき	、承認を受けた者は、郵便で入札書	を提出することができます。	
			いについて(令和7年6月以降公告分よ	り)」のとおり郵送してください。	
	・月2回土日完全	<b>≥週休2日制工事(発</b> 注	<b>注者指定型)試行案件です。</b>		
		·			

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	空采件的 一般	(70)( ) / (10			
公 告 日	令和7	'年9月29日	工事担当課	農業基盤整備課	
工事名	令和7年度農基 片田田中町地内		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
工事場所	津市片田田中町				
	プレキャスト開渠工 291.5m 集水桝・マンホール工 1箇所				
工事概要	来小柳 マンか ルユ 1回刀				
工事版安					
工期		起算して 100 日間			
発注業種	土木一式	I			
	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり	I	T	
	地 域 •	【ブロック】津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 C	
	格付要件	[7" py/)	【地区】	【格付】	
参加資格		【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】	
に 関 す る 事 項	同種工事実績要件				
		主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の	者(本市発注工事における専任配置)	
	技術者要件	現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
	その他要件				
設計図書等	提出期限	令和7年10月8日	午後 5 時 まで (指定の質問	引書を使用すること)	
に関する	回 答 日	令和7年10月10日	津市入札情報公開システムに	にて回答	
質 問 -	提出先	調達契約課工事契約	]担当(津市役所本庁舎 7 階)又は I	FAX 059-229-3333	
	入札方法	津市電子入札システ	ムによる		
入札方法等	入札期間	令和7年9	月30日 から 令和	117年10月17日 まで	
	7 C1 E2911H1	ただし、津市電子入	札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時	令和7年10月	22日	午前9時50分		
及び場所	津市役所(本庁	舎)7階 入札室			
予定価格	9,407,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有 ————————————————————————————————————				
部分払	無				
積算内訳書	要				
			事後審査型条件付一般競争入札共通		
			水道管理課発注工事で、担当課執行		
その他			、承認を受けた者は、郵便で入札書		
			いについて (令和7年6月以降公告分よ	:り)」のとおり郵送してください。	
	・月2回土日完全	週休2日制工事(発注	E者指定型)試行案件です。 		

<b>一一节以</b> 街上	T 全来什的一般	く元元 子 ノヘイし			
公 告 日	令和"	7年9月29日	工事担当課		営繕課
工事名	令和7年度営里地補第36号 津市中野文化会館改修工事				
工事場所	津市美里町北長	野地内			
工事概要	改修 (建具改修、防力 ※上記に係る建	< 改修、内装改修、空調設築工事等 一式	<b>火備)</b>		
工期	契約締結日から	起算して 99 日間			
発注業種	建築一式				
	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
		【ブロック】安芸	【地区】 美里•河芸•芸》	農・安濃	【格付】 C・B・A
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】 久居・一志・白山	山·美杉	【格付】 C・B・A
参加資格		【ブロック】津•香良洲	【地区】 津•香良洲		【格付】 C
が 員 付 る 事 項	同種工事実績要件				
		主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務総	圣験)以上の者	(本市発注工事における専任配置)
	技術者要件	現場代理人	常駐配置(主任技術	者と兼務可)	
	その他要件				
設計図書等	提出期限	令和7年10月8日	午後5時まで	(指定の質問	書を使用すること)
に関する	回答日	令和7年10月10日	津市入札情報公園	開システムに	て回答
質問	提出先	調達契約課工事契約	担当(津市役所本庁舎?	7階) 又はF	AX 059-229-3333
	入札方法	津市電子入札システ	ムによる		
入札方法等	入札期間	令和7年9	•		7年10月17日 まで
			、札システムの稼働時間ロ	中に限る。	
開札日時	<b>令和7年10月</b>		午前10時00分		
及び場所		*舎)7階 入札室			
予定価格		,774,000	円 (税抜き)		
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有				
部分払	無				
積算内訳書	要				
			事後審査型条件付一般意		
			水道管理課発注工事で、		
その他					を提出することができます。
この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公					り)」のとおり郵送してください。
	・月2回土日完全	透過休2日制工事(発注	E者指定型)試行案件で	す。	
		<del></del>			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

<b>一一一一</b>	T 全来什的一般	く元元 子 ノくイし			
公 告 日	令和'	7年9月29日	工事担当課	営繕課	
工事名	令和7年度営教施第30号 津市立南が丘小学校屋内運動場防水改修工事				
工事場所	津市垂水地内				
	防水改修工事	防水改修工事 一式			
工事概要					
工期	契約締結日から	o起算して 109 日間			
発注業種	防水				
	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A 1			
		【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】	
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フ゛ロック】	【地区】	【格付】	
参加資格		【フ゛ロック】	【地区】	【格付】	
に関する事項	同種工事実績要件				
		主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験	食)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
	技術者要件	現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
	その他要件				
카 扎 ৷ 교 ㅋ 쑈	提出期限	令和7年10月8日	午後 5 時 まで(指	旨定の質問書を使用すること)	
設計図書等に関する	回 答 日	令和7年10月10日	津市入札情報公開:	システムにて回答	
質問	提出先	調達契約課工事契約	内担当(津市役所本庁舎 7 階	皆) 又はFAX 059-229-3333	
	入札方法	津市電子入札システ	<sup>-</sup> ムによる		
入札方法等	3. +I #HEE	令和7年9	月30日 から	令和7年10月17日 まで	
	入札期間	ただし、津市電子入	札システムの稼働時間中に	こ限る。	
開札日時	令和7年10月	22日	午前10時10分		
及び場所	津市役所(本庁	*舎)7階 入札室			
予定価格	21	,624,000	円 (税抜き)		
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積算内訳書	要				
	・本公告に定める	事項以外については、	事後審査型条件付一般競争	<b>♣入札共通事項</b> のとおりとする。	
	※本市発注工事と	は調達契約課又は上下	水道管理課発注工事で、担	当当課執行分を除く。	
その他	· 津市電子入札美	医施要綱第7条に基づき	、承認を受けた者は、郵便	<b>更で入札書を提出することができます。</b>	
	この場合、別に定	どめる「郵便入札の取り扱	いについて(令和7年6月以降	<b>&amp;</b> 公告分より)」のとおり郵送してください。	
	・月2回土日完全	≥週休2日制工事(発泡	注者指定型)試行案件です。		
	I				

——————————————————————————————————————	型条件付一般	說			
公 告 日	令和7	7年9月29日	工事担当課	営繕課	
工事名	令和7年度営保こ第2-14号 津市北口保育園照明器具取替修繕				
工事場所	津市久居北口町地内				
工事概要	照明器具取替修 LED照明器具 ※上記に係る電				
工期	契約締結日から	起算して 130 日間			
発注業種	電気				
	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店又は市内支	店等		
	格付要件	なし			
		【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】	
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】	
   参加資格		【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】	
に関する事項	同種工事実績要件				
		主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務	経験)以上の者(本市発注工事に	における専任配置)
	技術者要件	現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
	その他要件		・ て発注業種の年平均完成 年10月1日~令和6年9	え工事高を1,000万円以上有 月30日)	すること
	提出期限	令和7年10月8日	午後5時まで	(指定の質問書を使用すること	<u>Ł</u> )
設計図書等に関する	回答日	令和7年10月10日	津市入札情報公	開システムにて回答	
質問	提出先	調達契約課工事契約	担当(津市役所本庁舎	7階) 又はFAX 059-229	-3333
	入札方法	津市電子入札システ	ムによる		
入札方法等	入札期間	令和7年9.	月30日 から	令和7年10月17日	まで
	ノ <b>ヽ</b> (['ロ <i>対</i> ]][刊]	ただし、津市電子入	札システムの稼働時間	中に限る。	
開札日時	令和7年10月	22日	午前10時20分		
及び場所	津市役所(本庁	·舍) 7 階 入札室			
予定価格	16,	,250,000	円 (税抜き)		
最低制限価格	無				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積算内訳書	要				
	・本公告に定める	事項以外については、	事後審査型条件付一般	<b>競争入札共通事項</b> のとおりと	する。
	※本市発注工事と	は調達契約課又は上下	水道管理課発注工事で、	、担当課執行分を除く。	
その他	・津市電子入札実	施要綱第7条に基づき	、承認を受けた者は、	郵便で入札書を提出すること	:ができます。
	この場合、別に定	どめる「郵便入札の取り扱い	いについて(令和7年6月	以降公告分より)」のとおり郵	び送してください。

尹 仮 番 音	2型条件付一般	说 于 八 化	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
公 告 日	令和7	7年9月29日	工事担当課	営繕課		
工事名	令和7年度営教施第31号 津市立養正小学校消防設備改修工事					
工事場所	津市丸之内養正町地内					
工事概要	拡声設備改修 非常放送アンプ 20局 270W 1台 火災報知設備改修 P型1級複合受信機 60回線 1面 ※上記に係る電気設備工事 一式					
工期	契約締結日から	起算して 117 日間				
発注業種	消防施設					
	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A 1				
	Id. LIS	【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】		
参加資格		【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】		
に関する事項	同種工事実績要件					
		主任(監理)技術者 同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)				
	技術者要件	現場代理人 常駐配置 (主任技術者と兼務可)				
		専門技術者 消防設備士甲種第4類の資格を有する者 (主任技術者・現場代理人と兼務可)				
	その他要件					
設計図書等	提出期限	令和7年10月8日	午後 5 時 まで (指定の質問	書を使用すること)		
に関する問	回答日	令和7年10月10日	津市入札情報公開システムに	て回答		
į įų	提出先	調達契約課工事契約	担当(津市役所本庁舎7階)又はF	AX 059-229-3333		
	入札方法	津市電子入札システ	ムによる			
入札方法等	入札期間	令和7年9.	月30日 から 令和	17年10月17日 まで		
			札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時 及び場所	令和7年10月		午前10時30分			
		*舎) 7階 入札室				
予定価格	15,572,000 円 (税抜き)					
最低制限価格	有					
入札保証金	免除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前金払	有					
部分払	無					
積算内訳書	要ななに安めて	<b>車項NM にっいず</b> だ	市仫市木刑名从4、60.444.2.14.4.17	<b>声頂の</b> しわりし <del>た</del> フ		
	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。					
   その他	※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。					
	・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。					
	この場合、別に定	:める「郵便人札の取り扱い	いについて (令和7年6月以降公告分よ	ツ) 」のとおり郵送してください。		
	<u> </u>					

#### 津市公告第144号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第36条第2項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

令和7年9月29日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 1 負傷動物の特徴

収容日	保護した	動物種及び	毛色等	性別	体格	年齢	その他
	場所	種類					
令和7年	津市	猫(雑種)	キジトラ	メス	大	成猫	
9月25	大里						
日	睦合町						

- 2 収容期間 令和7年9月30日まで
- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号059-223-5112

#### 津市公告第145号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可 した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定に より次のとおり公告します。

令和7年9月30日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日令和7年9月25日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 津市新町二丁目187番29ほか3筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名四日市市鵜の森一丁目13番43号TANIX株式会社代表取締役 伊藤 宗嗣

#### 津市公告第146号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可 した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定に より次のとおり公告します。

令和7年9月30日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日令和7年9月25日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 津市一志町日置字野入194番ほか4筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

津市上下水道事業公告第37号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年9月16日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

別紙のとおり

	1	一般别争人化					
公告日		年9月16日	工事担当課		水道整備課		
工事名	令和7年度水整第22号						
	公共下水道事業に伴う安東町及び安濃町清水地内配水管移設工事						
工事場所	津市 安東	津市 安東町及び安濃町清水 地内					
	配水管布設工 DIP $\phi$ 100mm 51.1m 不断水仕切弁設置工 $\phi$ 100mm $\sim$ $\phi$ 75mm 4箇所						
	配水管布設工	DIP $\phi$ 75mm 233	6.1m 舗装	本復旧工	213m2		
工事概要	配水管布設工 PP ø 50mm 276. 2m						
	仕切弁設置工 φ100mm~φ50mm 17箇所						
	消火栓設置工 単口地下式 3箇所						
工期	契約締結日か	ら起算して133日間					
発注業種	土木一式(	(配水管工事)					
-	建設業許可	特定・一般					
	所在地要件	市内本店					
	格付要件	A 1 • A 2					
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津•香良洲		【格付】A 1 · A 2		
	地 域 •	 【ブロック】安芸	【地区】安濃		【格付】A 1 · A 2		
÷ += 1/52 h/s	格付要件	【フ゛ロック】	【地区】		【格付】		
参加資格に関する		【フ゛ロック】	【地区】		【格付】		
事 項	日廷工士	77.2	1.0,-1				
	同種工事 実績要件						
		│ │ 主任(監理)技術者 │ <b>2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)</b> │					
	技術者要件	現場代理人 常駐配置(主任技術者と兼務可)					
		津市水道事業指定給水装置工事事業者である者					
	その他要件	元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者					
設計図書	提出期限	令和7年9月19日			 質問書を使用すること)		
等	回答日	令和7年9月24日 津市入札情報公開システムにて回答					
に 関する 質 問		上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎 2 階)又はF A X 059-237-5819					
	入札方法	津市電子入札システムによる					
入札方法等		<b>令和7年9月17日</b> から <b>令和7年9月29日</b>					
,	入札期間				·		
開札日時	ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。 <b>令和7年10月2日 午前9時00分</b>						
開札日時 及び場所	中和7年10万2日						
予定価格			 円 (税抜き)				
最低制限価格	46,977,000     円 (税抜き)       有						
入札保証金	<u>角</u> 免除						
契約保証金	契約金額の100分の10以上						
前金払	契約金額の100分の10以上   有						
部分払							
積算内訳書	無						
1月升/1八百	要。 ・ 大小生に空めて車筒以外については、車後室太刑名此什」配轄名318番店のしむりしてて						
	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。						
	・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。						
その他	この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。						
	・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。						
	・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会 (小口径管)、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以						
	下)をいう。				-		

事後審	査型条件付-	一般競争入札					
公告日	令和7	年9月16日	工事担当課		水道整備課		
	令和7年度水	(整第24号					
工事名	公共下水道事業に伴う観音寺町及び鳥居町地内配水管移設工事						
工事場所	津市 観音寺町及び鳥居町 地内						
	配水管布設工 DIP ø 100mm 28.7m						
	Name of the state of the stat						
工事概要	仕切弁設置工 φ100mm~φ75mm 6箇所						
	空気弁設置工	. φ25mm 1箇所					
	不断水仕切弁設置工 ø 150mm~ø 100mm 3箇所						
工期	契約締結日か	ら起算して114日間					
発注業種	土木一式	(配水管工事)					
	建設業許可	特定・一般					
	所在地要件	市内本店					
	格付要件	あり					
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津•香良洲		【格付】A 1 · A 2		
	地域・	【フ゛ロック】	【地区】		【格付】		
参加資格	格付要件	【フ゛ロック】	【地区】		【格付】		
に関する		【フ゛ロック】	【地区】		【格付】		
事 項	同種工事						
	実績要件						
	技術者要件	主任(監理)技術者 2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(津市発注工事における専任配置)					
	1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	現場代理人 常駐配置(主任技術者と兼務可)					
	その他要件	津市水道事業指定	E給水装置工事事業 <b>者</b>	音である者			
					を修了した者を適正配置できる者		
設計図書	提出期限	令和7年9月19日			質問書を使用すること)		
に関する	回答日	令和7年9月24日	津市入札情報				
質問	提出先			下水道庁舎	2階) 又はFAX059-237-5819		
- II I NI 66	入札方法	津市電子入札システムによる					
入札方法等	入札期間	令和7年9月			<b>年9月29日</b> まで		
	A =======		インステムの稼働	動時間中に関	艮る。 		
開札日時 及び場所	令和7年10.	-	午前9時15分				
		方舍2階 入札室 	(8)(11.3)				
予定価格		,817,000	円(税抜き)				
最低制限価格	有						
入札保証金	免除						
契約保証金 前 金 払	契約金額の100分の10以上						
部分払	有 ##						
積算内訳書	要						
1月异门(八百	- '	ス東頂門外について	·// 車丝霉本刑冬 <b>//</b>	什 如亲名	<b>入打井海車頂</b> のしむりしまる		
	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。						
	・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。						
	この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。						
その他	※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会						
	(小口径管)、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以						
	下)をいう。						
1	I						

<b>一                                    </b>	且生木厂的	一般祝争人礼	<del>,                                      </del>				
公告日	,, ,,,,	年9月16日	工事担当課		下水道施設課		
工 事 名	令和7年度下施排第1一2号						
	白塚排水機場内遊水池しゅんせつ業務委託						
工事場所	津市 白塚町 地内						
	機械しゅんせ	つエ 120m3					
工事概要							
工期	契約締結日か	ら起算して60日間					
発注業種	しゅんせつ	)					
	建設業許可	特定・一般					
	所在地要件	市内本店					
	格付要件	なし					
		【フ゛ロック】	【地区】		【格付】		
	地域·	【フ゛ロック】	【地区】		【格付】		
	格付要件	【フ゛ロック】	【地区】		【格付】		
参加資格		【フ゛ロック】	【地区】		【格付】		
に関する 事 項	同種工事						
	実績要件						
	技術者要件	主任(監理)技術者 同業種の技術者(実務経験)以上の者(専任配置)					
	JAM D ATT	現場代理人 常駐配置(主任技術者と兼務可)					
		産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること					
	その他要件	しゅんせつ機械(強力吸引車)を有すること					
	COLLAN		らいて当該業務の年平 □5年10月1日~令和				
設計図書	提出期限	令和7年9月19日	午後 5 時 ま	で(指定の	質問書を使用すること)		
等 に関する	回答日	令和7年9月24日	津市入札情報	公開システ	ムにて回答		
質問	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階)又はFAX059-237-5819					
	入札方法	津市電子入札システムによる					
入札方法等	7 11 HOBB	令和7年9月	17日 から	令和7	年9月29日 まで		
	入札期間	ただし、津市電	子入札システムの稼働	動時間中に『	艮る。		
開札日時	令和7年10	月2日	午前9時30分				
及び場所	津市上下水道庁舎2階 入札室						
予定価格	7,867,000 円 (税抜き)						
最低制限価格	無						
入札保証金	免 除						
契約保証金	契約金額の100分の10以上						
前 金 払	無						
部分払	無						
積算内訳書	要						
	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。						
	・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。						
その他	この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。						
	・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市長」です。						
	<u> </u>						

	1	一般祝事人化			L \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
公告日		年9月16日	工事担当課		水道整備課		
工事名	令和7年度水整第25号						
	道路整備事業に伴う芸濃町椋本地内送配水管移設工事						
工事場所	津市 芸濃	芸濃町椋本 地内					
	配水管布設工 DIP ø 350mm 31.3m						
	配水管布設工 DIP ø 250mm 33.5m						
工事概要	配水管布設工 DIP $\phi$ 75mm 39.0m						
	仕切弁設置工 φ350mm~φ75mm 10箇所						
	不断水仕切弁設置工 ø350mm~ø75mm 6箇所						
工期	契約締結日か						
発注業種	土木一式	 (配水管工事)					
	建設業許可	特定					
	所在地要件	市内本店					
	格付要件	A 1					
		【フ゛ロック】	【地区】		【格付】		
	44 44	- 【フ゛ロック】	【地区】		【格付】		
	地 域 ・ 格付要件	【フ゛ロック】	【地区】		【格付】		
参加資格に関する		【フ゛ロック】	【地区】		【格付】		
事 項	日任工士		1,01		<b>I</b> 1 1 1 1		
	同種工事 実績要件						
		主任(監理)技術者 同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)					
	技術者要件	現場代理人 常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)					
		津市水道事業指定給水装置工事事業者である者					
	その他要件	元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者					
設計図書	提出期限	令和7年9月24日			 質問書を使用すること)		
等	回答日	令和7年10月1日 津市入札情報公開システムにて回答					
に 関する 問 問		上下水道管理課契		下水道庁舎	 2階)又はFAX059-237-5819		
	入札方法	津市電子入札システムによる					
入札方法等		令和7年9月	17日 から	令和7:	<b>年10月6日</b> まで		
	入札期間		子入札システムの稼働				
開札日時	令和7年10月9日 午前9時00分						
及び場所	市和7年10万3日   T 同3時00万   津市上下水道庁舎2階 入札室						
予定価格		.753,000	 円 (税抜き)				
最低制限価格	<b>64,753,000</b> 円 (枕扱さ)						
入札保証金	<b>免除</b>						
契約保証金	契約金額の100分の10以上						
前金払	実料金額の100分の10以上   有						
部分払	無						
積算内訳書	· ***						
7月升/71八首	要 ・オル生に会めて東西NMについては、東後第本刑を併け、飢業免入せる事項のしたりしてて						
	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。						
	・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。						
その他	この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。						
	・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。						
	・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会 (小口径管)、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以						
	下)をいう。						

津市上下水道事業公告第38号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第4条の規定により公告します。

令和7年9月16日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

別紙のとおり

### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和7年度下工維補第2号 高洲東丸之内幹線下水道管更生工事
- (2) 工事場所 津市高洲町及び住吉町地内
- (3) 工事概要 管きょ内面被覆工 257 m
- (4) 工期 契約締結日から起算して266日間
- (5) 予定価格 227,671,000円(税抜き)

### 2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から契約締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に 該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成18年1月1日施行。 以下「要領」といいます。)第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査)の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する特定建設業の 許可(土木工事業)を受けている者

- (7) 本市の区域内に本店又は支店若しくは営業所等(建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。)を有する者
- (8) 審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までの経営規模評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値について、本市の区域内に本店を有する者にあっては850点以上、それ以外の者にあっては1,200点以上の者
- (9) 下水道管更生工法((公財)日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている複合管工法のうち、本件工事の管径及び施工条件等に対応できる工法に限ります。)の協会員である者
- (10) 官公庁等で発注され、過去10年間(平成27年度以降)に施工が完了 した、次の工事の元請実績を有する者(共同企業体による工事の場合は、 出資比率20%以上の代表構成員としての実績に限ります。)

下水道管更生工法((公財)日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている工法に限ります。(12)において同じ)による本管1スパン以上の下水道管更生工事等

- (11) 本件工事に、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項第2号に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。(専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。)
- (12) 下水道管更生工法の施工技術の認定証等を有する者を配置できる者。 (11)に掲げる専任の監理技術者又は監理技術者補佐及び現場代理人と兼務可)
- (13) 上記(11)及び(12)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な 雇用関係にあるものに限ります。)

### 3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和7年9月16日(火)から同年10月3日(金)まで
- (2) 配付場所 ア 津市入札情報公開システムからダウンロード (津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。)

イ 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当 (配付期間は、上記(1)の期間(土曜日・日曜日・祝日を除 く。)の午前8時30分から午後5時15分まで)

### 4 入札参加申込書等の提出等

(1) 本件工事の条件付一般競争入札に電子入札で参加を希望する者は、入札参加申込書等を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

# ア 提出期間

令和7年9月16日(火)午前8時30分から同年10月3日(金)まで(電子入札システム稼働時間中に限りますが、提出期間初日(9月16日)は午前8時30分から、提出期間最終日(10月3日)は午後5時15分までとします。)

#### イ 提出場所

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財產担当

#### ウ 提出方法

必ず津市条件付一般競争入札参加申込書(表紙)を電子入札システムで提出してください。

なお、その他の提出書類も電子入札システムで提出することができますが、ファイル容量が3MBを超過する場合は、津市条件付一般競争入札参加申込書(表紙)を電子入札システムで提出し、その他提出書類は窓口に持参してください。ただし、津市電子入札実施要綱第7条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、上記アの期間に全ての提出書類を持参により提出することができます。

### (2) 提出書類

- ア 津市条件付一般競争入札参加申込書(表紙)
- イ 土木工事業に係る特定建設業の許可証の写し
- ウ 審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までの経営 規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- エ (公財)日本下水道新技術機構発行の建設技術審査証明書の写し、属している下水道管更生工法の協会が発行する会員証等の写し及び属している協会の下水道管更生工法のパンフレット及び施工手順書等((公財)日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている複合管工法のうち、本件工事の管径及び施工条件等に対応できる工法に限ります。)

- オ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証(表・裏)及び監理技術者 講習修了証の写し
- カ 属している下水道管更生工法の協会が発行する施工技術者の認定書等 の写し
- キ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- ク 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し(建設業許可 (更新)申請に必要な専任技術者調書の写し)
- ケ 上記 2 (10) に規定する施工実績を証する書類 (施工実績届出書及び工事 内容等が確認できる書類)
- コ 施工計画工程表(事前審査用)
- サ 宣誓書
- (3) 入札参加資格の審査結果 令和7年10月9日(木)までに入札参加資格審査結果を通知します。

### 5 設計図書等の閲覧等

- (1) 閲覧期間 令和7年9月16日(火)から同年10月28日(火)まで
- (2) 閲覧場所 ア 津市入札情報公開システム

(津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。)

イ 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当 (閲覧期間は、上記(1)の期間(土曜日・日曜日・祝日を 除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで)

### 6 工事の質疑等

- (1) 施工計画に関する質疑等
  - ア 質問受付 令和7年9月24日(水)正午までに指定の質問書により FAX又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契 約財産担当に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、 必ず着信の確認を行ってください。

- イ 回答方法 令和7年9月29日(月)までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。
- (2) 見積に関する質疑等
  - ア 質問受付 令和7年10月3日(金)正午までに指定の質問書により FAX又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契

約財産担当に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、 必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年10月10日(金)までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

# 7 入札方法及び入札期間

入札方法は、電子入札システムを利用し、次の入札期間中に入札価格その 他の所定の情報を入力し、積算内訳書(指定様式に限ります。)を電子入札 システムにて提出してください。

入札期間 令和7年10月10日(金)から同年10月24日(金)まで (電子入札システムの稼働時間中に限ります。)

ただし、津市電子入札実施要綱第7条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり、入札書及び積算内訳書を郵送してください。

# 8 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年10月28日(火)午前9時から
- (2) 場所 津市上下水道庁舎2階入札室

### 9 入札保証金

入札保証金は免除します。

### 10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則(平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。)第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険 証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出する ことにより、契約保証金の納付を免除することができます。

#### 11 開札の立会

入札をした者のうち開札の立会いを希望する者は、当該開札に立ち会うことができます。

### 12 無効の入札

無効の入札は、次の(1)から(3)に掲げるいずれかの事項に該当する場合とします。

# (1) 共通の無効

- ア 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- イ 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- ウ 申請書類等に不備があるとき。
- エ 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- オ 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- カ 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- キ 著しく信義に反する行為をしたとき。
- ク 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- ケー入札金額を訂正しているとき。
- コ 入札金額と積算内訳書の金額が異なるとき。
- サ 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

### (2) 電子入札の無効

- ア 入札書に指定された事項が入力されていない入札、不要な項目が入力されている入札又は入力された内容が不明確な入札
- イ 電子入札システムにより積算内訳書が提出されていない入札
- ウ 記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札
- エ 電子証明書の不正な使用があった入札

#### (3) 郵便入札の無効

- ア 郵便入札を承認されていない者が行った郵便入札
- イ 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- ウ 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- エ 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間 内の日付となっていないとき。
- オ 入札書の記載事項が確認できないとき。
- カー入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- キ 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
- ク 入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。
- ケ 積算内訳書が同封されていないとき。

- コ 封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- サ 封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

## 13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

### 14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

### 15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

### 16 その他の注意事項

- (1) 前金払 有
- (2) 部分払 無
- (3) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムで入札書に入力してください。
- (4) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。 なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定します。
- (5) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (6) 電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断したときは、当該入札を延期し、若しくは中止し、又は郵便入札に変更することがあります。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができな

いときは、入札を延期又は中止することがあります。

- (8) 入札の中止等に至った場合において、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領(平成18年1月1日施行)に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等(設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等)についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (11) 本件工事は津市公契約条例(平成29年津市条例第22号)第6条の2 第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和7年度津市公契約条例労働報酬 下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

(12) 本件は月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)試行案件です。

担当課(問い合わせ先)

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財產担当

電話番号 059-237-5803

FAX 059-237-5819

津市上下水道事業公告第39号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年9月29日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

別紙のとおり

事後審	査型条件付-	一般競争入札							
公告日	令和7	年9月29日	工事担当課		水道整備課				
	令和7年度水	整第26号							
工事名	│ │ 公共下水道事	業に伴う垂水地内暦	7. アンス	D2)					
工事場所	津市 垂水			地内					
	配水管布設工	PPφ50mm 98.9	m						
	   仕切弁設置工	. φ50mm 2箇所							
工事概要	   不断水仕切弁	設置工 φ50mm 2	2箇所						
工期	契約締結日か	 ら起算して87日間							
発注業種	土木一式(	(配水管工事)							
	建設業許可	特定・一般							
	所在地要件	市内本店							
	格付要件	あり							
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津•香良洲		【格付】B				
	地 域 ·	【フ゛ロック】	【地区】		【格付】				
┃ ┃ 参加資格	格付要件	【フ゛ロック】	【地区】		【格付】				
に関する		【フ゛ロック】	【地区】		【格付】				
事項	同種工事								
	実績要件								
	++-445:=44.705/44-	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務	8経験)以上の	者(津市発注工事における専任配置)				
	技術者要件	現場代理人	常駐配置(主任技行	析者と兼務可	])				
	その 他 亜 仕	津市水道事業指定	E給水装置工事事業者	ずである者					
	ての個女件	その他要件 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者							
設計図書等	提出期限	令和7年10月2日	午後 5 時 ま	で(指定の	質問書を使用すること)				
に関する	回答日	令和7年10月8日	津市入札情報	公開システ	ムにて回答				
質問	提出先	上下水道管理課契	!約財産担当(津市上	下水道庁舎	2階) 又はFAX059-237-5819				
	入札方法	津市電子入札シス							
入札方法等	入札期間	令和7年9月			<b>年10月14日</b> まで				
			一入札システムの稼働	動時間中に『	艮る。 				
開札日時 及び場所	令和7年10.	_	午前9時00分						
		庁舎2階 入札室							
予定価格		249,000	円 (税抜き)						
最低制限価格	有								
入札保証金	免除								
契約保証金	,	00分の10以上							
前金払	有								
部分払	無								
積算内訳書	要	フォボルをリストリング	10. 古华京太阳夕川		<b>11世</b> 写声研のしわりしよっ				
					入札共通事項のとおりとする。				
					書を提出をすることができます。				
					り)」のとおり郵送してください。				
その他		,			担当課執行分を除く。 道協会の配水管工技能講習会				
	(小口径管)、				国協会の配水官工技能調督会 研修会(耐震管口径450mm以				
	下)をいう。								
I									

<b>事</b> 俊番	<b>企型条件付</b> ·	一般競争入札				
公告日	令和7	年9月29日	工事担当課		営繕課	
	令和7年度営	水施第34号	!	ļ		
工事名	三雲浄水場管	理棟防水改修工事				
工事場所	松阪市 甚目	#J <sup>†</sup>		地内		
	防水改修工事	一式				
工事概要						
工期	契約締結日か					
発注業種	防水					
	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	津市内本店				
	格付要件	A 1				
		【ブ゛ロック】	【地区】		【格付】	
	地域・	【フ゛ロック】	【地区】		【格付】	
参加資格	格付要件	【フ゛ロック】	【地区】		【格付】	
に関する		【フ゛ロック】	【地区】		【格付】	
事項	同種工事				1	
	実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務		者(津市発注工事に	おける専任配置)
	1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	現場代理人	常駐配置(主任技	術者と兼務可	J)	
	その他要件					
設計図書等	提出期限	令和7年10月2日			質問書を使用する	) (35)
に関する質問	回答日	令和7年10月8日	津市入札情報			XAEA AAE EA1A
A IN	提出先		段約財産担当(津市上	- 「水道厅管	(2階) 又はFA.	X 059-237-5819
1 +1 + 3+ 66	入札方法	津市電子入札シス		<b>∆ 1</b> 17	左10日14日	
■ 入札方法等	入札期間	令和7年9月			年10月14日	まで
	<b>△</b> €17/E10		子入札システムの稼( 	期時間甲(に)	氏る。	
開札日時 及び場所	令和7年10 <sub>.</sub>	<b>月 10日</b> 1庁舎 2 階 入札室	午前9時15分			
予定価格		·····································	 円 (税抜き)			
最低制限価格	有	,327,000	11 (1761)(20)			
入札保証金	免 除					
契約保証金		00分の10以上				
前金払	有	0 0 0 0 0 1 0 0 1 1 1				
部分払	無					
積算内訳書	要					
	・本公告に定め		 〔は、 <b>事後審査型条件</b>	 -付一般競争	 入札共通事項の。	 とおりとする。
			き、承認を受けた者は			
			について(令和7年6月			
			は上下水道管理課発			
その他		- 1-19-14 C ) ( 11-4 W) / (			. — ~ K D (11 /) C [	

公告日     令和7年9月29日     工事担当課     水道施設課       工事名     令和7年度水施継第5号     垂水山ポンプ場ポンプ設備(制御盤及び送水ポンプ等)更新工事       工事場所     津市 垂水     地内       ポンプ設備(制御盤及び送水ポンプ等)更新工事 一式ポンプ制御盤 1面     吸込圧力計 1台送水ポンプ(口径100mm) 2台       工期     契約締結日から起算して336日間       発注業種     機械器具設置       建設業許可     特定・一般	
工事名       垂水山ポンプ場ポンプ設備(制御盤及び送水ポンプ等)更新工事         工事場所       津市 垂水 地内         ポンプ設備(制御盤及び送水ポンプ等)更新工事 一式 ポンプ制御盤 1面 吸込圧力計 1台 送水ポンプ(口径100mm) 2台         工期       契約締結日から起算して336日間         発注業種       機械器具設置	
垂水山ポンプ場ポンプ設備(制御盤及び送水ポンプ等)更新工事         工事場所       津市 垂水       地内         ポンプ設備(制御盤及び送水ポンプ等)更新工事 一式       ポンプ制御盤 1面         工事概要       吸込圧力計 1台       送水ポンプ(口径100mm) 2台         工期       契約締結日から起算して336日間         発注業種       機械器具設置	
ポンプ設備(制御盤及び送水ポンプ等) 更新工事 一式 ポンプ制御盤 1面 吸込圧力計 1台 送水ポンプ(口径100mm) 2台 工 期 契約締結日から起算して336日間 発注業種 機械器具設置	
エ事概要     ポンプ制御盤 1面       吸込圧力計 1台     送水ポンプ(口径100mm) 2台       エ 期     契約締結日から起算して336日間       発注業種     機械器具設置	
工事概要     吸込圧力計 1台 送水ポンプ(口径100mm) 2台       工期     契約締結日から起算して336日間       発注業種     機械器具設置	
送水ポンプ(口径100mm) 2台       工期     契約締結日から起算して336日間       発注業種     機械器具設置	
工 期     契約締結日から起算して336日間       発注業種     機械器具設置	
発注業種       機械器具設置	
発注業種       機械器具設置	
■ 建設業許可 ■ 特定・一般	
所在地要件 東海三県(三重県、愛知県、岐阜県)内本店又は支店等	
格付要件 なし	
【ブ・ロック】 【地区】 【格付】	
地域・【ブロック】 【地区】 【格付】	
参加資格 格付要件 【ブロック】 【地区】 【格付】	
[プロック] 【地区】 【格付】	
事 項 過去10年間(平成27年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以機械器具設置工事で発注された水道施設のポンプ(口径80mm以上)の製据付工事	
主任(監理)技術者 同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における 技術者要件	専任配置)
現場代理人 常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件 経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和5年10月1日~令和6年9月30日)	
設計図書 提出期限 令和7年10月2日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)	
等 に関する 回答日 令和7年10月8日 津市入札情報公開システムにて回答	
質	-237-5819
入札方法 津市電子入札システムによる	
入札方法等 <b>令和7年9月30日</b> から <b>令和7年10月14日</b>	まで
入札期間 ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。	
開札 日時 <b>令和7年10月16日 午前9時30分</b>	
及び場所 津市上下水道庁舎2階 入札室	
予定価格 27,126,000 円 (税抜き)	
最低制限価格 有	
入札保証金 免 除	
契約保証金 契約金額の100分の10以上	
前 金 払 有 (令和8年4月以降)	
部分払 有	
積算内訳書 要	
・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおり	とする。
・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることが	できます。
この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送して	ください。
・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団そで定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。	
※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。	
※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。	

尹 後 番	直至未什的	一般競爭人和						
公告日		7年9月29日	工事担当課		一志事業所			
工事名	令和7年度か	〈一水施第2一3号						
<u> </u>	白山元取・青	f山高原送水ポンプ <sup>は</sup>	場真空ポンプ取替修絡	<u> </u>				
工事場所	津市 白山	町大原		地内				
	真空ポンプ取	替修繕 一式						
	真空ポンプユ	ニット(口径25mm)	1基					
工事概要								
工期	契約締結日か	 \ら起算して123日間	1					
発注業種	機械器具部		<u> </u>					
九世太佳	建設業許可	<b>▼</b>						
	所在地要件	117-		内本店又は	 は支店等			
	格付要件	<b>+</b> .	東海三県(三重県、愛知県、岐阜県)内本店又は支店等なし					
	16 17 2/11	【フ゛ロック】	【地区】		【格付】			
	地域・	【フ゛ロック】	【地区】		【格付】			
参加資格	格付要件	【ブ゛ロック】	【地区】		【格付】			
に関する		<b>→</b> 過去10年間(平成	」 <u> </u>	 が完了したT		 -次下請実績		
事項	同種工事 実績要件	で以下のとおり	事で発注された水道が					
			だし、下請についても					
	++/生之田/+	主任(監理)技術者	主任(監理)技術者 同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)					
	技術者要件	現場代理人	常駐配置(主任技術	おおと 兼務可	1)			
	その他要件		いて発注業種の年平					
	(審査基準日:令和5年10月1日~令和6年9月30日)							
設計図書		提出期限 令和7年10月2日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)						
に関する 質 問	回答日	令和7年10月8日	津市入札情報					
貝川	提出先	上 ト 水 迫 管 埋 課 学 津 市 電 子 入 札 シ ン	契約財産担当(津市上	卜水迫厅告	2階)又はFAX0	59-237-5819		
7 +1 + 3+ 55	入札方法	11 11 11 11 11 11		<b>△</b> €⊓7.	午10日14日	+~		
入札方法等	入札期間	令和7年9月			年10月14日 	まで		
	令和7年10	ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。 <b>月16日 午前9時45分</b>						
開札日時 及び場所	1	<b>万10日</b> 道庁舎2階 入札室	────────────────────────────────────					
予定価格		.033,000	 円 (税抜き)					
最低制限価格	無	.033,000	11 (1711)(2)					
入札保証金	免除							
契約保証金	免除							
前金払	有							
部分払	無							
積算内訳書	要							
	・本公告に定め	のる事項以外について	には、事後審査型条件	付一般競争	入札共通事項のとは	おりとする。		
	・津市電子入札	実施要綱第7条に基づ	き、承認を受けた者は、	郵便で入札	書を提出をすること	ができます。		
	この場合、別細	氏「郵便入札の取り扱い	について(令和7年6月	以降公告分よ	り)」のとおり郵送し	してください。		
その他			庁等とは、国の機関 関 専町材等及びコ					
ての他	道、空港)、資	ェ 百 む。 ) 、	県、市町村等及びコ! 気、ガス、石油)、i	ノンク登録。 通信会社等)	された公益氏間狂き ことする。	R (父理 (鉄		
	※津市発注工事	事とは調達契約課又は	は上下水道管理課発活	主工事で、打	担当課執行分を除ぐ	<b>&gt;</b> 0		
	※工場製作のみ	みを行う期間において	ては、配置技術者の変	変更を認める	る。			
1	-							

尹[後]	宜空米件的	一般競争人札						
公告日	令和7	年9月29日	工事担当課		下水道施設課			
工事名	令和7年度下	施共第2一2号						
	ピュアタウン	,共同汚水処理施設沒	5泥処理設備(NO.	2 曝気ブロ	コワ)修繕			
工事場所	津市 安濃	町妙法寺		地内				
	曝気ブロワ修	善 一式						
	ブロワ分解圏	修備 1台						
工事概要								
	±7.61.6+6+ = 1.	> +1 <del>( ) - 1 ( ) - 1</del>						
工 期 発注業種		契約締結日から起算して147日間 機械器具設置						
光 任 未 性	建設業許可	【旦 ┃ 特定・一般						
	所在地要件		 景、愛知県、岐阜県)	# <del>*</del> ###	+ 士 r b 公			
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	内本店又16	は又店寺			
	格付要件	なし	7 3		¥16.713			
	地 域・ 格付要件	[7" ロック]	【地区】		【格付】			
		[7 py/]	【地区】		【格付】			
参加資格		【フ゛ロック】 	【地区】		【格付】			
に関する 事 項		【フ゛ロック】	【地区】		【格付】			
	同種工事 実績要件				宮公庁等元請実績で以下のとおり 作、据付工事又は修繕			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務	8経験)以上の	者(津市発注工事における専任配置)			
	1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	現場代理人	常駐配置(主任技術	術者と兼務可	<u>(</u> )			
	その他要件		いて発注業種の年平 05年10月1日~令和					
設計図書	提出期限	令和7年10月2日	午後5時ま	で(指定の質	質問書を使用すること)			
等 に関する	回答日	令和7年10月8日	津市入札情報	公開システ	ムにて回答			
質問	提出先	上下水道管理課契	2約財産担当(津市上	下水道庁舎	2階)又はFAX059-237-5819			
	入札方法	津市電子入札シス	ステムによる					
入札方法等	入札期間	<b>令和7年9月30日</b> から <b>令和7年10月14日</b> まで						
	) (4 G)	ただし、津市電子	子入札システムの稼働	動時間中に附	<b>見る</b> 。			
開札日時	令和7年10	月16日	午前10時00分					
及び場所	津市上下水道	方舍2階 入札室						
予定価格	1,	889,000	円 (税抜き)					
最低制限価格	無							
入札保証金	免 除							
契約保証金	免 除							
前金払	有							
部分払	無							
積算内訳書	要							
	・本公告に定め	る事項以外について	だは、事後審査型条件	-付一般競争.	入札共通事項のとおりとする。			
					書を提出をすることができます。			
					り)」のとおり郵送してください。			
その他	で定める法人を	と含む。)、都道府!		リンズ登録る	去人、公団、事業団その他政令 された公益民間企業(交通(鉄 とする。			
	※津市発注工事	耳とは調達契約課又(	は上下水道管理課発	注工事で、打	<b>坦当課執行分を除く。</b>			
	※工場製作のみ	⋆を行う期間におい <sup>、</sup>	ては、配置技術者の	変更を認める	3.			

# 津市消防本部告示第2号

津市火災予防条例(平成18年津市条例第260号)第42条の2第1項の 規定により、指定催しを次のとおり指定する。

令和7年9月19日

津市消防長 中 川 達 也

- 1 指定催し 津まつりに伴う露店催し
- 2 指定期間

上記の指定催しに対し、指定の日から当該指定催しが終了する日までとする。

### 津市消防本部公告第2号

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の4の規定により命令を行いましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年9月25日

津市消防長 中 川 達 也

- 1 命令を受けた防火対象物の所在地及び名称
  - (1) 所在地
    - 三重県津市八町二丁目2番6号
  - (2) 名称

仕出し割烹しげよし津店

- 2 命令を受けた者の氏名
  - (1) 株式会社内金 代表取締役 内田 義弘
  - (2) 株式会社寿美家和久 代表取締役 小清水 丈久
- 3 命令事項
  - (1) 令和8年3月25日までに建物二階部分に屋内消火栓設備を設置すること。
  - (2) 令和8年3月25日までに建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
- 4 命令者

津市中消防署長 伊野 匠

津市教育委員会告示第10号 教育委員会を次のとおり招集する。 令和7年9月24日

# 津市教育委員会教育長 森 昌 彦

- 1 招集の日時令和7年9月29日(月) 午前10時から
- 2 招集の場所津市教育委員会庁舎 4 階教育委員会室
- 3 会議の事件
  - (1) 人事異動について
  - (2) 津市教育委員会の点検及び評価について
  - (3) 令和7年度津市教育功労者表彰について

津市選挙管理委員会告示第67号

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程及び津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年10月1日

津市選挙管理委員会 委員長 磯 部 憲 夫

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の 公営に関する規程及び津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運 動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

(津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公 営に関する規程の一部改正)

第1条 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成 の公営に関する規程(平成18年津市選挙管理委員会告示第5号)の一部を 次のように改正する。

第4号様式備考4(2)ア中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同備考4(2)イ中「270,655円」を「293,440円」に、「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

第6号様式備考2(1)中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、 同備考2(2)中「270,655円」を「293,440円」に、「28円3 5銭」を「30円73銭」に改める。

(津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に 関する規程の一部改正)

第2条 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程(平成21年津市選挙管理委員会告示第74号)の一部を次のように改正する。

第4号様式備考4(2)及び第6号様式中「7円73銭」を「8円38銭」に 改める。

附則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選

挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程及び第2条の規定による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

# 津市監查委員告示第12号

令和7年9月3日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、 令和7年9月17日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に 基づき、公表する。

令和7年9月26日

津市監査委員 小 津 直 久 津市監査委員 安 井 広 伸 津市監査委員 片 山 光 津市監査委員 安 積 むつみ

### 第1 請求の受付

- 受付年月日
   本件監査請求書は、令和7年9月3日に受付した。
- 2 請求人の住所・氏名

住所 津市

氏名 省略

3 請求の概要 (ほぼ「請求書」原文のまま記載)

請求者(甲)〇〇 〇〇

該当特別職(乙)前葉 泰幸 津市長

該当職員(丙)地域連携課 課長

該当自治会(丁)市営住宅の入居者のみで構成される5つの自治会(甲 第1~5号証の自治会)

市営住宅の入居者のみで構成される5つの自治会の町自治会交付金の 過大請求について

(1) 経緯と請求の要旨

<町自治会交付金の過大請求の範囲を(丁)に限定し、甲第6号証(入 居戸数)を用いて検証1、2、3及び4を行い、過大請求の根拠を示 す。>

町自治会交付金等の過大請求に関する事項 令和7年8月15日 津市監査委員告示 第9号告示

(1) 公開質問状(甲)の質問 令和7年3月17日<抜粋>

問10 過去に遡って町自治会交付金の調査を行なわない理由、 町自治会交付金及び自治会長報償金の過大請求分の返還を求めな い理由を教えてください。

公開質問状(乙)の回答 令和7年4月11日<抜粋>申請年度の基準に基づき、申請された自治会加入世帯数を審査し、交付決定及び額の決定を行っていた(検証1)ことから、改めて過去分について聞き取り調査等を行い、返還を求めることは考えていません。

(2) 第3 監査の結果 (6) 請求人の請求に対する監査対象部局の (丙)の回答

イ 第1の3の(1)のイの回答(中日新聞 記事 2024年7月31日)

「市営住宅を担当する部署は正確な入居戸数を把握していたが、 市役所内の連携が不十分で、自治会から申請を受け付ける部署が 確認していなかった。」に対する回答

市営住宅課が把握をしているのは入居状況であり、町自治会加入世帯数ではない(検証2)。また、町自治会は任意の団体であり、町自治会の区域に居住する者であっても町自治会に加入していないケースや、二世帯住宅などで一戸に入居している複数世帯が町自治会にそれぞれ加入しているケース、町自治会の区域外に転居した世帯が引き続き転居前の自治会に加入するケースがあるなど実態は様々。これらのことから、市営住宅課が把握している入居状況が、町自治会交付金の算出の根拠となるとは考えていない。

しかしながら、令和6年7月の新聞報道を受けて調査を行ったところ、市営住宅の入居戸数は、町自治会加入世帯とは必ずしも一致しないものの、一定の指標とすることができる数値であることが確認できた。このことを受けて、市営住宅課と協議をし、町自治会側から入居戸数に係る問合せがあった場合、回答をしてもらえるように調整をしたので、市営住宅の世帯のみで構成されている町自治会には、申請書を作成する際に、市営住宅課から教えてもらえる入居戸数も参考にできることを伝えている。

#### 検証1

- (乙)の回答より「令和6年度の基準に基づき申請時の自治会加入世帯数(令和6年4月1日)を審査した結果(申請時の加入世帯数(基準内)と記す。)、交付決定及び額の決定を行っていた。」となる。この数値の是非を検証する。
- 表1 修正後の世帯数を真の値とし、申請時の加入世帯数(基準内) との割合 申請時の加入世帯数(基準内)/修正後の世帯数 (丁)の令和6年度町自治会交付金の申請内容に関する調査結 果に必要部分追加)

自治会名	000000	0000	00000	000000	0000
管理戸数	448	72	79	130	109
申請時の加入世帯数 (基準内)	430	72	79	130	112
修正後の世帯数	227	42	60	85	75
申請時の加入世帯数 (基準内) /修正後の世帯数	189 (%)	171 (%)	132 (%)	153 (%)	149 (%)
交付金返還金額(円)	267, 010	39, 300	23, 810	58, 950	48, 470

過大請求分合計 約44万円

# 【検証1の結果】

住民基本台帳を用いて「加入世帯数が基準内である」とした交付 決定及び額の決定「過大請求分合計 約44万円」は、物価高で苦 しんでいる市民から見て到底納得できない数値である。この無駄な お金が、(丁) に交付され新聞発表まで放置されてきた。

報道発表資料2024年10月3日に、(丙)は、「令和6年7月31日の中日新聞(入居戸数の190%と示され乖離幅が大きすぎる)との報道を受け、事実確認を目的として令和6年度町自治会交付金の申請内容について調査を行った。」とある。

< Q1>この調査時、(丙)は、過大請求が認められる該当の自治会 に対し、返還請求権が残る令和2,3,4,5年度の過大請求 について質問されたのですか。

該当の自治会は、質問にどのような返答をされたのですか。 「該当の自治会は、過大請求がありません。」と返答したのですか。

もし、該当の自治会に質問されなかったのなら、その理由は何ですか。

<Q2>監査委員は、住民監査請求(令和7年6月18日付け)に基づき(丙)に対し<Q1>と同一趣旨の質問をされたのですか。 検証2

「市営住宅課が把握をしているのは入居状況であり、町自治会加入世帯数ではない。」を検証する。

入居戸数は、津市「市営住宅の設置及び管理に関する条例(家賃の納付)第20条及び2」により把握されている数値である。ここでは、入居戸数を(丁)の加入世帯数として使用できるかを検証す

### <自治会加入世帯数の考察>

### <いろいろな理由>

A:町自治会に加入していないケース

B:二世帯住宅などで一戸に入居している複数世帯が町自治会に それぞれ加入しているケース

町自治会の区域外に転居した世帯が引き続き転居前の自治会に加 入するケース (稀なので、除外する)

表2 令和6年度修正後の世帯数(真の値)として入居戸数との割 合 入居戸数/修正後の世帯数

自治会名	000000	0000	00000	000000	0000
入居戸数 (戸)	223	42	58	86	76
修正後の世帯数	227	42	60	85	75
入居戸数 /修正後の世帯数	98 (%)	100 (%)	97 (%)	101 (%)	101 (%)

<自治会加入の考察> B 全戸加入 B

Α

Α

### 【検証2の結果】

(丁) の場合は、修正後の世帯数を真の値として入居戸数との比 (%) をとるとその値は100%の近傍にあり、A、Bを考慮して も入居戸数を加入世帯数の基準値として採用できる。

検証1,2より、(丙)が主張している「これらのことから、市 営住宅課が把握している入居状況が、町自治会交付金の算出の根拠 となるとは考えていない。」は、<いろいろな理由>をつけてこれ までの地域連携課の基準値採用のミスを覆い隠そうとしている。

- <Q3>(丙)は、この主張をこれからも(丁)に対し続けてゆくの ですか。
  - (丙)は、「市営住宅の世帯のみで構成されている町自治会には、 申請書を作成する際に、市営住宅課から教えてもらえる入居戸数も 参考にできる。」としている。自治会費を支払った世帯が自治会加 入世帯であり、悪徳自治会は、逆に、入居戸数との間に余裕があれ ば、支払っていない世帯まで加入世帯とする。
- < Q4>なぜ、(丁)に任せ、(丙)自ら、市営住宅課に確認しない

のですか。

### 検証3

(丁) の過大請求の全体像について検証する。

表3 甲第1号証から甲第6号証 より 各年度毎の入居戸数と申請世帯数の変遷

自治会名	000	000000		000000 0000 00000		000000		0000		
管理戸数	44	48	7	72 79		130		109		
数	入居戸数	申請世帯	入居戸数	申請世帯	入居戸数	申請世帯	入居戸数	申請世帯	入居戸数	申請世帯
平成31年	282		55		69		112		92	
令和2年	274		51		65		110		88	
令和3年	263	430	51	72	63	79	105	130	84	112
令和4年	250	430	50	72	63	79	104	130	83	112
令和5年	231	430	44	72	59	79	95	130	75	112
令和6年	223	430	42	72	58	79	86	130	76	112

### 【検証3の結果】

市営住宅の入居戸数は平成31年より減少しているが、申請世帯 数は表中の令和3年度以降では、不自然に一定値である。

「申請年度の基準に基づき、申請された自治会加入世帯数を審査 し、交付決定及び額の決定を行っていた」とすると、住民基本台帳 の数値を利用した審査が、実態(入居戸数)とかけ離れていたとい える。

また、監査委員告示第1号(令和3年2月19日)(2) 市民部 ア 地域連携課 (ア) 町自治会交付金における加入世帯数の確 認について 「措置の内容」が全く実行されていない。

- (丁)において、住民基本台帳を用いた制度設計は、入居戸数に 比べ誤差が大きく統計上正確さに欠けると言わざるを得ない。
- (丁)の交付金に関して行った(丙)の職務の執行が、「地方公務員法第31条 服務の宣誓」の宣誓書文中「誠実かつ公正に職務を執行する」に違反している。
- < Q5 > (丁) と「町自治会交付金等の過大請求に関する事項」津市 監査委員告示第8号 令和6年12月4日 ○○○○○○自 治会を比べ、どこが「誠実かつ公正に」なのですか。

<Q6>過去の過大請求分を請求しない理由が、該当の自治会が多数なので「これまでと同様に自治会との良好な関係を築くために必要である」とするなら、納税者との良好な関係はどうなるのですか。

### 検証4

検証2の結果を用いて、入居戸数を基準とする令和3年度~6年 度(丁)の町自治会交付金の過大請求の詳細について検証する。

- 1. 令和3年~令和6年度入居者のみで構成される自治会毎の 想定される過大請求数と加入世帯数/入居戸数の比(%)を 記す。
- 2. 想定される過大請求数=申請加入世帯数-入居戸数
- <甲>参考のため、\*「住民基本台帳」欄に地域連携課が用いた住民 基本台帳の世帯数そのものを教えていただきたい。(乖離幅では ないので、津市情報公開条例に該当しない。)

甲第1号証と甲第6号証

自治会名	摘	要	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	修正申告
	管理戸数		448	448	448	448	
	入居戸	⋾数	263	250	231	223	
	申請力	叩入世帯数	430	430	430	430	227
00	想定される過大請求数		167	180	199	207	
	申請加入世帯数 /入居戸数		163 (%)	172 (%)	186 (%)	193 (%)	
	*「住!	民基本台帳」					

甲第2号証と甲第6号証

自治会名	摘   要	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	修正申告
0000	管理戸数	72	72	72	72	
	入居戸数	51	50	44	42	
	申請加入世帯数	72	72	72	72	42
	想定される過大請求数	21	22	28	30	
	申請加入世帯数 / 入居戸数	141 (%)	144 (%)	164 (%)	171 (%)	
	*「住民基本台帳」					

甲第3号証と甲第6号証

自治会名	摘要	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	修正申告
	管理戸数	79	79	79	79	
0000	入居戸数	63	63	59	58	
	申請加入世帯数	79	79	79	79	60
0	想定される過大請求数	16	16	20	21	
	申請加入世帯数 / 入居戸数	125 (%)	125 (%)	134 (%)	136 (%)	
	*「住民基本台帳」					

甲第4号証と甲第6号証

自治会名	摘	要	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	修正申告
	管理戸数		130	130	130	130	
	入居	三数	105	104	95	86	
	申請加入世帯数		130	130	130	130	85
00	想定される過大請求数		25	26	35	44	
	申請加入世帯数 /入居戸数		124 (%)	125 (%)	137 (%)	151 (%)	
	*「住」	民基本台帳」					

甲第5号証と甲第6号証

自治会名	摘	要	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	修正申告
0000	管理戸数		109	109	109	109	
	入居戸数		84	83	75	76	
	申請加入世帯数		112	112	112	112	75
	想定される過大請求数		28	29	37	36	
	申請加入世帯数 / 入居戸数		133 (%)	135 (%)	149 (%)	147 (%)	
	*「住民基本台帳」						

# 【検証4の結果】

申請加入世帯数を入居戸数で割った数値が、年度が増えるにしたがって増加している。

市営住宅が年々老朽化し入居戸数が減少していることから、当然、 住民基本台帳の基準をうのみにせず市営住宅課と連携し過去の各年 度毎の入居戸数から正確な加入世帯数を確認すべきであった。

(丙)の主張によると、○○○○○○では、「令和3,4,5年度430世帯から1年の間に最低でも203世帯の転出又は2世帯

住宅203世帯でこの全世帯が加入取りやめ、令和6年度修正申告227世帯になった。」ことになる。

< Q7>(丙)、監査委員は、つじつまが合わないことに簡単に気づけたのではないですか。

#### (2) 結論

- (丙)が、自治会数の多い(丁)との良好な関係維持のために、意図的に、過年度の市営住宅課「入居戸数」の確認を怠った。この対応は、一つの自治会(○○○○○○自治会)との差が歴然で公正さを欠いた、差別的な職務の執行である。差別的な職務の執行を断じて許せない。
- ○○○の問題から何も学ばず、まるで"みかじめ料"的な考え方である。
- (乙)が規則第13条に規定される交付金の返請求権の行使及び報償金の返還請求を怠っていると考え、また、法第242条第1項に規定される住民監査請求の対象とする財務会計行為としての「財産の管理を怠る事実」に該当すると考える。

### (3) 措置の請求

上記の5つの市営住宅(○○○○○自治会、○○○自治会、○○○自治会、○○○自治会、○○○○自治会、○○○自治会)の入居者のみで構成される自治会の加入世帯数は、【検証2の結果】により、入居戸数の数値を基準とし、この基準を用いて聞き取り調査を行い過年度分の過大請求の返還を命じる。

第2 同一住民による同一の財務会計行為又は財産の管理を怠る事実を対象と した住民監査請求について

本件監査請求は、令和3年度から令和5年度に、市営住宅の入居者で構成される5自治会(以下「5自治会」という。)に交付された町自治会交付金について、自治会加入世帯数を用いて算定すべきところ、5自治会の交付金交付申請書には、実際の自治会加入世帯数を上回る世帯数が記載されていた可能性が高く、また、所管する地域連携課(以下「監査対象部局」という。)は、市営住宅課へ入居戸数を確認することを意図的に行わず、過大な町自治会交付金を交付したことにより、本市に損害を与えているため、当時の申請書に記載された自治会加入世帯数が、正確なものであるかについて再調査を行い、令和3年度から令和5年度に交付された町自

治会交付金に過大請求があれば、返還を命じるよう求めているものと解される。

請求人は、令和7年6月18日に、請求件名は異なるものの、町自治会 交付金の過大請求に伴う財産の管理を怠る事実に係る住民監査請求(以下 「前回請求」という。)をしており、これに対し、監査委員は、令和7年 8月7日付けで、「法第242条第1項に規定される財産の管理を怠る事 実はなかった。」とする監査結果を通知している。

昭和62年2月20日最高裁判決では、既になされた住民監査請求を再度行うことの可否について、「法242条1項の規定による住民監査請求に対し、同条3項(※現行法では第5項)の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」と判示しており、同一住民が、住民訴訟を提起することなく、先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は財産の管理を怠る事実を対象として、再度の住民監査請求を行うことは、いわゆる「一事不再理の原則」により、できないものとされている。

#### 第3 本件監査請求内容について

本件監査請求が、前回請求と同一の財産の管理を怠る事実を対象とする 監査請求であるかどうかを一時不再理の原則の観点から、以下のとおり検 証する。

前回請求は、同一住民が、5自治会及びこれ以外の22自治会に係る令和3年度から令和5年度における町自治会交付金の交付に、財産の管理を怠る事実があるとする住民監査請求であり、他方、本件監査請求は、同一住民が、前回請求で対象とした22自治会に係る令和3年度から令和5年度における町自治会交付金の交付に財産の管理を怠る事実があるとする部分を削除し、対象を5自治会の令和3年度から令和5年度における町自治会交付金の交付について財産の管理を怠る事実があるとする内容で構成され、これに、請求人が前回住民監査請求以後に入手した、市営住宅の入居戸数を新証拠として加えた住民監査請求である。

従って、本件監査請求は、自治会の数は異なるものの、同一住民による 同一の財産の管理を怠る事実を監査対象とした住民監査請求であると判断 できる。

また、請求人は、請求の対象となる自治会の数を変更(削減)し、新た な証拠を提出することで、本件監査請求が、前回請求とは別個の住民監査 請求であると主張しているものと解されるが、第2「同一住民による同一 の財務会計行為又は財産の管理を怠る事実を対象とした住民監査請求につ いて」において例示した昭和62年2月20日最高裁判決では、「所論は、 先の監査請求と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求であつても、 新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を資料として提出する場合には、 別個の監査請求として適法である旨主張するが、かかる見解は採用するこ とができない。けだし、住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政 の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公 共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為 又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請 求する権能を住民に与えたものであつて、監査委員は、監査請求の対象と された行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査する に当たり、住民が主張する事由以外の点にわたつて監査することができな いとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出され た証拠資料が異なることによつて監査請求が別個のものになるものではな いからである。また、住民監査請求の制度は、住民訴訟の前置手続として、 まず当該普通地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事 実について監査の機会を与え、当該行為又は当該怠る事実の違法、不当を 当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によつて予防、是正させるこ とを目的とするものであると解せられるところ、法242条の2第1項は、 「普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合に おいて、(中略)裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は 怠る事実につき、訴えをもつて次の各号に掲げる請求をすることができ る。」と規定し、住民訴訟は監査請求の対象とした違法な行為又は怠る事 実についてこれを提起すべきものとされているのであつて、当該行為又は 当該怠る事実について監査請求を経た以上、訴訟において監査請求の理由 として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されていな いものと解せられる。したがつて、主張する違法事由が異なるごとに監査

請求を別個のものとしてこれを繰り返すことを認める必要も実益もないといわざるを得ない。」とも判示しており、かかる請求人の主張を採用することはできない。

なお、請求人は本件監査請求の請求書に、監査対象部局や監査委員に対する複数の質問を記載しているが、法第242条では「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と定められているのみであり、住民監査請求書を用いて、監査対象部局や監査委員に質問等を行うことはできないことを申し添える。

#### 第4 結論

よって、本件監査請求は、前回請求と同一の内容と認め、一事不再理の原則により不適法なものと判断し、却下するものである。

以上